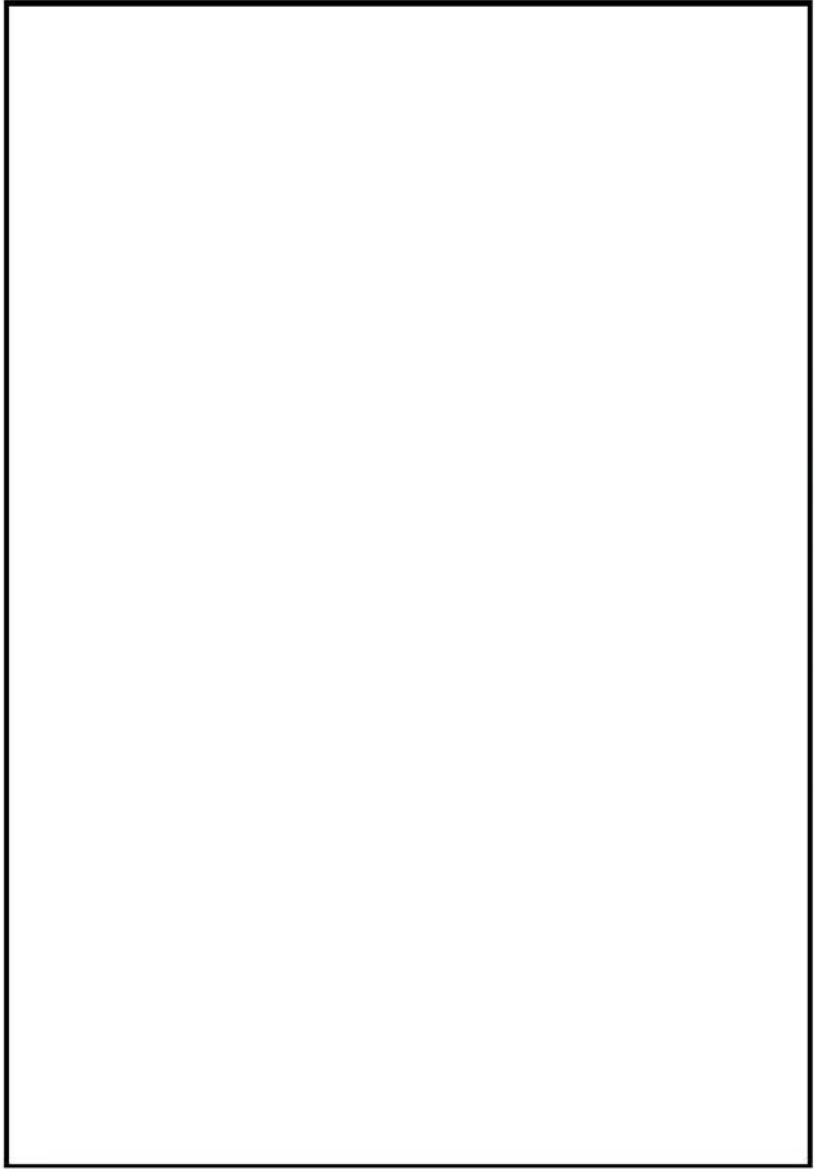
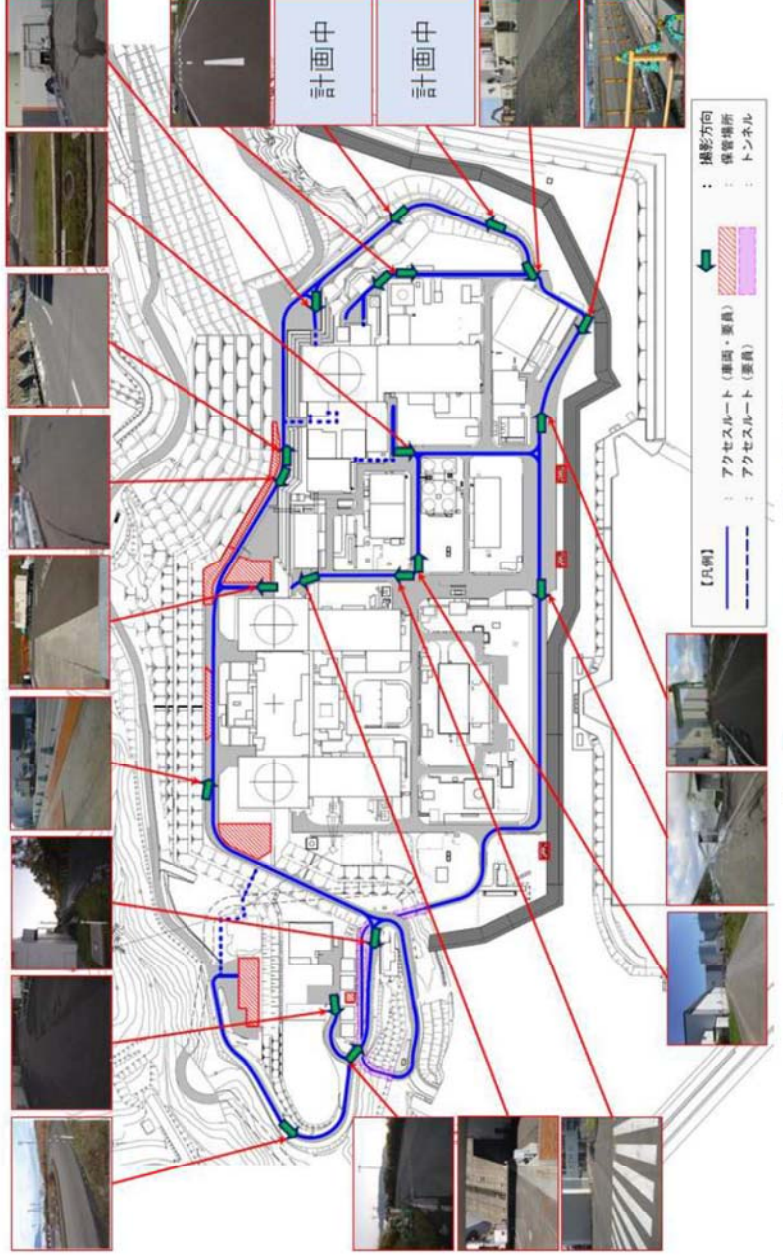


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>別紙(5)</p> <p>屋外のアクセスルート 現場確認結果</p>  <p>第1図 アクセスルート 現場確認結果</p> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	<p>別紙(37)</p> <p>屋外のアクセスルート現場確認結果</p>  <p>第1図 アクセスルート 現場確認結果</p>	<p>【島根】記載表現の相違                  ・プラントの相違による                  図の内容の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p style="text-align: right;">補足 (1)</p> <p>第159回審査会合（平成26年11月13日）からの主要な変更点について</p> <p>第159回審査会合(平成26年11月13日)から第819回審査会合(令和元年12月24日)間の主な変更点について、先行他プラントの状況や島根2号炉の審査の進捗により対応が必要となった保管場所及び屋外アクセスルートについて、以下のとおり変更を実施した。</p> <p>1. 保管場所の変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予備も原子炉建物から100m以上の隔離距離を確保することとしたため、2号炉原子炉建物から100m以内に予備置場として設定していた第4保管エリアを他の保管場所と統合し、第5保管エリアを第4保管エリアとして再設定した。</li> <li>・可搬型設備の数量見直し等に伴い、第1保管エリア及び第4保管エリアの形状を変更した。</li> <li>・構内敷地造成、可搬型重大事故等対処設備等の数量見直しに伴い、第3保管エリアをE L44mからE L33mに移設した。</li> <li>・輪谷貯水槽（西1/西2）を密閉式貯水槽に変更し、貯水槽上面を第2保管エリアとして設定した。</li> </ul> <p>2. 屋外アクセスルートの変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所構内の道路をアクセスルート（可搬型設備の運搬、要員の移動等が可能なルート）とサブルート（地震及び津波時に期待しないルート）に再設定した。</li> <li>・1号炉北側の防波壁内側に新たにサブルートを設定し、防波壁内側に1, 2号炉の周回ルートを確認した。</li> <li>・管理事務所2号館は損壊することを前提として評価を行った。その結果、必要な幅員が確保できないことから、南側背後斜面の一部を切取り、管理事務所2号館の損壊による影響範囲外にアクセスルートの必要な幅員を確保した。</li> <li>・通行不能となる全ての段差発生箇所に対して、あらかじめ段差緩和対策を行うこととする。これにより、仮復旧なしで可搬型設備の通行が可能である。</li> </ul>	<p style="text-align: right;">補足資料(1)</p> <p>第38回審査会合（平成25年10月29日）からの主要な変更点について</p> <p>第38回審査会合（平成25年10月29日）からの主な変更点について、先行他プラントの状況や泊3号炉の審査の進捗により対応が必要となった保管場所及び屋外アクセスルートについて、以下のとおり変更を実施した。</p> <p>1. 保管場所の変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林火災の影響を考慮し、46m車庫エリアは保管場所として期待しないこととした。</li> <li>・泊支線送電鉄塔の倒壊時のアクセスルートへの影響を考慮し、展望台行管理道路脇西側60mエリアは保守点検による待機除外時のバックアップ専用の保管場所とした。</li> <li>・可搬型重大事故等対処設備の配置見直しに伴い、1, 2号炉北側31mエリアの形状を変更した。</li> <li>・原子炉補助建屋からの隔離距離との関係を明確にするため、2号炉東側31mエリアを(a)と(b)に区分し再設定した。</li> </ul> <p>2. 屋外アクセスルートの変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所構内の道路をアクセスルート（地震及び津波時に期待しないルート）及び自主整備ルート（使用可能な場合に活用するルート）に再設定した。</li> <li>・防潮堤の再構築に伴いアクセスルートを以下のとおり変更した。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ T.P.+31mからT.P.+10mへのアクセスルートは、西側は岩盤内にトンネルを設置し、東側は形状を変更した道路を設置。</li> <li>➤ T.P.+10mにおけるアクセスルートについては、防潮堤の内側に道路を設置。</li> </ul> </li> <li>・先行他プラントの審査状況を踏まえ、T.P.+10mにおける3号炉原子炉建屋西側を経由したルートの設定を変更した。</li> <li>・通行不能となる全ての段差発生箇所に対して、あらかじめ段差緩和対策を行うこととする。これにより、段差解消作業なしで可搬型設備の通行が可能である。</li> </ul>	<p>【島根】記載内容の相違                      ・プラントの相違による保管場所及びアクセスルート設定変更の相違</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

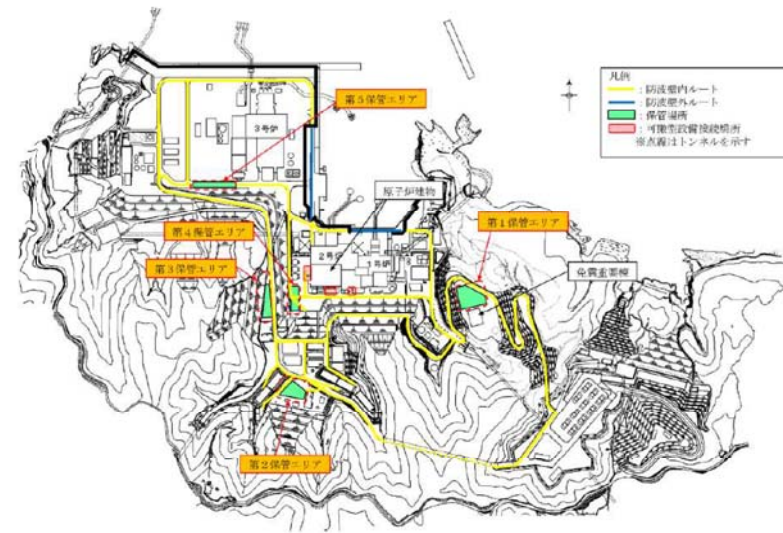
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

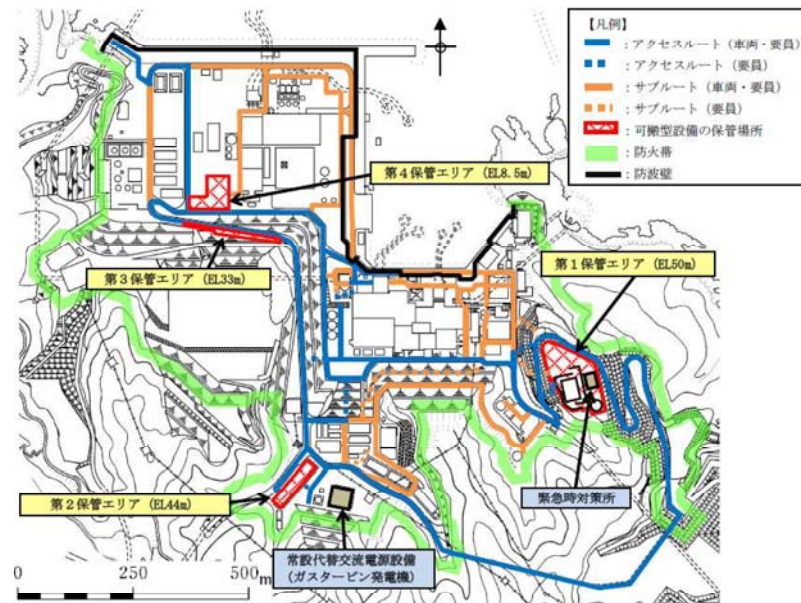
島根発電所2号炉

泊発電所3号炉

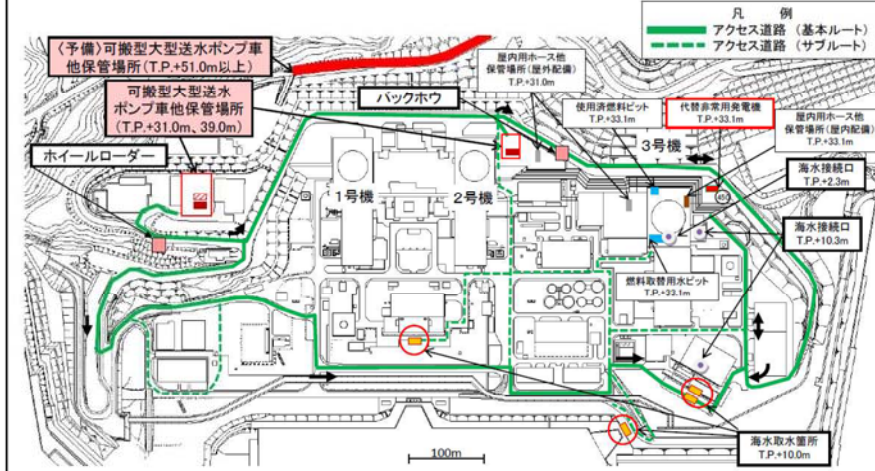
差異理由



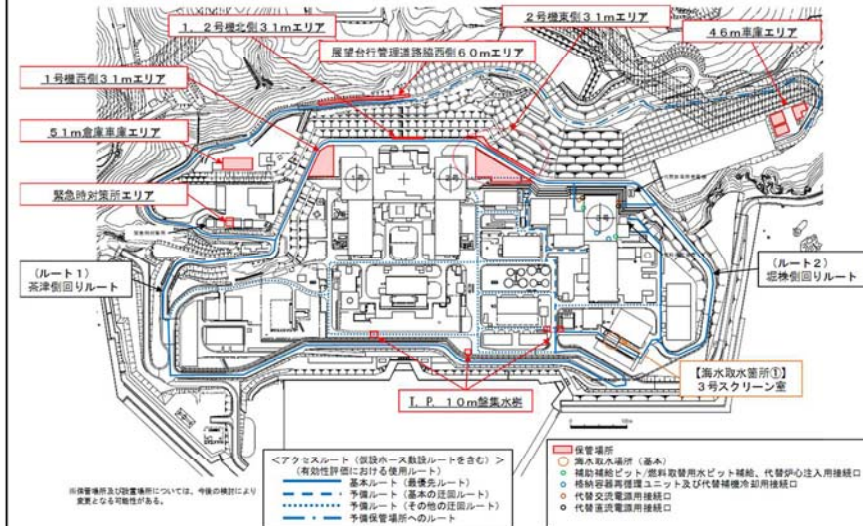
第1図 保管場所設備及び可搬型設備アクセスルート  
 (平成26年11月13日説明時点)



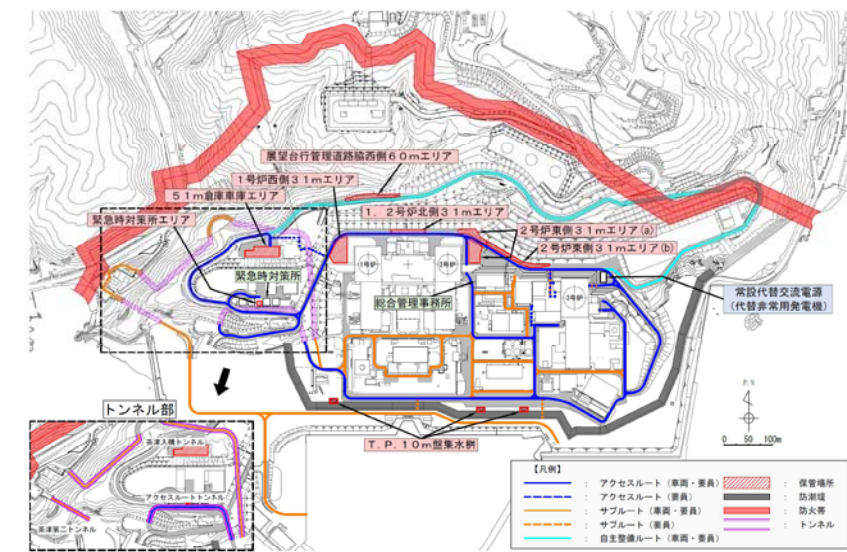
第2図 保管場所設備及び屋外アクセスルート



第1図 保管場所設備及び可搬型設備アクセスルート  
 (平成25年10月29日説明時点)



第2図 保管場所設備及び屋外アクセスルート  
 (平成29年3月提出時点)


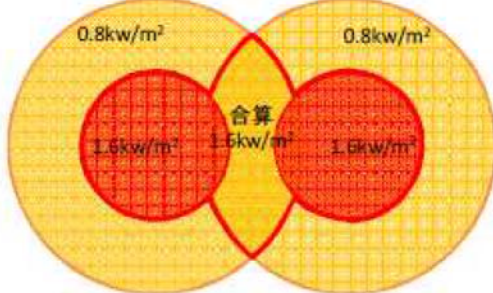
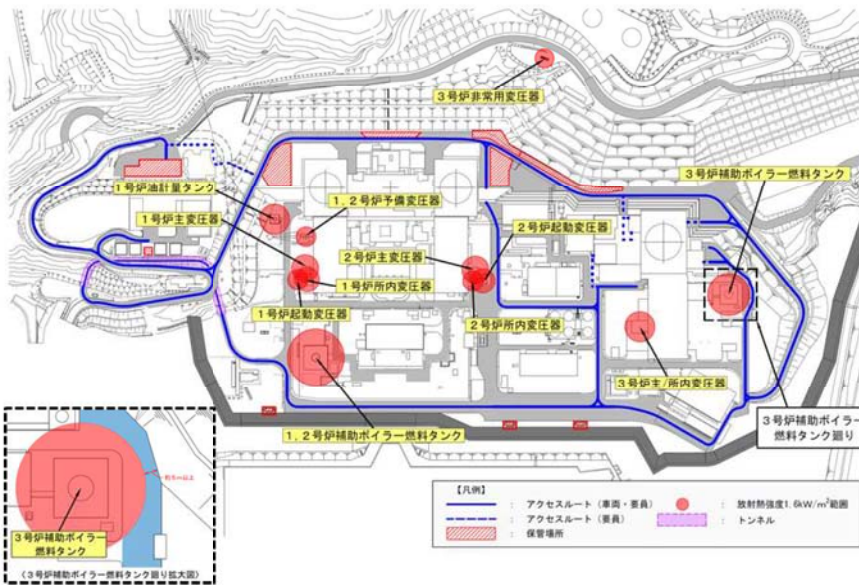
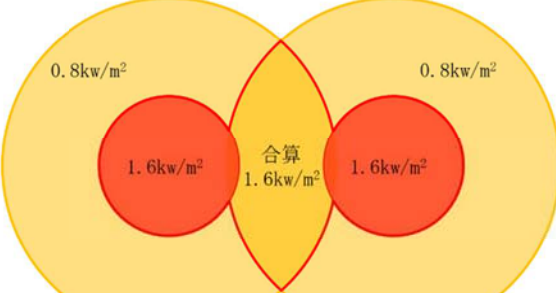


第3図 保管場所設備及び屋外アクセスルート

【島根】記載内容の相違  
 ・プラントの相違による  
 保管場所及びアクセス  
 ルート設定変更の相違






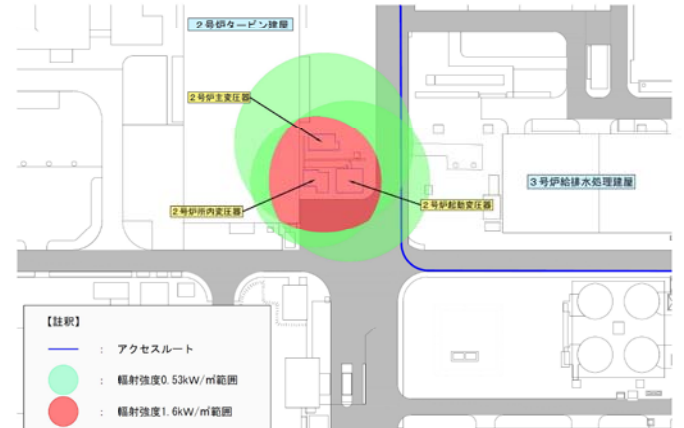
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">補足資料(2)</p> <p style="text-align: center;">火災の重畳による熱影響評価について</p> <p>アクセスルート近傍にある可燃物施設の火災が発生した場合においても、第1図のとおりアクセスルートが放射強度 1.6kW/m<sup>2</sup>**以下であることを確認しているが、火災が同時に発生し、放射強度を合算しても通行可能であることを確認した。</p> <p>なお、接続口に対しては2号炉PLR-VVVF入力変圧器が接続口付近での火災が想定されるが、2号炉PLR-VVVF入力変圧器と接続口の間には大物搬入口があり、直接放射の影響を受けない。その他の火災想定箇所と接続口は十分な離隔距離があることから放射強度を合算しても火災による影響を受けない。</p> <p>以下にアクセスルートに対する評価結果を示す。                  ※ 石油コンビナートの防災アセスメント指針における長時間さらされても苦痛を感じない放射強度</p>  <p style="text-align: center;">第1図 火災影響範囲</p> <p>1. 評価方法                  放射強度の合算方法について概念図を第2図に示す。</p>  <p style="text-align: center;">第2図 放射強度合算概念図</p>	<p style="text-align: center;">島根原子力発電所2号炉</p>	<p style="text-align: right;">補足資料(2)</p> <p style="text-align: center;">火災の重畳による熱影響評価について</p> <p>アクセスルート近傍にある可燃物施設の火災が発生した場合においても、第1図のとおりアクセスルートが放射強度 1.6kW/m<sup>2</sup>**以下であることを確認しているが、火災が同時に発生し、放射強度を合算しても通行可能であることを確認した。</p> <p>なお、接続口は原子炉建屋内及び原子炉補助建屋内であり、火災想定箇所と十分な離隔距離があることから放射強度を合算しても火災による影響を受けない。</p> <p>以下にアクセスルートに対する評価結果を示す。                  ※ 石油コンビナートの防災アセスメント指針における長時間さらされても苦痛を感じない放射強度</p>  <p style="text-align: center;">第1図 火災影響範囲</p> <p>1. 評価方法                  放射強度の合算方法について概念図を第2図に示す。</p>  <p style="text-align: center;">第2図 放射強度合算概念図</p>	<p>【島根】記載箇所の相違                  ・島根は「別紙(6)可燃物施設の火災について」において整理している。</p> <p>【女川】記載内容の相違                  ・泊は接続口と十分な離隔距離を確保している。</p> <p>【女川】記載表現の相違                  ・プラントの相違による火災影響範囲の相違</p>

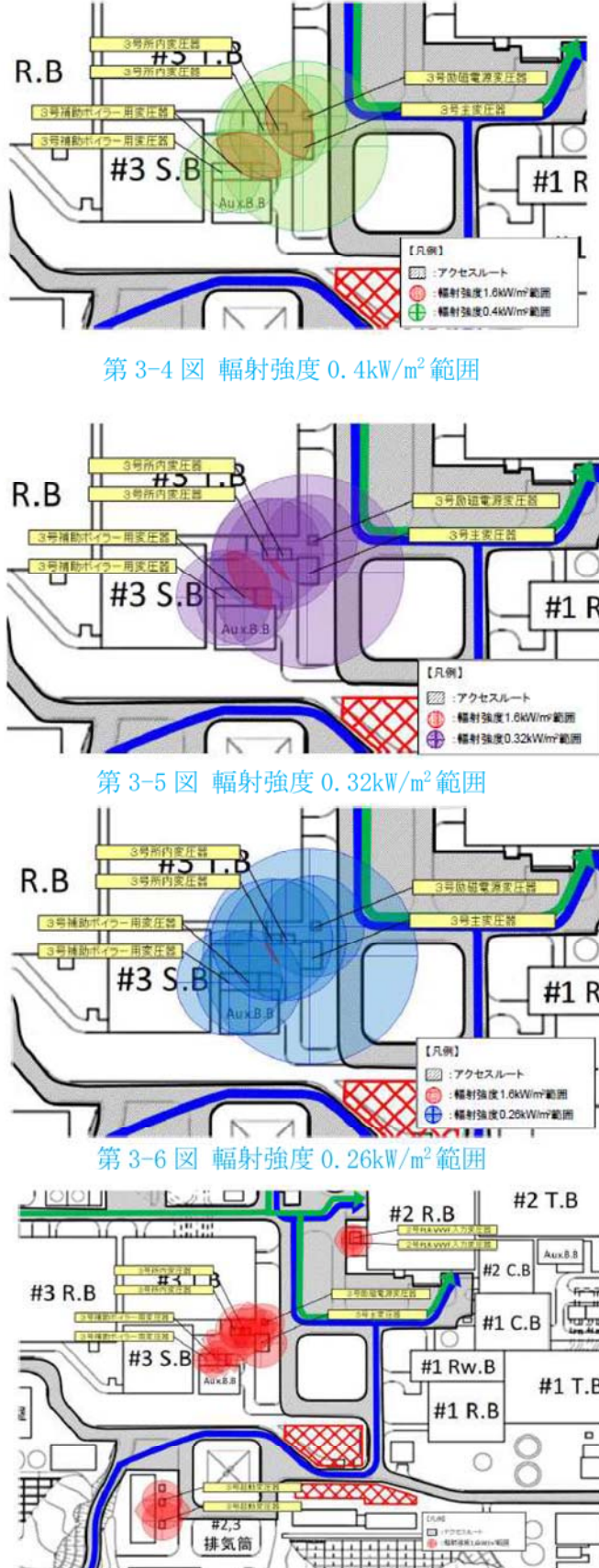

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>2. 評価結果</p> <p>アクセスルート近傍にあり、複数の火災により放射強度が増す可能性のある、3号炉変圧器エリア、2号炉PLR-VVVF入力変圧器エリアについて確認した結果、第3-1~7図のとおりアクセスルートに影響がないことを確認した。</p>  <p>第3-1図 放射強度1.6kW/m<sup>2</sup>範囲</p>  <p>第3-2図 放射強度0.8kW/m<sup>2</sup>範囲</p>  <p>第3-3図 放射強度0.53kW/m<sup>2</sup>範囲</p>		<p>2. 評価結果</p> <p>アクセスルート近傍にあり、複数の火災により放射強度が増す可能性のある、2号炉変圧器エリアについて確認した結果、第3-1~4図のとおりアクセスルートに影響がないことを確認した。</p>  <p>第3-1図 放射強度1.6kW/m<sup>2</sup>範囲</p>  <p>第3-2図 放射強度0.8kW/m<sup>2</sup>範囲</p>  <p>第3-3図 放射強度0.53kW/m<sup>2</sup>範囲</p>	<p>【女川】記載表現の相違              ・プラントの相違による火災の重畳のエリアの相違</p> <p>【女川】記載表現の相違              ・プラントの相違による火災の重畳のエリアの相違（以下同様。）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
 <p>第3-4図 輻射強度 0.4kW/m<sup>2</sup> 範囲</p> <p>第3-5図 輻射強度 0.32kW/m<sup>2</sup> 範囲</p> <p>第3-6図 輻射強度 0.26kW/m<sup>2</sup> 範囲</p> <p>第3-7図 輻射強度 1.6kW/m<sup>2</sup> (合算) 範囲</p>		 <p>第3-4図 輻射強度 1.6kW/m<sup>2</sup> (合算) 範囲</p>	<p>【女川】記載内容の相違                  ・重畳する設備の個数違いによる輻射強度範囲の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																																																																		
<p>補足資料(3)</p> <p>溢水評価について</p> <p>1. 滞留水の排水所要時間の評価                      (1) 溢水量                      アクセスルート近傍にある溢水源となる可能性のあるタンクが、地震起因により複数同時破損を想定した溢水量は第1表のとおり。</p> <p>第1表 溢水影響評価の対象となる屋外タンク</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>タンク名称</th> <th>基数</th> <th>設置高さ(m)</th> <th>容量(m<sup>3</sup>)</th> <th>評価に用いる容量(m<sup>3</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>No.1 純水タンク</td><td>1</td><td>O.P. +15.1</td><td>1,000</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>No.2 純水タンク</td><td>1</td><td>O.P. +15.4</td><td>2,000</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>1, 2号ろ過水タンク</td><td>1</td><td>O.P. +15.1</td><td>2,000</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>再生純水タンク</td><td>1</td><td>O.P. +15.1</td><td>1,000</td><td>0<sup>*1</sup></td></tr> <tr><td>5</td><td>No.1 SPT<sup>*2</sup></td><td>1</td><td>O.P. +15.3</td><td>2,000</td><td>0<sup>*1</sup></td></tr> <tr><td>6</td><td>No.2 SPT<sup>*2</sup></td><td>1</td><td>O.P. +15.3</td><td>1,000</td><td>0<sup>*1</sup></td></tr> <tr><td>7</td><td>3号純水タンク</td><td>1</td><td>O.P. +15.1</td><td>1,000</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>8</td><td>3号ろ過水タンク</td><td>1</td><td>O.P. +15.1</td><td>2,000</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>9,10</td><td>原水タンク</td><td>2</td><td>O.P. +70.04</td><td>4,000</td><td>8,000</td></tr> <tr><td>11-1</td><td>1号復水浄化系復水脱塩装置硫酸貯槽</td><td>1</td><td>O.P. +16.1</td><td>5.4</td><td>5.4</td></tr> <tr><td>11-2</td><td>1号復水浄化系復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽</td><td>1</td><td>O.P. +16.2</td><td>20</td><td>20</td></tr> <tr><td>12</td><td>1号差圧調合槽</td><td>1</td><td>O.P. +15.0</td><td>2.2</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>13-1</td><td>2号復水浄化系復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽</td><td>1</td><td>O.P. +16.0</td><td>32</td><td>0<sup>*1</sup></td></tr> <tr><td>13-2</td><td>2号復水浄化系復水脱塩装置硫酸貯槽</td><td>1</td><td>O.P. +16.6</td><td>7.5</td><td>0<sup>*1</sup></td></tr> <tr><td>13-3</td><td>2号硫酸計量槽</td><td>1</td><td>O.P. +15.8</td><td>0.3</td><td>0<sup>*1</sup></td></tr> <tr><td>14</td><td>2号バック入り差圧調合装置</td><td>1</td><td>O.P. +15.4</td><td>1</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>	No.	タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m <sup>3</sup> )	評価に用いる容量(m <sup>3</sup> )	1	No.1 純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	1,000	2	No.2 純水タンク	1	O.P. +15.4	2,000	2,000	3	1, 2号ろ過水タンク	1	O.P. +15.1	2,000	2,000	4	再生純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	0 <sup>*1</sup>	5	No.1 SPT <sup>*2</sup>	1	O.P. +15.3	2,000	0 <sup>*1</sup>	6	No.2 SPT <sup>*2</sup>	1	O.P. +15.3	1,000	0 <sup>*1</sup>	7	3号純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	1,000	8	3号ろ過水タンク	1	O.P. +15.1	2,000	2,000	9,10	原水タンク	2	O.P. +70.04	4,000	8,000	11-1	1号復水浄化系復水脱塩装置硫酸貯槽	1	O.P. +16.1	5.4	5.4	11-2	1号復水浄化系復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +16.2	20	20	12	1号差圧調合槽	1	O.P. +15.0	2.2	2.2	13-1	2号復水浄化系復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +16.0	32	0 <sup>*1</sup>	13-2	2号復水浄化系復水脱塩装置硫酸貯槽	1	O.P. +16.6	7.5	0 <sup>*1</sup>	13-3	2号硫酸計量槽	1	O.P. +15.8	0.3	0 <sup>*1</sup>	14	2号バック入り差圧調合装置	1	O.P. +15.4	1	1	<p>別紙 (33)</p> <p>屋外タンク溢水時の影響等について</p>	<p>補足資料(3)</p> <p>溢水評価について</p> <p>1. 滞留水の排水所要時間の評価                      (1) 溢水量                      アクセスルート近傍にある溢水源となる可能性のあるタンクが、地震起因により複数同時破損を想定した溢水量は第1表のとおり。                      （評価概要は、第九条「溢水による損傷の防止等」において説明）</p> <p>第1表 溢水影響評価の対象となる屋外タンク</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>タンク名称</th> <th>基数</th> <th>設置高さ(m)</th> <th>容量(m<sup>3</sup>)</th> <th>評価に用いる容量(m<sup>3</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A-ろ過水タンク</td><td>1</td><td>T.P. +10.35m</td><td>1,600</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>B-ろ過水タンク</td><td>1</td><td>T.P. +10.35m</td><td>1,600</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>3A-ろ過水タンク</td><td>1</td><td>T.P. +10.35m</td><td>1,600</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>3B-ろ過水タンク</td><td>1</td><td>T.P. +10.35m</td><td>1,600</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>A-2次系純水タンク</td><td>1</td><td>T.P. +10.35m</td><td>1,600</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>B-2次系純水タンク</td><td>1</td><td>T.P. +10.35m</td><td>1,600</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>1, 2号炉補助ボイラー燃料タンク</td><td>1</td><td>T.P. +10.30m</td><td>600</td><td>450<sup>*3</sup></td></tr> <tr><td>3号炉補助ボイラー燃料タンク</td><td>1</td><td>T.P. +10.83m</td><td>735</td><td>410<sup>*3</sup></td></tr> <tr><td>1号炉タービン油計量タンク</td><td>1</td><td>T.P. +10.30m</td><td>70</td><td>70</td></tr> <tr><td>3号炉タービン油計量タンク</td><td>1</td><td>T.P. +10.30m</td><td>110</td><td>0</td></tr> <tr><td colspan="4">合計容量(m<sup>3</sup>)</td><td>約10,530</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 評価に用いる容量は、発電所の所則類に反映し、運用容量を超過しないように管理する。</p>	タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m <sup>3</sup> )	評価に用いる容量(m <sup>3</sup> )	A-ろ過水タンク	1	T.P. +10.35m	1,600	1,600	B-ろ過水タンク	1	T.P. +10.35m	1,600	1,600	3A-ろ過水タンク	1	T.P. +10.35m	1,600	1,600	3B-ろ過水タンク	1	T.P. +10.35m	1,600	1,600	A-2次系純水タンク	1	T.P. +10.35m	1,600	1,600	B-2次系純水タンク	1	T.P. +10.35m	1,600	1,600	1, 2号炉補助ボイラー燃料タンク	1	T.P. +10.30m	600	450 <sup>*3</sup>	3号炉補助ボイラー燃料タンク	1	T.P. +10.83m	735	410 <sup>*3</sup>	1号炉タービン油計量タンク	1	T.P. +10.30m	70	70	3号炉タービン油計量タンク	1	T.P. +10.30m	110	0	合計容量(m <sup>3</sup> )				約10,530	<p>【島根】記載内容の相違                      ・泊は女川の資料構成をベースに作成しており、評価対象物及び評価結果の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違                      ・泊は屋外タンクの溢水の評価概要について第九条で説明することを明確化した。</p> <p>【女川】記載内容の相違                      ・プラントの相違による溢水影響評価の対象となる屋外タンクの相違</p>
No.	タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m <sup>3</sup> )	評価に用いる容量(m <sup>3</sup> )																																																																																																																																																																
1	No.1 純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	1,000																																																																																																																																																																
2	No.2 純水タンク	1	O.P. +15.4	2,000	2,000																																																																																																																																																																
3	1, 2号ろ過水タンク	1	O.P. +15.1	2,000	2,000																																																																																																																																																																
4	再生純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	0 <sup>*1</sup>																																																																																																																																																																
5	No.1 SPT <sup>*2</sup>	1	O.P. +15.3	2,000	0 <sup>*1</sup>																																																																																																																																																																
6	No.2 SPT <sup>*2</sup>	1	O.P. +15.3	1,000	0 <sup>*1</sup>																																																																																																																																																																
7	3号純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	1,000																																																																																																																																																																
8	3号ろ過水タンク	1	O.P. +15.1	2,000	2,000																																																																																																																																																																
9,10	原水タンク	2	O.P. +70.04	4,000	8,000																																																																																																																																																																
11-1	1号復水浄化系復水脱塩装置硫酸貯槽	1	O.P. +16.1	5.4	5.4																																																																																																																																																																
11-2	1号復水浄化系復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +16.2	20	20																																																																																																																																																																
12	1号差圧調合槽	1	O.P. +15.0	2.2	2.2																																																																																																																																																																
13-1	2号復水浄化系復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +16.0	32	0 <sup>*1</sup>																																																																																																																																																																
13-2	2号復水浄化系復水脱塩装置硫酸貯槽	1	O.P. +16.6	7.5	0 <sup>*1</sup>																																																																																																																																																																
13-3	2号硫酸計量槽	1	O.P. +15.8	0.3	0 <sup>*1</sup>																																																																																																																																																																
14	2号バック入り差圧調合装置	1	O.P. +15.4	1	1																																																																																																																																																																
タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m <sup>3</sup> )	評価に用いる容量(m <sup>3</sup> )																																																																																																																																																																	
A-ろ過水タンク	1	T.P. +10.35m	1,600	1,600																																																																																																																																																																	
B-ろ過水タンク	1	T.P. +10.35m	1,600	1,600																																																																																																																																																																	
3A-ろ過水タンク	1	T.P. +10.35m	1,600	1,600																																																																																																																																																																	
3B-ろ過水タンク	1	T.P. +10.35m	1,600	1,600																																																																																																																																																																	
A-2次系純水タンク	1	T.P. +10.35m	1,600	1,600																																																																																																																																																																	
B-2次系純水タンク	1	T.P. +10.35m	1,600	1,600																																																																																																																																																																	
1, 2号炉補助ボイラー燃料タンク	1	T.P. +10.30m	600	450 <sup>*3</sup>																																																																																																																																																																	
3号炉補助ボイラー燃料タンク	1	T.P. +10.83m	735	410 <sup>*3</sup>																																																																																																																																																																	
1号炉タービン油計量タンク	1	T.P. +10.30m	70	70																																																																																																																																																																	
3号炉タービン油計量タンク	1	T.P. +10.30m	110	0																																																																																																																																																																	
合計容量(m <sup>3</sup> )				約10,530																																																																																																																																																																	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉						島根原子力発電所2号炉						泊発電所3号炉						差異理由
No.	タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m <sup>3</sup> )	評価に用いる容量(m <sup>3</sup> )													
15	3号各種薬液貯蔵及び移送系硫酸貯槽	1	O.P. +16.0	2.2	0 <sup>※1</sup>													
16	3号各種薬液貯蔵及び移送系苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +16.0	10.5	0 <sup>※1</sup>													
17	3号差圧調合槽	1	O.P. +15.3	0.1	0.1													
18-1	PAC貯槽	1	O.P. +15.3	2	2													
18-2	硫酸貯槽	1	O.P. +17.3	3.9	3.9													
18-3	苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +15.7	7	7													
18-4	H塔再生用硫酸貯留槽	1	O.P. +16.8	0.3	0.3													
19	1, 2号給排水処理建屋	1	O.P. +14.8	375.21	375.21													
20	3号給排水処理建屋	1	O.P. +14.8	404.88	404.88													
21-1	高置水槽（給湯系統）	1	O.P. +33.3	6	6													
21-2	高置水槽（給水系統）	1	O.P. +33.3	8	8													
22-1	No.1高架水槽	1	O.P. +34.7	8	8													
22-2	No.2高架水槽	1	O.P. +34.7	8	8													
23-1	上水高架水槽	1	-	9.2	9.2													
23-2	雑用水高架水槽	1	-	13.7	13.7													
24-1	高架水槽（飲料用）	1	O.P. +34.8	1.2	1.2													
24-2	高架水槽（雑用）	1	O.P. +34.8	2.0	2.0													
24-3	氷蓄熱槽（PAI-1）	1	O.P. +19.68	1.01	1.01													
24-4	氷蓄熱槽（PAI-3）	1	O.P. +19.68	1.49	1.49													
24-5	氷蓄熱槽（PAI-4）	1	O.P. +19.68	1.49	1.49													
24-6	高架水槽（飲料水）	1	O.P. +36.55	1.5	1.5													
24-7	高架水槽（雑用水）	1	O.P. +36.55	2.2	2.2													
24-8	氷蓄熱槽（PAI-1）	1	O.P. +19.68	1.49	1.49													
24-9	氷蓄熱槽（PAI-2）	1	O.P. +19.68	1.49	1.49													
24-10	氷蓄熱槽（PAI-3）	1	O.P. +19.68	1.49	1.49													
25	主復水器用電解鉄イオン注入装置電解槽	2	O.P. +15.613	3.4	6.8													
26	氷蓄熱槽（PAI-1）	1	O.P. +14.95	1.49	1.49													
27	受水槽	1	O.P. +15.3	6	6													
28-1	上水受水槽	1	O.P. +62.9	37	37													
28-2	雑用水受水槽	1	O.P. +62.9	55	55													
28-3	受水槽	1	O.P. +62.9	0.5	0.5													

No.	タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m <sup>3</sup> )	評価に用いる容量(m <sup>3</sup> )
29	燃料小出槽	1	O.P. +58.592	0.95	0.95
30	給水タンク	1	-	2	2
31	配水池	1	O.P. +69.7	300	300
32-1	ろ過タンク（浄水）	1	O.P. +69.7	6	6
32-2	ろ過タンク（浄水）	1	O.P. +69.7	4	4
33	消火水タンク	1	O.P. +14.8	230	230
				合計容量(m <sup>3</sup> )	17,540

※1 評価に用いる容量は、発電所の所則類に反映し、運用容量を超過しないように管理する。  
 ※2 SPT：サブプレッションプール水貯蔵タンク



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

(2) 排水可能量

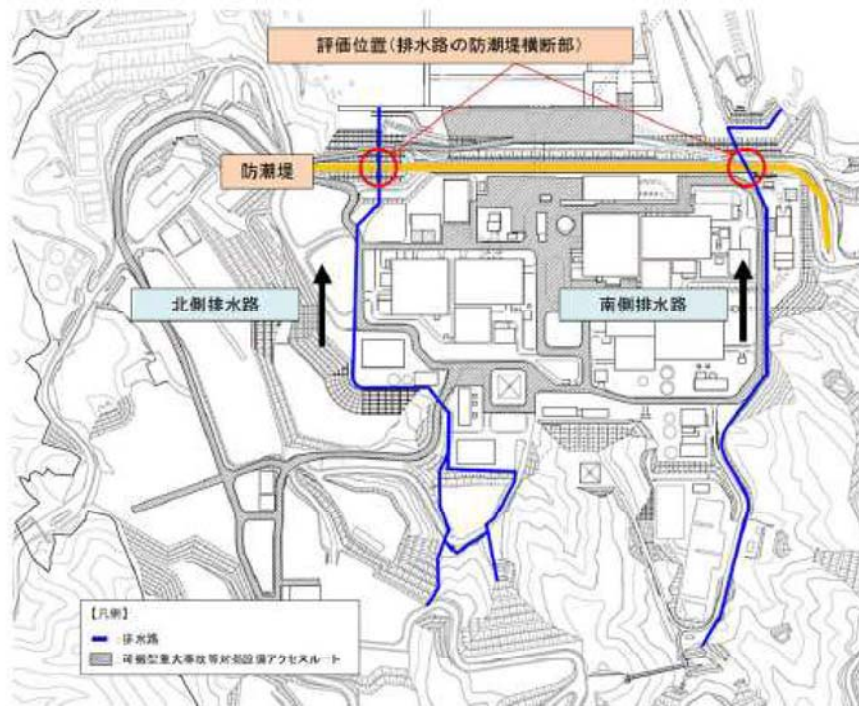
敷地内に広がった溢水は第1図に示す排水路から海洋に流出する。

各排水路の排水可能流量は、「森林法に基づく林地開発許可申請の手引き」に基づく平成30年2月の宮城県への林地開発許可申請における値とする。排水路の仕様及び排水可能流量は、第2表のとおり。

第2表 排水路の仕様

	仕様	排水可能流量 <sup>※</sup> [m <sup>3</sup> /s]
北側排水路	ホップスカムバート B3500、H2500	51.16
南側排水路	ダブルプレスト管 Φ1000×3	16.23

※林地開発許可申請書記載値（平成30年2月）



第1図 排水路の配置概要図

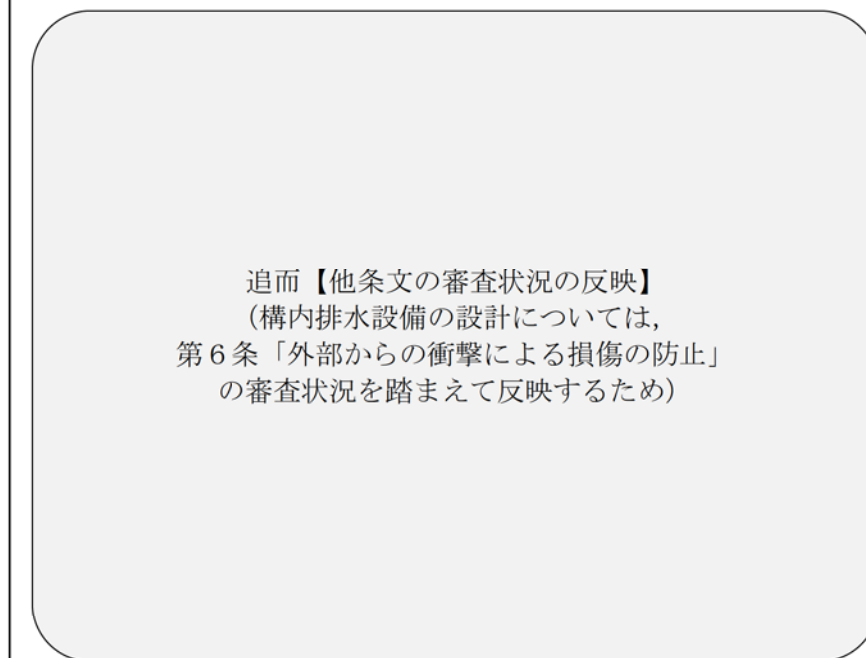
(2) 排水可能量

敷地内に広がった溢水は第1図に示す排水路から海洋に流出する。

各排水路の排水可能流量は、「森林法に基づく林地開発許可申請の手引き」に基づく令和3年4月の北海道への林地開発許可申請における値とする。排水路の仕様及び排水可能流量は、第2表のとおり。

第2表 排水路の仕様

	仕様	排水可能流量 (m <sup>3</sup> /s)
追而【他条文の審査状況の反映】 （構内排水設備の設計については、 第6条「外部からの衝撃による損傷の防止」 の審査状況を踏まえて反映するため）		



第1図 排水路の配置概要図

【女川】記載表現の相違

【女川】記載内容の相違  
 ・プラントの相違による排水路の仕様の相違

【女川】記載表現の相違  
 ・プラントの相違による図の内容の相違

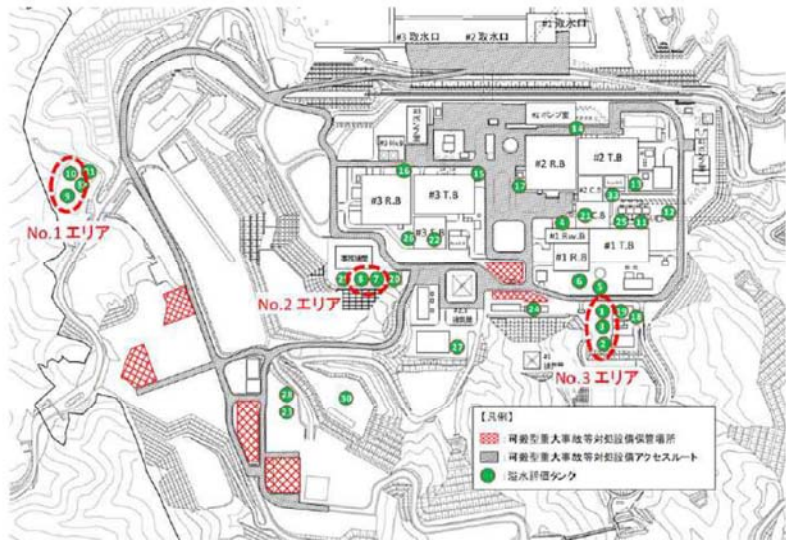
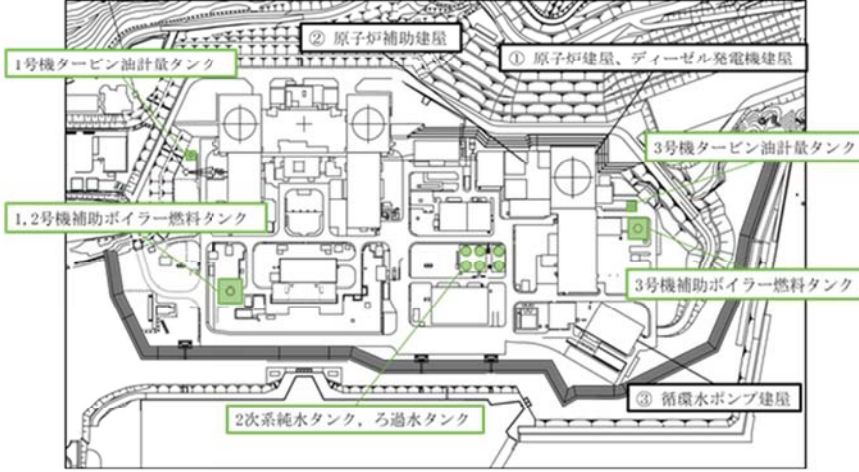
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由												
<p>(3) 排水所要時間                      排水所要時間は溢水量と排水可能流量から求められる。排水所要時間の計算においては、保守的に排水可能流量が小さい南側排水路のみから排水されると仮定した。排水所要時間の計算結果は、第3表のとおり。</p> <p style="text-align: center;">第3表 排水所要時間</p> <table border="1" data-bbox="172 506 825 632"> <thead> <tr> <th>溢水量 [ m<sup>3</sup> ]</th> <th>排水可能流量 [ m<sup>3</sup>/s ]</th> <th>排水所要時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17,540</td> <td>16.23</td> <td>約19分 (1081秒)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) アクセスルート仮復旧への影響                      屋外タンク破損による溢水の排水所要時間が約19分であるのに対し、重機によるアクセスルートの仮復旧作業開始は事象発生から70分後であることから、溢水滞留による仮復旧作業への影響はない。                      また、段差発生箇所で局所的に溢水が滞留する可能性のある箇所としては、地下構造物が並行する3号炉タービン建屋東側があるが、当該箇所に滞留水があった場合でも、ブルドーザで碎石を投入することにより段差を解消し、通行可能となるよう仮復旧することを想定していることから、対象車両の通行には影響がないと考えられる。</p>	溢水量 [ m <sup>3</sup> ]	排水可能流量 [ m <sup>3</sup> /s ]	排水所要時間	17,540	16.23	約19分 (1081秒)		<p>(3) 排水所要時間</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">追而【他条文の審査状況の反映】                      （構内排水設備の設計については、                      第6条「外部からの衝撃による損傷の防止」                      の審査状況を踏まえて反映するため）</p> </div> <p style="text-align: center;">第3表 排水所要時間</p> <table border="1" data-bbox="1789 506 2585 583"> <thead> <tr> <th>溢水量 (m<sup>3</sup>)</th> <th>排水可能流量 (m<sup>3</sup>/s)</th> <th>排水可能時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">追而【他条文の審査状況の反映】                      （構内排水設備の設計については、                      第6条「外部からの衝撃による損傷の防止」                      の審査状況を踏まえて反映するため）</p> </div> <p>(4) アクセスルート仮復旧への影響                      仮復旧作業が必要となるアクセスルートの周辺斜面崩壊箇所近傍に溢水影響評価の対象となる屋外タンクは存在しないため、仮復旧作業への影響はない。</p>	溢水量 (m <sup>3</sup> )	排水可能流量 (m <sup>3</sup> /s)	排水可能時間				<p>【女川】記載内容の相違                      ・プラントの相違による排水所要時間の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違                      ・女川は溢水影響評価の対象となる屋外タンクと仮復旧作業のエリアが同じであり、かつ段差発生箇所があるため対応を記載している。                      ・泊の溢水影響評価の対象となる屋外タンクは全てT.P.+10mにあり、仮復旧作業は高台で行うため影響はない。</p>
溢水量 [ m <sup>3</sup> ]	排水可能流量 [ m <sup>3</sup> /s ]	排水所要時間													
17,540	16.23	約19分 (1081秒)													
溢水量 (m <sup>3</sup> )	排水可能流量 (m <sup>3</sup> /s)	排水可能時間													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>2. 流動解析</p> <p>耐震性の確保されていないタンクの破損に伴う溢水の影響について、地形等の影響は考慮せず、すべての溢水源（屋外タンク類）容量が、建屋設置レベルである O.P. +14.8m に流れ込んだものとして評価した結果、敷地内浸水深は 0.16m であり、アクセスルートへの復旧に支障がないことを確認しているが、タンク破損に伴う溢水による影響について流動解析（解析コード fluent Ver16.0.0）を実施し、その影響について評価した。</p> <p>(1) 屋外タンク溢水評価モデルの設定</p> <p>a. 水源の配置</p> <p>女川原子力発電所の溢水影響評価対象となる屋外タンク配置図を第2図に示す。評価に影響を及ぼす大型の水源（1,000m<sup>3</sup>以上の大型タンク）は敷地内3箇所に分散配置されている（第2図中の赤丸）ことから、これらの大型タンクから溢水した場合の影響について確認するため、第4表に示すとおり水源を配置した。</p>  <p>第2図 溢水影響評価の対象となる屋外タンク配置図</p>	<p>1. 溢水伝播挙動評価</p> <p>地震によりタンクに大開口が生じ、短時間で大量の水が流出するようなことはないと考えられるが、溢水防護対象設備への影響を評価するため、タンクの損傷形態及び流出水の伝播に係る評価条件を保守的に設定した上で、溢水伝播挙動評価を実施している。</p> <p>（評価概要は、第九条「溢水による損傷の防止等」において説明）</p>	<p>2. 流動解析</p> <p>耐震性の確保されていないタンクの破損に伴う溢水の影響について、地形等の影響は考慮せず、すべての溢水源（屋外タンク類）容量が、敷地レベルである T.P. +9.97m に流れ込んだものとして評価した結果、敷地内浸水深は●m であり、アクセスルートへの復旧に支障がないことを確認しているが、タンク破損に伴う溢水による影響について流動解析（解析コード fluent Ver. 18.2.0）を実施し、その影響について評価した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【追而】【他条文の審査状況の反映】              （敷地浸水深の評価は、第9条「溢水による損傷の防止等」の審査状況を踏まえて反映するため）</p> </div> <p>(1) 屋外タンク溢水評価モデルの設定</p> <p>a. 水源の配置</p> <p>泊発電所の溢水影響評価対象となる屋外タンク配置図を第2図に示す。</p>  <p>第2図 溢水影響評価の対象となる屋外タンク配置図</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違              ・泊は溢水影響評価の対象となる屋外タンクは全て T.P. +10m に設置されており、第2図に示している。</p> <p>【女川】記載表現の相違              ・プラントの相違による溢水影響評価の対象となる屋外タンクの相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																									
<p style="text-align: center;">第4表 水源の配置</p> <table border="1" data-bbox="160 268 863 569"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>タンク名称</th> <th>基数</th> <th>タンク容量 (m<sup>3</sup>)</th> <th>評価に用いる 容量<sup>※1</sup>(m<sup>3</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">No.1 エリア</td> <td>原水タンク</td> <td>1</td> <td>4,000</td> <td>4,160</td> </tr> <tr> <td>原水タンク</td> <td>1</td> <td>4,000</td> <td>4,160</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No.2 エリア</td> <td>3号純水タンク</td> <td>1</td> <td>1,000</td> <td>1,280</td> </tr> <tr> <td>3号ろ過水タンク</td> <td>1</td> <td>2,000</td> <td>2,280</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">No.3 エリア</td> <td>No.1 純水タンク</td> <td>1</td> <td>1,000</td> <td>1,230</td> </tr> <tr> <td>No.2 純水タンク</td> <td>1</td> <td>2,000</td> <td>2,230</td> </tr> <tr> <td>1, 2号ろ過水タンク</td> <td>1</td> <td>2,000</td> <td>2,230</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">総量</td> <td>17,570</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 評価に用いる容量は、評価対象タンク周りの屋外タンク容量も加算した値。</p>	No.	タンク名称	基数	タンク容量 (m <sup>3</sup> )	評価に用いる 容量 <sup>※1</sup> (m <sup>3</sup> )	No.1 エリア	原水タンク	1	4,000	4,160	原水タンク	1	4,000	4,160	No.2 エリア	3号純水タンク	1	1,000	1,280	3号ろ過水タンク	1	2,000	2,280	No.3 エリア	No.1 純水タンク	1	1,000	1,230	No.2 純水タンク	1	2,000	2,230	1, 2号ろ過水タンク	1	2,000	2,230	総量				17,570			<p>【女川】記載内容の相違                  ・泊は第2図に水源の配置を記載。</p>
No.	タンク名称	基数	タンク容量 (m <sup>3</sup> )	評価に用いる 容量 <sup>※1</sup> (m <sup>3</sup> )																																								
No.1 エリア	原水タンク	1	4,000	4,160																																								
	原水タンク	1	4,000	4,160																																								
No.2 エリア	3号純水タンク	1	1,000	1,280																																								
	3号ろ過水タンク	1	2,000	2,280																																								
No.3 エリア	No.1 純水タンク	1	1,000	1,230																																								
	No.2 純水タンク	1	2,000	2,230																																								
	1, 2号ろ過水タンク	1	2,000	2,230																																								
総量				17,570																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>b. 評価条件                      タンクの損傷形態及び流出水の伝播に係る条件について以下のとおり設定した。                      (a) 評価対象タンクは基礎ボルトのない平面タンクであり、地震時にはすべりが発生するためタンクと接続されているすべての配管について全周破断を想定した。                      (b) 破断位置については、保守的にタンク付け根部とした。                      (c) タンクからの流出については、タンク水頭に応じて流出流量が低下するものとして評価を実施した。                      (d) 排水路からの流出や、地盤への浸透は考慮しない。</p> <p>c. 解析モデル                      解析に使用した敷地モデルを第3図に示す。</p>  <p>第3図 敷地モデル</p> <p>(2) 評価結果                      No.1 エリアにて発生した溢水の大部分は、海域に流出することが確認された。No.2 エリア及びNo.3 エリアにて発生した溢水は原子炉建屋等が設置されている O.P.+14.8m に広がっていくことが確認された。                      解析の結果、各ポイントにおける最大水位は0.15mであることから、人員への影響は小さいと考えられる。また、溢水流路上の設備等が損壊し、がれきの発生が想定されるが、迂回又は重機にて撤去することにより、アクセスルート確保への影響はないと考える。</p>	<p>1.1 評価の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 溢水源となるタンクを表現し、地震による損傷をタンク側板が瞬時に消失するとして模擬する。</li> <li>・ 構内排水路による排水機能及び敷地外への排出は期待しない。</li> <li>・ 輪谷貯水槽(東1/東2)は基準地震動S<sub>s</sub>によって生じるスロッシングによる溢水量(時刻歴)を模擬する。</li> <li>・ 3号ろ過水タンク、3号純水タンク及び消火用水タンクから第4保管エリアまでの伝播経路上の2m程度の壁は評価モデルに考慮しない</li> </ul> <p>1.2 評価結果</p> <p>溢水伝播挙動評価による評価の結果として得られた溢水伝播挙動を第1図に示す。また、浸水深の時系列データの抽出地点を第2図に、抽出地点毎の浸水深の時系列データを第3～12図に示す。</p> <p>(1) 2号炉への影響について                      評価の結果、2号炉原子炉建物南側の可搬型設備接続口付近(第3図地点①)では、タンクからの溢水後、最大で約18cmの浸水深となること、また、同建物西側の可搬型設備接続口付近(第4図地点②)はほとんど浸水深がないことが確認されている。</p>	<p>b. 評価条件                      タンクの損傷形態及び流出水の伝播に係る条件について以下のとおり設定した。                      (a) 耐震Sクラスである2次系純水タンク及びろ過水タンクは、タンクに接続される全ての配管の完全全周破断を想定し、破断位置はタンク付け根部とした。                      (b) タンクからの流出については、タンク水頭に応じて流出流量が低下するものとして評価を実施した。                      (c) 補助ボイラー燃料タンクおよびタービン油計量タンクについては、タンク全周が瞬時に消失する液柱崩壊を想定した。                      (d) 屋外排水設備からの流出や、地盤への浸透は考慮しない。</p> <p>c. 解析モデル                      解析に使用した敷地モデルを第3図に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>追而【他条文の審査状況の反映】                          (敷地浸水深の評価は、第9条「溢水による損傷の防止等」の審査状況を踏まえて反映するため)</p> </div> <p>第3図 敷地モデル</p> <p>(2) 評価結果</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>追而【他条文の審査状況の反映】                          (敷地浸水深の評価は、第9条「溢水による損傷の防止等」の審査状況を踏まえて反映するため)</p> </div>	<p>【女川】記載内容の相違                      ・プラントの相違による評価条件の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違                      ・プラントの相違による敷地モデルの相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>(2) 保管場所への影響について</p> <p>第1～3保管エリアについては、最大浸水深が約0cmであり、可搬設備の機関吸排気口高さより低く、可搬設備に影響はない。</p> <p>第4保管エリアについては、可搬設備の機関吸排気口高さの最低値22cmに対し、最大浸水深が約21cmであり、可搬設備の機関吸排気口高さより低く、可搬設備に影響はない。機関吸排気口高さは、最大浸水深に対し裕度が小さいが、最大浸水深となる溢水は、第4保管エリア近傍にある大型タンク（3号ろ過水タンク、3号純水タンク及び消火用水タンク）からの溢水の影響が配的であるため、「1.1評価の条件」に示す条件を踏まえると以下のとおり溢水影響軽減効果を考慮していないことから実現象における溢水水位は、溢水伝播挙動評価の最大浸水深よりも低くなると考えられる。第4保管エリア近傍の溢水の伝播挙動を第13図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型タンク（3号ろ過水タンク、3号純水タンク及び消火用水タンク）から第4保管エリアまでの伝播経路上には溢水伝播挙動評価では評価モデルに考慮していない2m程度の壁がある。実現象においてこの壁は、溢水の伝播を阻害する。なお、当該壁が損壊することを想定した場合においても、がれきにより溢水の伝播を阻害する。</li> <li>・大型タンク（3号ろ過水タンク、3号純水タンク及び消火用水タンク）から第4保管エリアまでの伝播経路上には溢水伝播挙動評価では評価モデルに考慮していない敷地内に設けられた排水路がある。実現象においてタンクからの溢水は、この排水路を通じて北側の排水設備へ向けて流下する。</li> </ul> <p>屋外タンクからの溢水による保管場所に対する影響評価結果を第1表に示す。</p> <p>2. 作業の成立性</p> <p>屋外タンクから溢水が発生した場合には、タンク周辺の空地が平坦かつ広大であり周辺道路等を自然流下し拡散するものと考えられるが、最大約100cmの浸水深となるルート上（第9図地点⑦）であっても敷地形状により管理事務所東側道路からE L8.5mエリアへ向けて流下するため、10分後には可搬型設備がアクセス可能な浸水深となること、可搬型設備接続口付近を含むその他の抽出地点においては常に可搬型設備がアクセス可能な浸水深であることから、事故対応のためのアクセスルート確保及び作業実施に影響はない。</p> <p>また、溢水流路上の設備等が損壊し、がれきの発生が想定されるが、迂回又は重機にて撤去することにより、アクセスルート確保への影響はない。</p> <p>なお、溢水流路に人員がいる場合も想定されるが、安全を最優先し、溢水流路から待避することにより、人身への影響はない。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
 <p>10分後      20分後</p> <p>30分後      40分後</p> <p>(浸水範囲を水色で示す。)</p> <p>第4図 溢水伝播挙動</p>	 <p>5.0 [s]      10.0 [s]</p> <p>20.0 [s]      60.0 [s]</p> <p>120.0 [s]      300.0 [s]</p> <p>600.0 [s]      1200.0 [s]</p> <p>第1図 屋外タンクの溢水伝播挙動</p>	<div style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; padding: 20px; text-align: center;"> <p>追而【他条文の審査状況の反映】                      (敷地浸水深の評価は、第9条「溢水による損傷の防止等」                      の審査状況を踏まえて反映するため)</p> </div> <p>第4図 溢水伝播挙動</p>	<p>【女川】記載表現の相違                      ・プラントの相違による溢水伝播挙動の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉



【凡例】

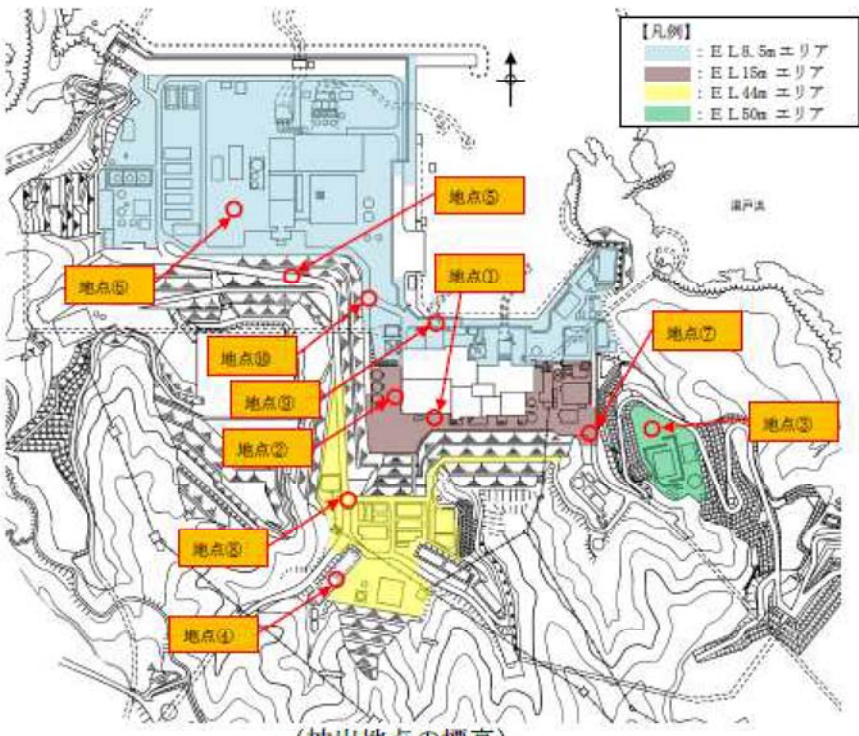
- 可搬型重大事故等対策設備保管庫
- 可搬型重大事故等対策設備アクセスルート
- 水位測定基準

第5図 水位測定箇所

【水位測定箇所】

- ① 原子炉建屋（大物搬出入口前）
- ② 原子炉建屋（DG(A)室前）
- ③ 原子炉建屋（DG(HPCS)室前）
- ④ 原子炉建屋（DG(B)室前）
- ⑤ 制御建屋
- ⑥ 海水ポンプ室1
- ⑦ 海水ポンプ室2
- ⑧ CST エリア
- ⑨ LOT エリア
- ⑩ 敷地1
- ⑪ 敷地2

島根原子力発電所2号炉



【凡例】

- E L 8.5m エリア
- E L 15m エリア
- E L 44m エリア
- E L 50m エリア

（抽出地点の標高）

地点	標高
地点①	E L 15m
地点②	E L 15m
地点③	E L 50m
地点④	E L 53.3m
地点⑤	E L 31m
地点⑥	E L 8.5m
地点⑦	E L 15m
地点⑧	E L 44m
地点⑨	E L 8.5m
地点⑩	E L 8.5m

第2図 浸水深の時系列データの抽出地点

泊発電所3号炉

追而【他条文の審査状況の反映】  
 （敷地浸水深の評価は、第9条「溢水による損傷の防止等」の審査状況を踏まえて反映するため）

第5図 水位測定箇所

【水位測定箇所】

追而【他条文の審査状況の反映】  
 （敷地浸水深の評価は、第9条「溢水による損傷の防止等」の審査状況を踏まえて反映するため）

差異理由



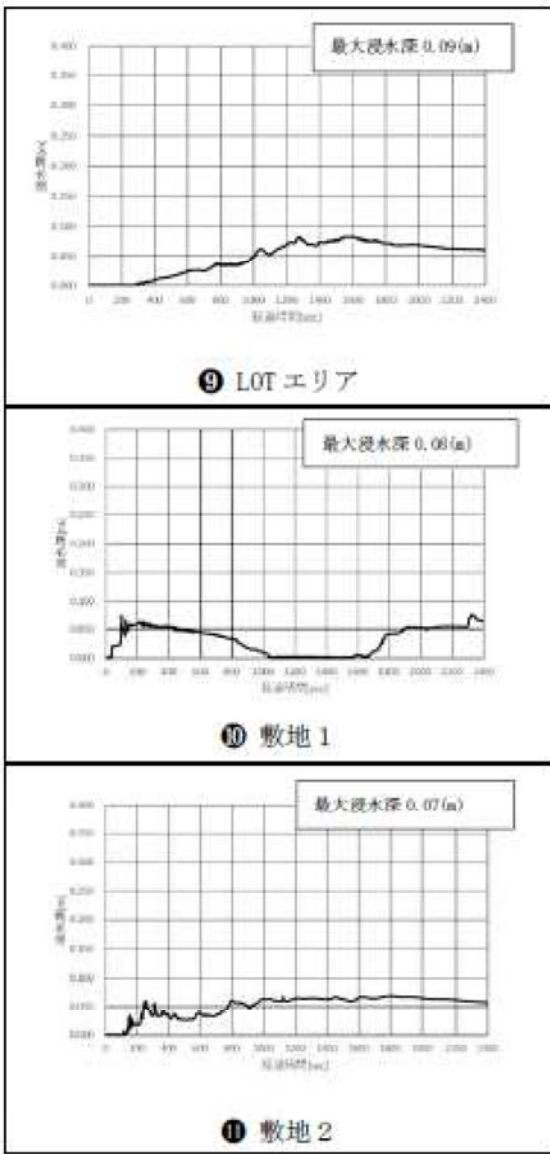
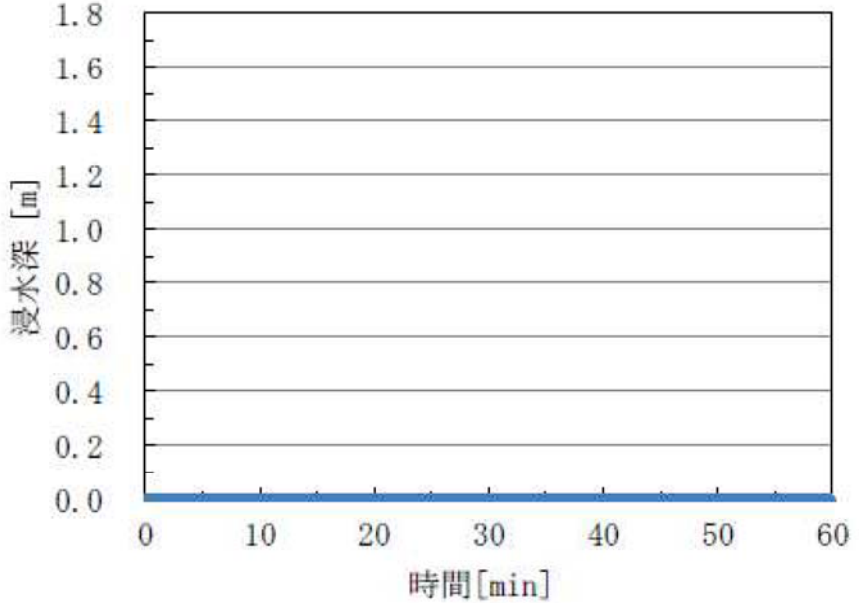
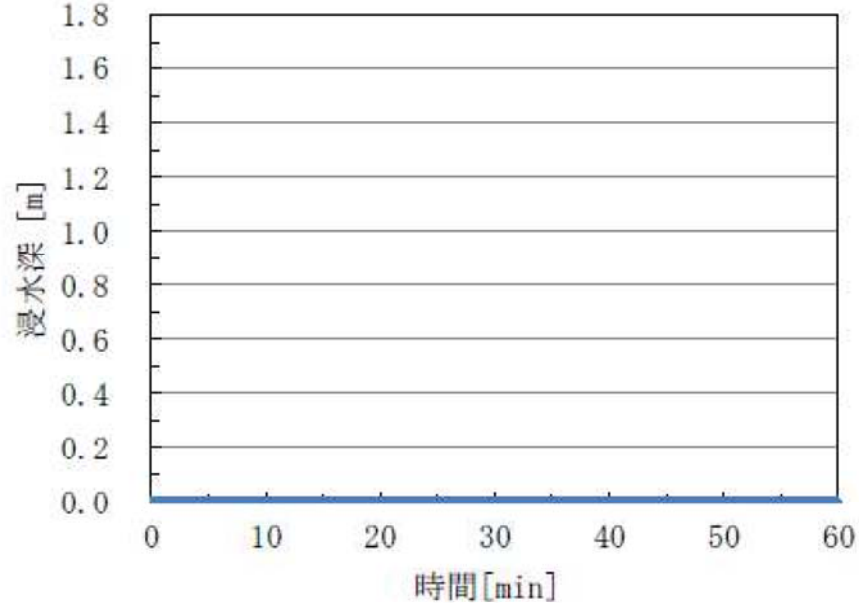
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>第6図 水位測定箇所における浸水深（1 / 2）</p>	<p>第3図 浸水深の時系列データ(地点①)</p> <p>第4図 浸水深の時系列データ(地点②)</p>	<p>第6図 水位測定箇所における浸水深</p> <p>追而【他条文の審査状況の反映】              (敷地浸水深の評価は、第9条「溢水による損傷の防止等」              の審査状況を踏まえて反映するため)</p>	<p>【島根】記載表現の相違              ・プラントの相違による水位測定箇所における浸水深の相違</p>

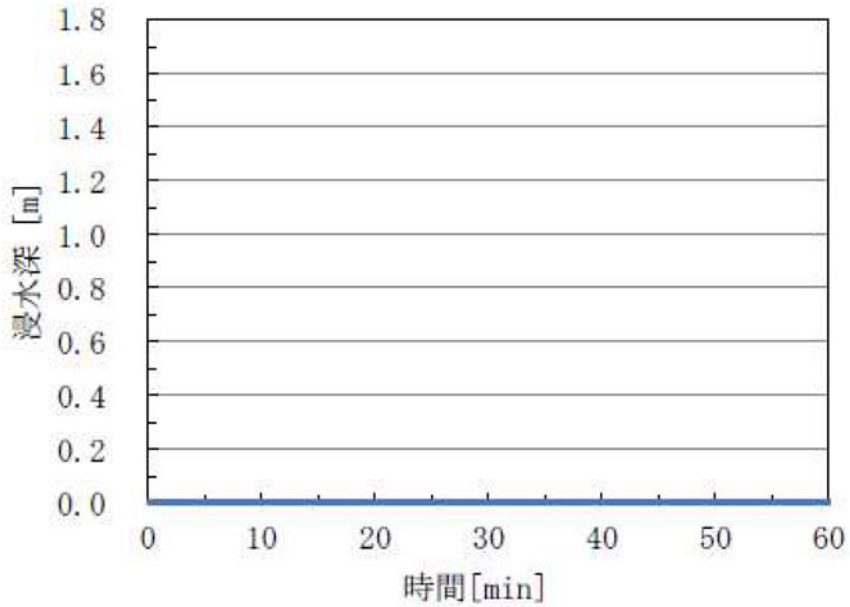
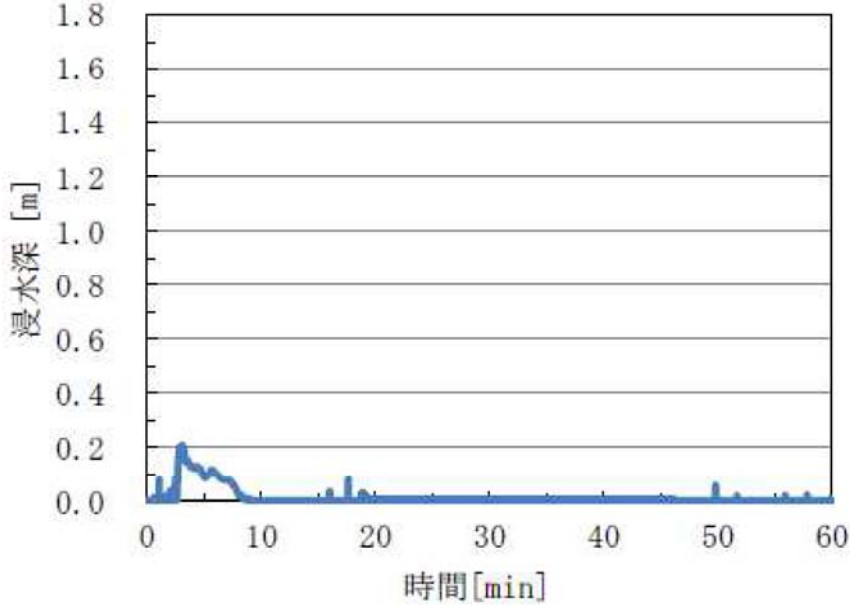
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;">  <p>第6図 水位測定箇所における浸水深（2/2）</p> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;">  <p>第5図 浸水深の時系列データ(地点③)</p>  <p>第6図 浸水深の時系列データ(地点④)</p> </div>		

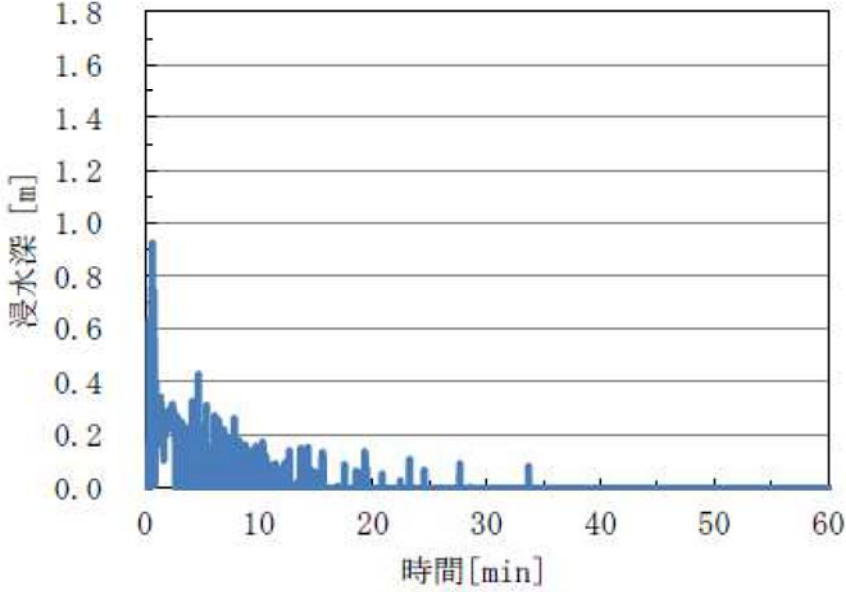
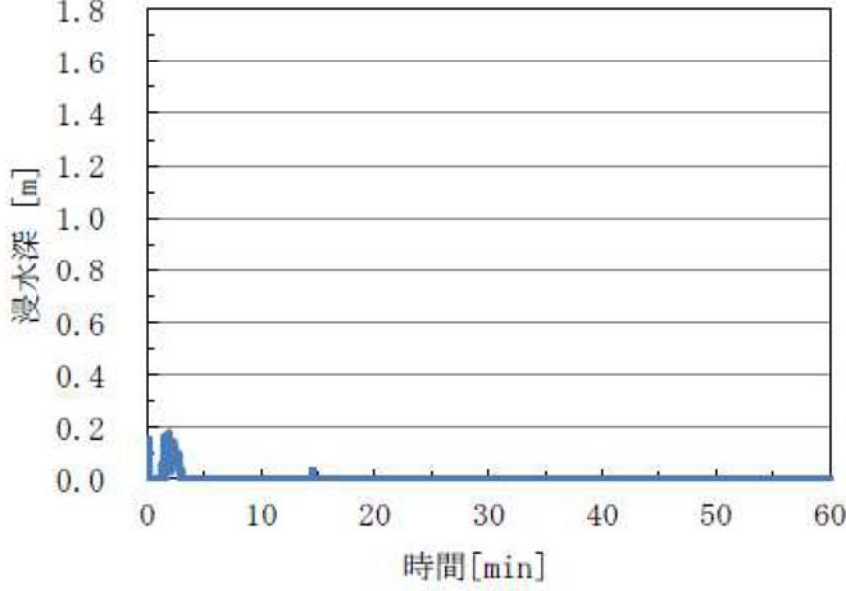
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>第7図 浸水深の時系列データ(地点⑤)</p>		
	 <p>第8図 浸水深の時系列データ(地点⑥)</p>		

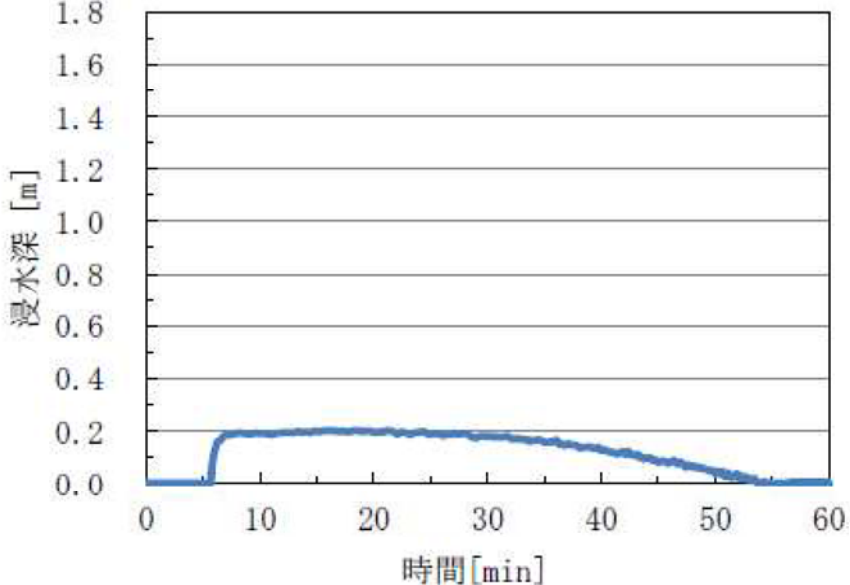
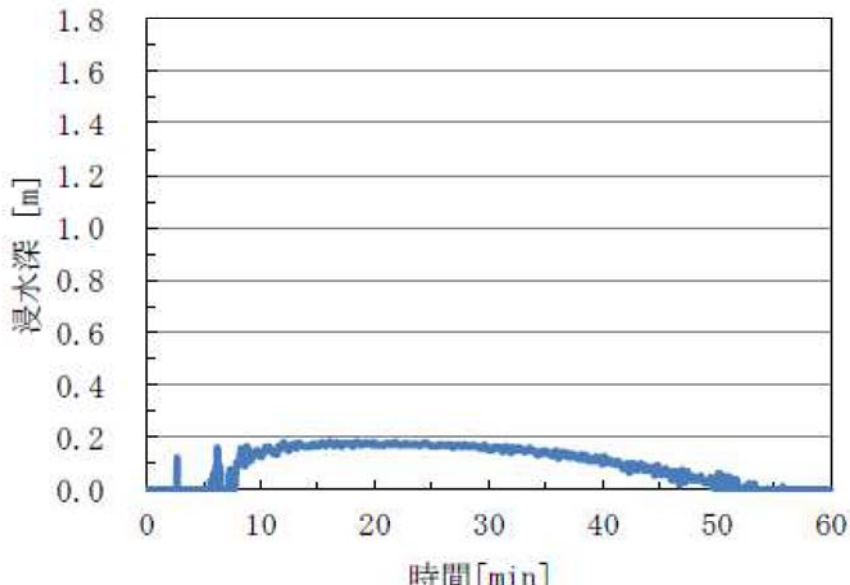
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>第9図 浸水深の時系列データ(地点⑦)</p>		
	 <p>第10図 浸水深の時系列データ(地点⑧)</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>第11図 浸水深の時系列データ（地点⑨）</p>		
	 <p>第12図 浸水深の時系列データ（地点⑩）</p>		


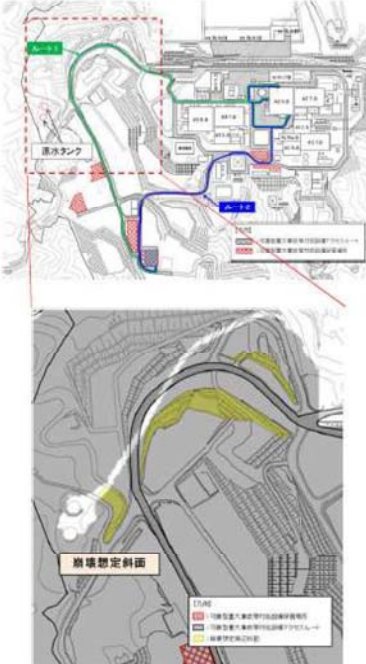
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由										
	 <p data-bbox="1068 835 1617 871">第13図 第4保管エリア近傍の溢水の伝播挙動</p> <p data-bbox="1113 913 1573 945">第1表 保管場所に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="949 955 1736 1428"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>影響評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1保管エリア</td> <td>エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第5図地点③)</td> </tr> <tr> <td>第2保管エリア</td> <td>密閉式貯水槽上部であり、周囲に溢水源が存在せず、エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第6図地点④)</td> </tr> <tr> <td>第3保管エリア</td> <td>周囲に溢水源が存在せず、エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第7図地点⑤)</td> </tr> <tr> <td>第4保管エリア</td> <td>エリア内の最大浸水深は約21cmとなり、可搬型設備等の機関吸気口及び排気口高さ以下である。 (第8図地点⑥)</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所	影響評価結果	第1保管エリア	エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第5図地点③)	第2保管エリア	密閉式貯水槽上部であり、周囲に溢水源が存在せず、エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第6図地点④)	第3保管エリア	周囲に溢水源が存在せず、エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第7図地点⑤)	第4保管エリア	エリア内の最大浸水深は約21cmとなり、可搬型設備等の機関吸気口及び排気口高さ以下である。 (第8図地点⑥)		
保管場所	影響評価結果												
第1保管エリア	エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第5図地点③)												
第2保管エリア	密閉式貯水槽上部であり、周囲に溢水源が存在せず、エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第6図地点④)												
第3保管エリア	周囲に溢水源が存在せず、エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第7図地点⑤)												
第4保管エリア	エリア内の最大浸水深は約21cmとなり、可搬型設備等の機関吸気口及び排気口高さ以下である。 (第8図地点⑥)												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>3. 崩壊土砂とタンク溢水による影響評価</p> <p>(1) 評価対象</p> <p>溢水源と崩壊斜面の配置から斜面崩壊後に No.1 エリアの原水タンクが溢水した場合、アクセスルートの復旧時間評価に影響を及ぼす可能性があることから、影響評価を実施する。</p>  <p>第7図 溢水源と斜面崩壊の位置関係図</p> <p>(2) 影響評価</p> <p>No.1 エリアの原水タンクが溢水した場合の流動解析の結果は第8図のとおり。原水タンクの溢水により崩壊想定斜面の崩壊土砂の一部がルート1に流入することも考えられるが、有効性評価上のアクセスルート復旧時間4時間に対し、ルート1の仮復旧時間評価は2時間28分で仮復旧することが可能で、時間的な余裕があることから、重機による土砂撤去することにより対応可能である。なお、ルート2には影響がないことを確認している。</p>  <p>第8図 原水タンク溢水による流動解析の結果</p> <p>※ 浸水範囲を白色で示す。</p>			<p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊はアクセスルートの周辺斜面崩壊箇所近傍には、溢水源となる可能性のあるタンクが存在しないため、溢水による土砂撤去作業への影響は無い。</li> </ul>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

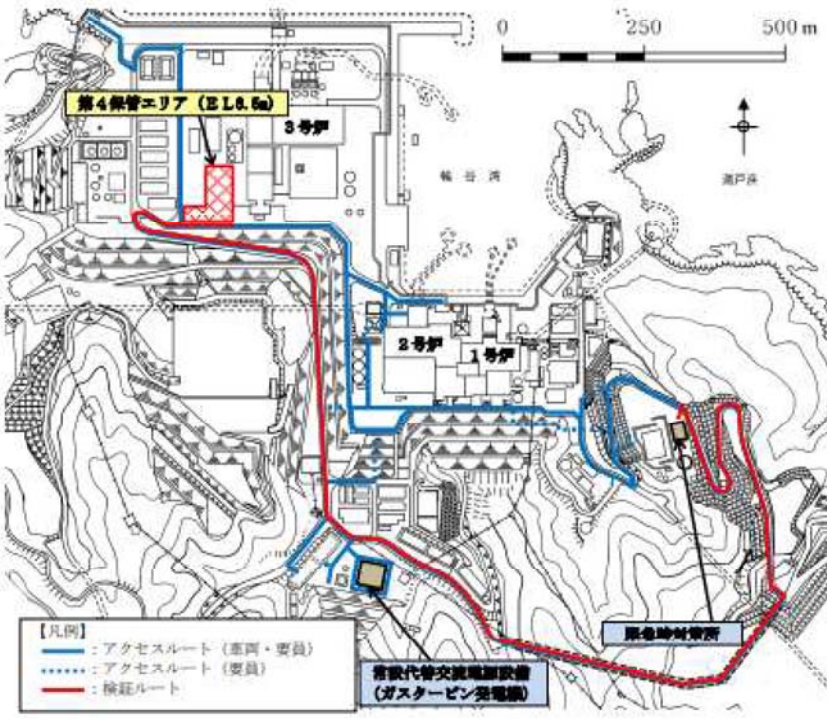
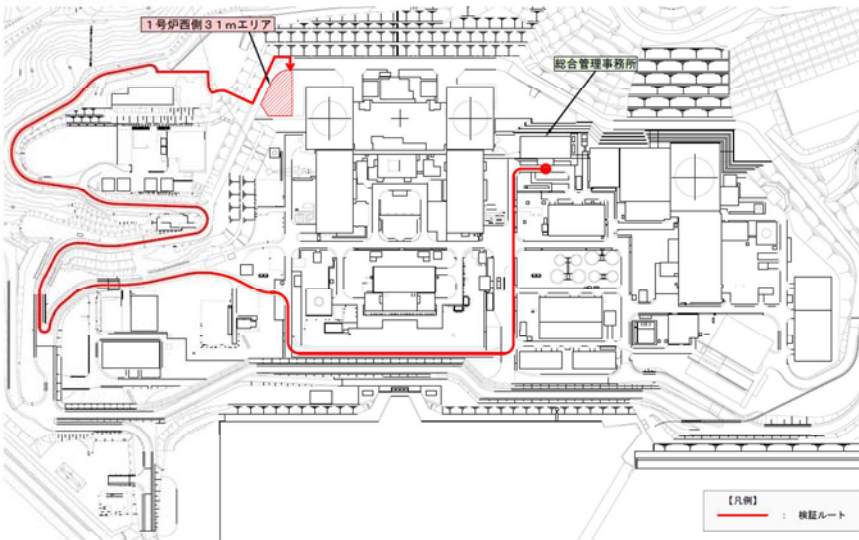
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>該当箇所無し</p>	<p style="text-align: center;">補足 (2)</p> <p style="text-align: center;">作業に伴う屋外の移動手段について</p> <p>1. 作業に伴う屋外の移動手段について                      重大事故等時の屋外の移動手段については、対応する要員の負担及び対応する作業の迅速化の観点から、車両が使用可能な場合には車両による移動を基本とする。                      なお、地震による重大事故等時において、緊急時対策所から可搬型重大事故等対処設備の保管場所までのアクセスルートは必要な幅員を確保可能である。(別紙(19)参照)</p> <p>2. 徒歩移動が必要となる作業に関する作業員の負担                      アクセスルートが確保できず車両による移動が困難な場合は、重機を操作する要員が保管場所まで徒歩で移動する必要がある。                      この場合、炉心損傷の徴候等に応じて放射線防護具を着用する(炉心損傷の徴候等に応じて指示者が適切な放射線防護具類を判断し、要員に着用を指示する。)が、移動後の作業は重機での操作となること、重機にはエアコンが装備されていることから、酷暑期であっても作業負担は軽減される。                      また、アクセスルートが確保されてからは車両で移動できることから、徒歩による移動はないものと考えている。</p> <p>3. 徒歩移動時間の検証                      通常状態の道路における徒歩移動時間が時速4kmであることの妥当性について、保守的に放射線防護具を着用した状況(全面マスク等を着用)での移動時間を検証した。</p>	<p style="text-align: center;">補足資料(4)</p> <p style="text-align: center;">作業に伴う屋外の移動手段について</p> <p>1. 作業に伴う屋外の移動手段について                      重大事故等時の屋外の移動手段については、対応する要員の負担及び対応する作業の迅速化の観点から、車両が使用可能な場合には車両による移動を基本とする。                      なお、地震による重大事故等時において、アクセスルート上に必要な幅員を確保できない箇所があるが、重機による復旧により車両の通行性を確保する。(別紙(22)、(23)参照)</p> <p>2. 徒歩移動が必要となる作業に関する作業員の負担                      アクセスルートが確保できず車両による移動が困難な場合は、重機を操作する要員が保管場所まで徒歩で移動する必要がある。                      この場合、炉心損傷の徴候等に応じて放射線防護具を着用する(炉心損傷の徴候等に応じて指示者が適切な放射線防護具類を判断し、要員に着用を指示する。)が、移動後の作業は重機での操作となること、重機にはエアコンが装備されていることから、酷暑期であっても作業負担は軽減される。                      また、アクセスルートが確保されてからは車両で移動できることから、徒歩による移動はないものと考えている。</p> <p>3. 徒歩移動時間の検証                      通常状態の道路における徒歩移動時間が時速4kmであることの妥当性について、保守的に放射線防護具を着用した状況(全面マスク等を着用)での移動時間を検証した。                      なお、検証は2022年7月24日に実施しており、検証ルートはその時点での構内ルートを使用した。</p>	<p>【島根】対応方針の相違                      ・泊は仮復旧が必要</p> <p>【島根】検証条件の相違                      ・泊は検証時と再稼働時で道路状況(構内ルート)が異なる。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																						
	 <p>第1図 徒歩移動検証ルート</p> <p>第1表 緊急時対策所から第4保管エリアまでの徒歩による移動時間</p> <table border="1" data-bbox="979 1165 1706 1407"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ケース</th> <th rowspan="2">所要時間</th> <th colspan="2">参考</th> </tr> <tr> <th>天候等</th> <th>被験者年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被験者A 全面マスク +化学防護服</td> <td>29分41秒</td> <td rowspan="4">曇り 気温：11.0℃ 湿度：67%</td> <td>56才</td> </tr> <tr> <td>被験者B +被水防護服 +化学防護手袋</td> <td>30分04秒</td> <td>26才</td> </tr> <tr> <td>被験者C +化学防護長靴+ヘッドライト</td> <td>31分42秒</td> <td>41才</td> </tr> <tr> <td>被験者D</td> <td>32分07秒</td> <td>39才</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所から第4保管エリア（約2,710m）まで、徒歩での移動時間は約30分～32分であった。移動時間は積雪や暑さ等の環境による影響も考えられるが、途中休憩を取る、又はスローペースで移動することにより想定する移動速度（時速4kmで想定すると41分）程度での移動は可能であることを確認した。</p>	ケース	所要時間	参考		天候等	被験者年齢	被験者A 全面マスク +化学防護服	29分41秒	曇り 気温：11.0℃ 湿度：67%	56才	被験者B +被水防護服 +化学防護手袋	30分04秒	26才	被験者C +化学防護長靴+ヘッドライト	31分42秒	41才	被験者D	32分07秒	39才	 <p>第1図 徒歩移動検証ルート</p> <p>第1表 総合管理事務所から1号炉西側31mエリアまでの徒歩による移動時間</p> <table border="1" data-bbox="1884 1165 2478 1417"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ケース</th> <th rowspan="2">所要時間</th> <th colspan="2">参考</th> </tr> <tr> <th>天候等</th> <th>被験者年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被験者A 全面マスク</td> <td>17分48秒</td> <td rowspan="4">曇り 気温：21.5℃ 湿度：81.7%</td> <td>28才</td> </tr> <tr> <td>被験者B +タイバック</td> <td>20分55秒</td> <td>56才</td> </tr> <tr> <td>被験者C +ヘルメット</td> <td>23分29秒</td> <td>43才</td> </tr> <tr> <td>被験者D +ヘッドライト</td> <td>23分33秒</td> <td>36才</td> </tr> </tbody> </table> <p>総合管理事務所から1号炉西側31mエリア（約1,850m）まで、徒歩での移動時間は約18分～24分であった。移動時間は積雪や暑さ等の環境による影響も考えられるが、途中休憩を取る、又はスローペースで移動することにより想定する移動速度（時速4kmで想定すると28分）程度での移動は可能であることを確認した。</p>	ケース	所要時間	参考		天候等	被験者年齢	被験者A 全面マスク	17分48秒	曇り 気温：21.5℃ 湿度：81.7%	28才	被験者B +タイバック	20分55秒	56才	被験者C +ヘルメット	23分29秒	43才	被験者D +ヘッドライト	23分33秒	36才	<p>【島根】記載内容の相違                  ・試験条件の相違とそれに伴う試験結果の相違</p>
ケース	所要時間			参考																																					
		天候等	被験者年齢																																						
被験者A 全面マスク +化学防護服	29分41秒	曇り 気温：11.0℃ 湿度：67%	56才																																						
被験者B +被水防護服 +化学防護手袋	30分04秒		26才																																						
被験者C +化学防護長靴+ヘッドライト	31分42秒		41才																																						
被験者D	32分07秒		39才																																						
ケース	所要時間	参考																																							
		天候等	被験者年齢																																						
被験者A 全面マスク	17分48秒	曇り 気温：21.5℃ 湿度：81.7%	28才																																						
被験者B +タイバック	20分55秒		56才																																						
被験者C +ヘルメット	23分29秒		43才																																						
被験者D +ヘッドライト	23分33秒		36才																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																							
<p style="text-align: right;">補足資料(6)</p> <p>可搬型設備設置可能時間の保守性について</p> <p>可搬型設備保管場所及びアクセスルートの説明の目的として、有効性評価において示している可搬型設備設置制限時間に対して、アクセスルート復旧を含めた可搬型設備設置の有効性を示すものである。</p> <p>作業については一部同時並行で準備可能であるが、個別に時間を積み上げたほうが保守的な時間となること、作業の輻輳を回避する観点から、同時並行で準備する評価とはしていない。</p> <p>可搬型設備設置可能時間「10.0h」は、第1表、第2表のとおりアクセスルート復旧時間（4時間）及び大容量送水ポンプ設置作業時間（6時間）をそれぞれ保守的な時間で算出・評価しており、天候やトラブルを考慮しても、制限時間内に作業が可能であると考え。</p> <p style="text-align: center;">第1表 アクセスルート復旧時間（4時間）の保守性</p> <table border="1" data-bbox="94 766 926 1890"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">作業時間 [min]</th> <th rowspan="2">想定、時間的保守性</th> </tr> <tr> <th>ルート1</th> <th>ルート2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状況確認・準備</td> <td colspan="2">15</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ルート確認・判断</td> <td>40 (25)</td> <td></td> <td>・実証試験結果（日中・酷暑／防護服着用）から求めた移動時間に1.5倍の裕度</td> </tr> <tr> <td>移動</td> <td>15 (10)</td> <td></td> <td>・実証試験結果（日中・酷暑／防護服着用）から求めた移動時間に1.5倍の裕度</td> </tr> <tr> <td>重機移動</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>・ルート2は移動速度の遅いバックホウ6.0km/hで算出（ブルドーザの移動速度は10.0km/h）（1.0.2-別紙21-4）</td> </tr> <tr> <td>3号開閉所引留鉄構電線切断作業</td> <td>-</td> <td>21 (18.7)</td> <td>・電線（14本）はすべてアクセスルートに干渉しているものと想定（1.0.2-別紙21-8） ・電線切断時間は実証試験結果で一番遅いタイム26秒（平均18秒）を1分としてさらに1.5倍した（1.0.2-別紙21-8, 10）</td> </tr> <tr> <td>3号開閉所引留鉄構分解作業</td> <td>-</td> <td>6 (4.9)</td> <td>・3号開閉所引留鉄構は基礎部が残ったままアクセスルートに倒壊するものとして想定 ・どのような形状でアクセスルートに干渉しても撤去可能なように引留鉄構を切断し、分解するものとした（1.0.2-別紙21-9） ・部材切断実証試験は切断想定箇所の部材より大きい鋼材で実施（1.0.2-別紙21-10） 切断想定部材：70mm×6mm山形鋼SS400 実証試験部材：100mm×10mm山形鋼SS400 ・部材切断時間は実証試験結果で一番遅いタイム26秒（平均18秒）を1分としてさらに1.5倍した（1.0.2-別紙21-8, 10） ・実証試験で使用した重機及びブッカーより大型のものを配備する予定であるため、さらに容易に切断、分解することが可能であると考えられる。</td> </tr> <tr> <td>3号開閉所引留鉄構がれき撤去作業</td> <td>-</td> <td>10 (2.8)</td> <td>・3号開閉所引留鉄構は切断により分解されるが、想定がれきは引留鉄構総重量（15.5t）とした（1.0.2-別紙21-6） ・がれき撤去実証試験は想定がれき（15.5t）より重い模擬がれき（35t）で実施（別紙22） ・がれき撤去時間は実証試験結果で一番遅い速度0.6km/h（平均0.8km/h）を0.5km/hとして算出した時間3分36秒にさらに余裕をみて10分とした（1.0.2-別紙21-11, 別紙22-2）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	作業時間 [min]		想定、時間的保守性	ルート1	ルート2	状況確認・準備	15		—	ルート確認・判断	40 (25)		・実証試験結果（日中・酷暑／防護服着用）から求めた移動時間に1.5倍の裕度	移動	15 (10)		・実証試験結果（日中・酷暑／防護服着用）から求めた移動時間に1.5倍の裕度	重機移動	8	5	・ルート2は移動速度の遅いバックホウ6.0km/hで算出（ブルドーザの移動速度は10.0km/h）（1.0.2-別紙21-4）	3号開閉所引留鉄構電線切断作業	-	21 (18.7)	・電線（14本）はすべてアクセスルートに干渉しているものと想定（1.0.2-別紙21-8） ・電線切断時間は実証試験結果で一番遅いタイム26秒（平均18秒）を1分としてさらに1.5倍した（1.0.2-別紙21-8, 10）	3号開閉所引留鉄構分解作業	-	6 (4.9)	・3号開閉所引留鉄構は基礎部が残ったままアクセスルートに倒壊するものとして想定 ・どのような形状でアクセスルートに干渉しても撤去可能なように引留鉄構を切断し、分解するものとした（1.0.2-別紙21-9） ・部材切断実証試験は切断想定箇所の部材より大きい鋼材で実施（1.0.2-別紙21-10） 切断想定部材：70mm×6mm山形鋼SS400 実証試験部材：100mm×10mm山形鋼SS400 ・部材切断時間は実証試験結果で一番遅いタイム26秒（平均18秒）を1分としてさらに1.5倍した（1.0.2-別紙21-8, 10） ・実証試験で使用した重機及びブッカーより大型のものを配備する予定であるため、さらに容易に切断、分解することが可能であると考えられる。	3号開閉所引留鉄構がれき撤去作業	-	10 (2.8)	・3号開閉所引留鉄構は切断により分解されるが、想定がれきは引留鉄構総重量（15.5t）とした（1.0.2-別紙21-6） ・がれき撤去実証試験は想定がれき（15.5t）より重い模擬がれき（35t）で実施（別紙22） ・がれき撤去時間は実証試験結果で一番遅い速度0.6km/h（平均0.8km/h）を0.5km/hとして算出した時間3分36秒にさらに余裕をみて10分とした（1.0.2-別紙21-11, 別紙22-2）	<p style="text-align: center;">該当箇所なし</p>	<p style="text-align: right;">補足資料(5)</p> <p>可搬型設備設置可能時間の保守性について</p> <p>可搬型設備保管場所及びアクセスルートの説明の目的として、有効性評価において示している可搬型設備設置制限時間に対して、アクセスルート復旧を含めた可搬型設備設置の有効性を示すものである。</p> <p>可搬型設備設置可能時間「7時間10分」は、第1表、第2表のとおりアクセスルート復旧時間（2時間40分）及び可搬型大型送水ポンプ車設置作業時間（4時間10分）をそれぞれ保守的な時間で算出・評価しており、天候やトラブルを考慮しても、制限時間内に作業が可能であると考え。</p> <p style="text-align: center;">第1表 アクセスルート復旧時間（2時間40分）の保守性</p> <table border="1" data-bbox="1765 766 2605 1816"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>作業時間[min]</th> <th>想定、時間的保守性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状況確認・準備</td> <td>15</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ルート確認・判断</td> <td>40 (27)</td> <td>・徒歩移動速度を4km/hとして設定し、ルート確認時間を算出(27分) ・徒歩移動時間の検証結果（補足資料(4)）より、防護具を着用した場合においても、移動速度が4km/hを上回ることを確認 ・ルート確認後、即座にルート判断できる見込みだが、状況の不確実性を考慮し、27分からさらに10分程度の余裕をみて40分とした</td> </tr> <tr> <td>重機移動（固縛解除含む）</td> <td>10 (5.9)</td> <td>・ホイールロードの固縛本数は2本。1本あたりの固縛解除時間を1分とし、さらに起動確認の時間1分を考慮して、固縛解除を計3分と算出（補足資料(19)） ・重機（ホイールロード）の移動区間は、走行に支障をきたす事象が想定されないため、4速（42.0km/h）や3速（31.0km/h）での走行も可能であるが、保守的に最も遅い1速（11.6km/h）で移動時間を算出（2.9分） ・上記のとおり算出した移動時間5.9分（3分+2.9分）に、道路状況の不確実性を考慮し、さらに余裕をみて10分とした</td> </tr> <tr> <td>土砂撤去作業</td> <td>80 (71.7)</td> <td>・複数の文献から、ホイールロードの土砂撤去の作業量を算出し、最も作業量の小さい場合で、53m<sup>3</sup>/hであった（別紙21） ・土砂撤去の実証試験（別紙22）での一番遅いタイムにおける作業量（103m<sup>3</sup>/h）が、文献より算出したホイールロードの作業量（53m<sup>3</sup>/h）を上回っていることを確認したが、保守的に文献より算出したホイールロードの作業量（53m<sup>3</sup>/h）を採用した ・崩壊土砂の堆積形状は、堆積する土量が最大となるよう、斜面法面から土砂が堆積する想定とし、撤去土量を算出した（63.3m<sup>3</sup>）（別紙23） ・上記、ホイールロードの作業量と撤去が必要な土量から算出した土砂撤去時間71.7分に、作業の不確実性を考慮して、さらに余裕をみて80分とした</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>145 (119.6)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アクセスルート復旧時間</td> <td>有効性評価では2時間25分（145分）を2時間40分（160分）として評価</td> <td>・天候やトラブルを考慮し、それぞれ保守的な時間でアクセスルート復旧時間を算出</td> </tr> </tbody> </table>	項目	作業時間[min]	想定、時間的保守性	状況確認・準備	15	—	ルート確認・判断	40 (27)	・徒歩移動速度を4km/hとして設定し、ルート確認時間を算出(27分) ・徒歩移動時間の検証結果（補足資料(4)）より、防護具を着用した場合においても、移動速度が4km/hを上回ることを確認 ・ルート確認後、即座にルート判断できる見込みだが、状況の不確実性を考慮し、27分からさらに10分程度の余裕をみて40分とした	重機移動（固縛解除含む）	10 (5.9)	・ホイールロードの固縛本数は2本。1本あたりの固縛解除時間を1分とし、さらに起動確認の時間1分を考慮して、固縛解除を計3分と算出（補足資料(19)） ・重機（ホイールロード）の移動区間は、走行に支障をきたす事象が想定されないため、4速（42.0km/h）や3速（31.0km/h）での走行も可能であるが、保守的に最も遅い1速（11.6km/h）で移動時間を算出（2.9分） ・上記のとおり算出した移動時間5.9分（3分+2.9分）に、道路状況の不確実性を考慮し、さらに余裕をみて10分とした	土砂撤去作業	80 (71.7)	・複数の文献から、ホイールロードの土砂撤去の作業量を算出し、最も作業量の小さい場合で、53m <sup>3</sup> /hであった（別紙21） ・土砂撤去の実証試験（別紙22）での一番遅いタイムにおける作業量（103m <sup>3</sup> /h）が、文献より算出したホイールロードの作業量（53m <sup>3</sup> /h）を上回っていることを確認したが、保守的に文献より算出したホイールロードの作業量（53m <sup>3</sup> /h）を採用した ・崩壊土砂の堆積形状は、堆積する土量が最大となるよう、斜面法面から土砂が堆積する想定とし、撤去土量を算出した（63.3m <sup>3</sup> ）（別紙23） ・上記、ホイールロードの作業量と撤去が必要な土量から算出した土砂撤去時間71.7分に、作業の不確実性を考慮して、さらに余裕をみて80分とした	計	145 (119.6)	—	アクセスルート復旧時間	有効性評価では2時間25分（145分）を2時間40分（160分）として評価	・天候やトラブルを考慮し、それぞれ保守的な時間でアクセスルート復旧時間を算出	<p>【女川】対応方針の相違          ・泊は、復旧箇所が土砂撤去の1箇所のみであり、並行して実施する作業が無い</p> <p>【女川】記載内容の相違          ・作業内容の相違とそれに伴う作業時間の相違</p>
項目		作業時間 [min]			想定、時間的保守性																																																					
	ルート1	ルート2																																																								
状況確認・準備	15		—																																																							
ルート確認・判断	40 (25)		・実証試験結果（日中・酷暑／防護服着用）から求めた移動時間に1.5倍の裕度																																																							
移動	15 (10)		・実証試験結果（日中・酷暑／防護服着用）から求めた移動時間に1.5倍の裕度																																																							
重機移動	8	5	・ルート2は移動速度の遅いバックホウ6.0km/hで算出（ブルドーザの移動速度は10.0km/h）（1.0.2-別紙21-4）																																																							
3号開閉所引留鉄構電線切断作業	-	21 (18.7)	・電線（14本）はすべてアクセスルートに干渉しているものと想定（1.0.2-別紙21-8） ・電線切断時間は実証試験結果で一番遅いタイム26秒（平均18秒）を1分としてさらに1.5倍した（1.0.2-別紙21-8, 10）																																																							
3号開閉所引留鉄構分解作業	-	6 (4.9)	・3号開閉所引留鉄構は基礎部が残ったままアクセスルートに倒壊するものとして想定 ・どのような形状でアクセスルートに干渉しても撤去可能なように引留鉄構を切断し、分解するものとした（1.0.2-別紙21-9） ・部材切断実証試験は切断想定箇所の部材より大きい鋼材で実施（1.0.2-別紙21-10） 切断想定部材：70mm×6mm山形鋼SS400 実証試験部材：100mm×10mm山形鋼SS400 ・部材切断時間は実証試験結果で一番遅いタイム26秒（平均18秒）を1分としてさらに1.5倍した（1.0.2-別紙21-8, 10） ・実証試験で使用した重機及びブッカーより大型のものを配備する予定であるため、さらに容易に切断、分解することが可能であると考えられる。																																																							
3号開閉所引留鉄構がれき撤去作業	-	10 (2.8)	・3号開閉所引留鉄構は切断により分解されるが、想定がれきは引留鉄構総重量（15.5t）とした（1.0.2-別紙21-6） ・がれき撤去実証試験は想定がれき（15.5t）より重い模擬がれき（35t）で実施（別紙22） ・がれき撤去時間は実証試験結果で一番遅い速度0.6km/h（平均0.8km/h）を0.5km/hとして算出した時間3分36秒にさらに余裕をみて10分とした（1.0.2-別紙21-11, 別紙22-2）																																																							
項目	作業時間[min]	想定、時間的保守性																																																								
状況確認・準備	15	—																																																								
ルート確認・判断	40 (27)	・徒歩移動速度を4km/hとして設定し、ルート確認時間を算出(27分) ・徒歩移動時間の検証結果（補足資料(4)）より、防護具を着用した場合においても、移動速度が4km/hを上回ることを確認 ・ルート確認後、即座にルート判断できる見込みだが、状況の不確実性を考慮し、27分からさらに10分程度の余裕をみて40分とした																																																								
重機移動（固縛解除含む）	10 (5.9)	・ホイールロードの固縛本数は2本。1本あたりの固縛解除時間を1分とし、さらに起動確認の時間1分を考慮して、固縛解除を計3分と算出（補足資料(19)） ・重機（ホイールロード）の移動区間は、走行に支障をきたす事象が想定されないため、4速（42.0km/h）や3速（31.0km/h）での走行も可能であるが、保守的に最も遅い1速（11.6km/h）で移動時間を算出（2.9分） ・上記のとおり算出した移動時間5.9分（3分+2.9分）に、道路状況の不確実性を考慮し、さらに余裕をみて10分とした																																																								
土砂撤去作業	80 (71.7)	・複数の文献から、ホイールロードの土砂撤去の作業量を算出し、最も作業量の小さい場合で、53m <sup>3</sup> /hであった（別紙21） ・土砂撤去の実証試験（別紙22）での一番遅いタイムにおける作業量（103m <sup>3</sup> /h）が、文献より算出したホイールロードの作業量（53m <sup>3</sup> /h）を上回っていることを確認したが、保守的に文献より算出したホイールロードの作業量（53m <sup>3</sup> /h）を採用した ・崩壊土砂の堆積形状は、堆積する土量が最大となるよう、斜面法面から土砂が堆積する想定とし、撤去土量を算出した（63.3m <sup>3</sup> ）（別紙23） ・上記、ホイールロードの作業量と撤去が必要な土量から算出した土砂撤去時間71.7分に、作業の不確実性を考慮して、さらに余裕をみて80分とした																																																								
計	145 (119.6)	—																																																								
アクセスルート復旧時間	有効性評価では2時間25分（145分）を2時間40分（160分）として評価	・天候やトラブルを考慮し、それぞれ保守的な時間でアクセスルート復旧時間を算出																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉			島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
項目	作業時間 [min]		想定、時間的保守性		
	ルート1	ルート2			
3号給排水処理建屋分解作業	-	108 (99.8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>3号給排水処理建屋は躯体ごと基礎部がつながったままアクセスルートに倒壊するものとして想定（1.0.2-別紙21-13）</li> <li>どのような形状でアクセスルートに干渉しても撤去可能なように建屋の屋根や構造材を切断し、分解するものとした（1.0.2-別紙21-14）</li> <li>構造材切断時間は3人×7回実施した試験のうち、それぞれの一番遅いタイムの平均値8分2秒（全体の平均値は3分20秒）を9分として分解作業時間を算出（1.0.2-別紙21-17）</li> </ul>		
3号給排水処理建屋がれき撤去作業	-	10 (2.4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>がれき撤去実証試験は想定がれき（18.0t）より重い模擬がれき（35t）で実施（別紙22）</li> <li>がれき撤去時間は実証試験結果で一番遅い速度0.6km/h（平均0.8km/h）を0.5km/hとして算出した時間3分36秒にさらに余裕をみて10分とした（1.0.2-別紙21-18）</li> </ul>		
段差解消作業	70 (54)	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋め戻す碎石量を復旧幅4mに対して余裕1mを見込んだ（1.0.2-別紙21-3）</li> <li>段差解消作業時間は道路土工施工指針に基づくブルドーザの作業量から算出した時間54分に余裕を見込み70分とした（1.0.2-別紙21-3）</li> <li>実証試験での一番遅いタイムにおける作業量（約55m<sup>3</sup>/h）が道路土工施工指針に基づくブルドーザの作業量（53m<sup>3</sup>/h）を上回っていることを確認した（1.0.2-別紙23-3）</li> </ul>		
計	148 (112)	230 (183.6)	-		
アクセスルート復旧時間	有効性評価では3時間50分（230分）を4時間（240分）として評価		<ul style="list-style-type: none"> <li>天候やトラブルを考慮し、それぞれ保守的な時間でアクセスルート復旧時間を算出</li> </ul>		

（ ）内は実証試験結果等又は作業プロセスの積上げに基づく値を示す。  
 作業プロセスの積上げ結果については別紙（21）別添1参照。

（ ）内は文献等に基づいて算出した値を示す。

【女川】対応方針の相違  
 ・泊は作業時間について、文献等を基に算出し、実証試験はその妥当性を確認するために実施。  
 ・泊は実証試験にて一連の作業を模擬していることから作業プロセスの積上げは実施していない

第2表 大容量送水ポンプ設置作業時間（6時間）\*の保守性

第2表 可搬型大型送水ポンプ車設置作業時間（4時間10分）の保守性

【女川】記載内容の相違  
 ・作業内容の相違とそれに伴う作業時間の相違  
 ・泊は、可搬型大型送水ポンプ車設置作業時間に移動時間を含む

項目	作業時間 [min]
大容量送水ポンプ（タイプ1）の設置、ホースの敷設、接続（ルート1を使用した場合）	360 (290)

項目	作業時間[min]
可搬型大型送水ポンプ車の設置、ホースの敷設、接続*	250 (190)

（ ）内は訓練実績等に基づく値を示す。

（ ）内は訓練実績等に基づく値を示す。

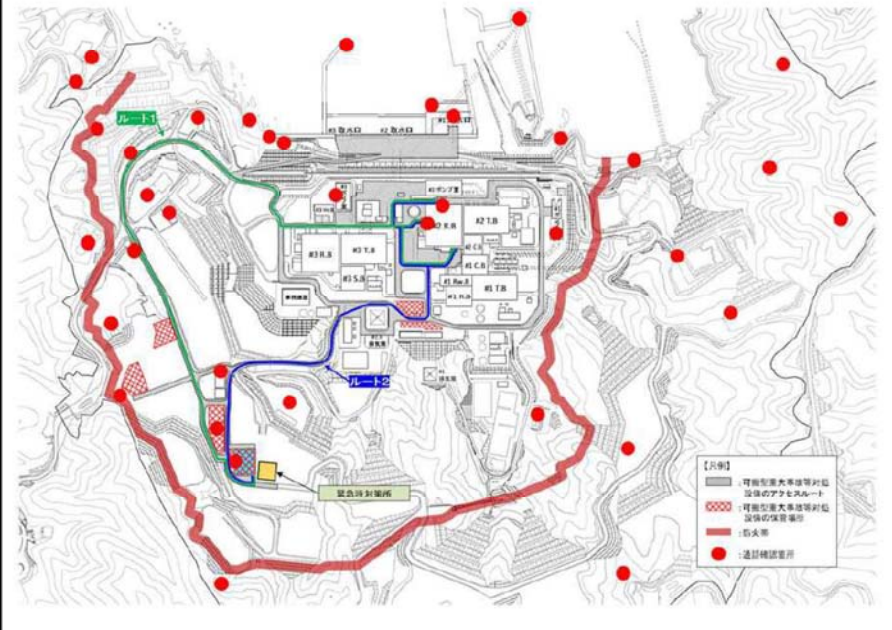
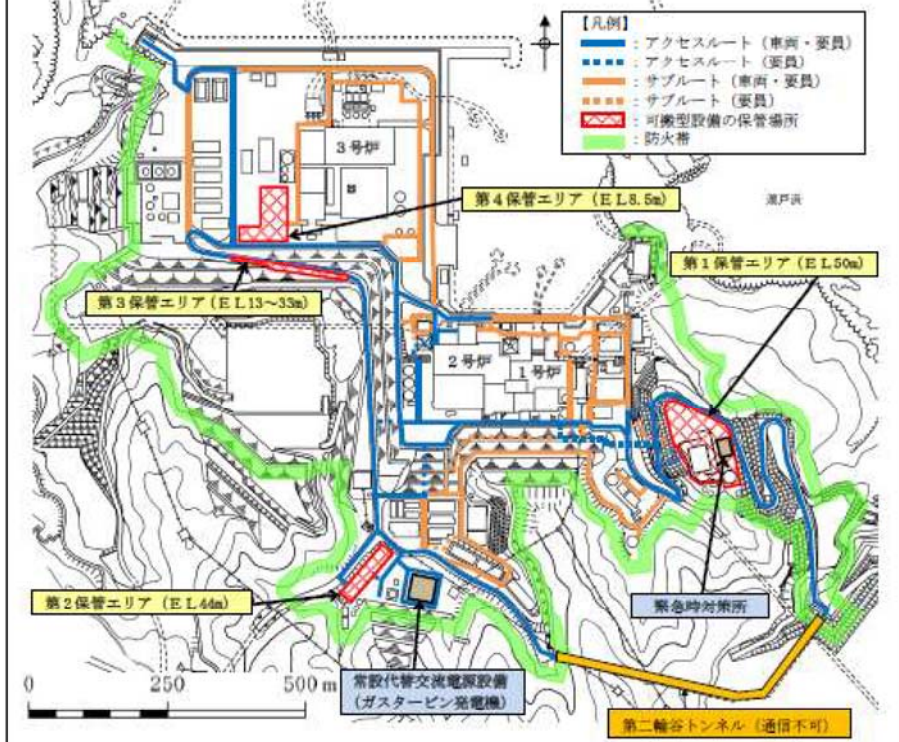
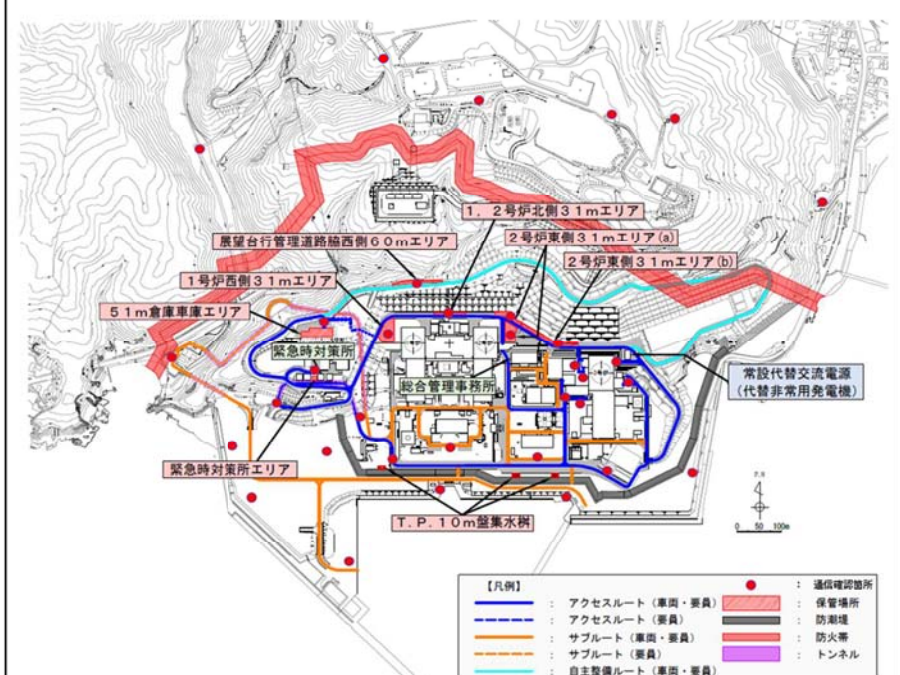
  

\* 移動時間はアクセスルート復旧時間に含む。

\*移動やホース敷設に最も時間を要するルートの組合せで想定

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">補足資料(7)</p> <p style="text-align: center;">屋外での通信機器通話状況の確認について</p> <p>発電所構内における屋外での作業や移動中及び発電所構外における要員参集の途中において、通信機器が確実に機能することを以下の方法により確認した。</p> <p>方法：無線連絡設備（携帯型）での通話確認                      アクセスルート上の車中又は屋外において、緊急時対策所建設予定地との通話が可能であることを確認する。確認方法は、ルート上で、緊急時対策所と通信を行う可能性のある場所（例：可搬型設備保管場所、可搬型設備接続口、可搬型モニタリングポスト設置場所等）を想定して、緊急時対策所と実際に通話を行い、感度及びSメータの値を確認した。</p> <p>結果：アクセスルートからの通信状況は良好であること（必要箇所での通話が可能であること）を確認した。</p>  <p style="text-align: center;">第1図 無線連絡設備（携帯型）における通信状況の確認結果</p>	<p style="text-align: right;">補足 (5)</p> <p style="text-align: center;">屋外での通信機器通話状況の確認</p> <p>発電所構内における屋外での作業や移動中、及び発電所構外における要員参集の途中において、通信機器が確実に機能することを以下の方法により確認した。</p> <p>方法：無線通信設備（携帯型）での通話確認                      屋外アクセスルート上の車中、又は、歩行において、緊急時対策所及び中央制御室との通話が可能であることを確認する。</p> <p>結果：アクセスルート、サブルートからの通信状況は良好であること（一部連絡が取りづらい場所も少しの移動で解消されること）を確認した。                      なお、第二輪谷トンネルについては、通信連絡設備が使用できないことから、入城の際と退出の際に緊急時対策本部へ連絡する運用とする。</p>  <p style="text-align: center;">第1図 無線通信設備（携帯型）における通信状況の確認範囲</p>	<p style="text-align: right;">補足資料(6)</p> <p style="text-align: center;">屋外での通信機器通話状況の確認について</p> <p>発電所構内における屋外での作業や移動中及び発電所構外における要員参集の途中において、通信機器が確実に機能することを以下の方法により確認した。</p> <p>方法：衛星携帯電話での通話確認                      屋外アクセスルート上の歩行において、緊急時対策所及び中央制御室との通話が可能であることを確認する。確認方法は、ルート上で、緊急時対策所及び中央制御室と通信を行う可能性のある場所（例：可搬型設備保管場所、可搬型設備接続口、可搬型モニタリングポスト設置場所）を想定して、緊急時対策所及び中央制御室と実際に通話を行い、通話が可能であることを確認した。</p> <p>結果：屋外アクセスルートからの通信状況は良好であること（必要箇所での通話が可能であること）を確認した。</p> <p>なお、トンネル部については、通信連絡設備が使用できないことが想定されることから、入城の際と退出の際に緊急時対策所又は中央制御室へ連絡する運用とする。</p>  <p style="text-align: center;">第1図 衛星携帯電話における通信状況の確認結果</p>	<p>【島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違                      ・通話設備の相違                      ・通話確認方法の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 記載内容の相違                      ・泊はトンネル部での対応について記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">補足資料(8)</p> <p>1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートへの影響について</p> <p>1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートへの影響について、有効性評価で提示したケースをもとに評価を行った。</p> <p>1. 前提条件                      (1) 想定する重大事故等&lt;有効性評価で説明&gt;                      必要となる対応操作、必要な要員及び資源を評価する際に想定する各号炉の状態を第1表に示す。                      東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故及び共通要因による複数炉の重大事故等の発生の可能性を考慮し、<b>女川原子力発電所1号、2号及び3号炉</b>について、全交流動力電源喪失及び<b>使用済燃料プール</b>でのスロッシングの発生を想定する。                      なお、<b>1号及び3号炉の使用済燃料プール</b>において、全保有水喪失を想定した場合は自然対流による空気冷却での使用済燃料の冷却維持が可能と考えられるため<sup>*</sup>、必要な要員及び資源を検討する本事象では、使用済燃料プールへの注水実施が必要となるスロッシングの発生を想定した。</p> <p>また、不測の事態を想定し、<b>1号及び3号炉</b>のうち、いずれか1つの号炉において、事象発生直後に内部火災が発生していることを想定する。なお、水源評価に際しては、<b>1号及び3号炉</b>における消火活動による水の消費を考慮する。</p> <p><b>2号炉</b>について、有効性評価の各シナリオのうち、必要な要員及び資源（水源、燃料及び電源）ごとに最も厳しいシナリオを想定する。</p> <p>2号炉への対応に必要な緊急時対策所機能及び重大事故等対策に関する作業、アクセスルートの移動による現場の線量率を評価する際において、1号及び3号炉の状態は放射線遮蔽の観点で厳しい使用済燃料プールの全保有水喪失を想定する。</p> <p>※ 技術的能力 添付資料 1.0.16「重大事故等時における停止号炉の影響について」参照</p>	<p style="text-align: right;">補足 (6)</p> <p>1～3号炉同時発災時における屋外のアクセスルートへの影響</p> <p>1～3号炉同時発災時におけるアクセスルートへの影響について、有効性評価で提示したケースをもとに評価を行った。</p> <p>1. 前提条件                      (1) 想定する重大事故等&lt;有効性評価で説明&gt;                      必要となる対応操作、必要な要員及び資源を評価する際に想定する各号炉の状態を第1表に示す。                      東京電力福島第一原子力発電所の事故及び共通要因による複数炉の重大事故等の発生の可能性を考慮し、<b>島根原子力発電所1、2号炉</b>について、全交流動力電源喪失及び<b>燃料プール</b>でのスロッシングの発生を想定する。                      なお、<b>1号炉の燃料プール</b>において、全保有水喪失を想定した場合は自然対流による空気冷却での使用済燃料の冷却維持が可能と考えられるため<sup>*1</sup>、必要な要員及び資源を検討する本事象では、燃料プールへの注水実施が必要となるスロッシングの発生を想定した。</p> <p>また、不測の事態を想定し、<b>1号炉</b>において事象発生直後に内部火災が発生していることを想定する。なお、水源評価に際しては<b>1号炉</b>における消火活動による水の消費を考慮する。                      なお、島根原子力発電所3号炉については、初装荷燃料装荷前のため、燃料からの崩壊熱除去が不要であり、アクセスルート等への影響評価のみを実施する。</p> <p><b>2号炉</b>について、有効性評価の各シナリオのうち、必要な要員及び資源（水源、燃料及び電源）ごとに最も厳しいシナリオを想定する。</p> <p>2号炉への対応に必要な緊急時対策所における活動、及び重大事故等対策に係る作業、アクセスルートの移動による現場の線量率を評価する際において、1号炉の状態は放射線遮蔽の観点で厳しい<b>1号炉の燃料プール</b>の全保有水喪失を想定する。</p> <p>※1：技術的能力 添付資料 1.0.16「重大事故等時における停止号炉の影響について」参照</p>	<p style="text-align: right;">補足資料(7)</p> <p>1号、2号及び3号炉同時被災時における屋外のアクセスルートへの影響について</p> <p>1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートへの影響について、有効性評価で提示したケースをもとに評価を行った。</p> <p>1. 前提条件                      (1) 想定する重大事故等&lt;有効性評価で説明&gt;                      必要となる対応操作、必要な要員及び資源を評価する際に想定する各号炉の状態を第1表に示す。                      東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故及び共通要因による複数炉の重大事故等の発生の可能性を考慮し、<b>泊発電所1号、2号及び3号炉</b>について、全交流動力電源喪失及び<b>使用済燃料ピット</b>でのスロッシングの発生を想定する。                      なお、<b>3号炉の重大事故等</b>への影響について包絡的に評価するため、仮想的に1号及び2号炉の使用済燃料ピットにおいて、全保有水喪失を想定し、必要な要員及び資源について評価した。1号及び2号炉の使用済燃料ピットにおいて全保有水が喪失した場合、燃料被覆管が到達する最高温度より、被覆管がクリープラプチャするまでの最短期間を簡易的に評価した結果、貯蔵されている燃料集合体の健全性は約1ヶ月間維持されることを確認した<sup>*1</sup>。</p> <p>また、不測の事態を想定し、<b>1号及び2号炉</b>のうち、いずれか1つの号炉において、事象発生直後に内部火災が発生していることを想定する。なお、水源評価に際しては、<b>1号及び2号炉</b>における消火活動による水の消費を考慮する。</p> <p><b>3号炉</b>について、有効性評価の各シナリオのうち、必要な要員及び資源（水源、燃料及び電源）ごとに最も厳しいシナリオを想定する。</p> <p>※1：技術的能力 添付資料 1.0.16「重大事故等発生時における停止号炉の影響について」参照</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川及び島根は燃料プールの全保有水喪失を想定した場合は自然対流による空気冷却での使用済燃料の冷却維持が可能であり、注水は不要であるものの、必要な要員及び資源を検討する本事象では注水が必要となるスロッシングの発生を想定している。また、線量率を評価する上では放射線遮蔽の厳しい燃料プールの全保有水喪失を想定している。</li> <li>・泊の1号及び2号炉の燃料ピットの全保有水喪失時は約1ヵ月後に燃料被覆管がクリープラプチャするため、燃料ピットへの注水が必須である。また、線量率等がスロッシングより厳しい全保有水喪失を評価対象とした。</li> </ul>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>(2) 必要となる対応操作，必要な要員及び資源の整理                  「(1) 想定する重大事故等」にて必要となる対応操作，必要な要員，7日間の対応に必要なとなる資源，各作業の所要時間について，第2表及び第1図のとおり整理する。また，各号炉の必要な水量を第3表，1号及び3号炉の注水及び給電に用いる設備の台数を第4表に示す。</p> <p>(3) 想定する高線量場発生                  2号炉への対応に必要なとなる緊急時対策所における活動，重大事故等対策に関する作業及びアクセスルートの移動による現場線量率の概略を第2図，第3図に示す。</p>	<p>(2) 必要となる対応操作及び必要な要員及び資源の整理                  「(1) 想定する重大事故等」にて必要となる対応操作，必要な要員，7日間の対応に必要なとなる資源，各作業の所要時間について，第2表及び第1図のとおり整理する。また，各号炉の必要な水量を第3表，1号炉の注水及び給電に用いる設備の台数を第4表に示す。</p> <p>(3) 想定する高線量場発生                  2号炉への対応に必要なとなる緊急時対策所における活動，及び重大事故等対策に係る作業，アクセスルートの移動による現場線量率の概略を第2図～第3図に示す。</p>	<p>(2) 必要となる対応操作，必要な要員及び資源の整理                  「(1) 想定する重大事故等」にて必要となる対応操作，必要な要員，7日間の対応に必要なとなる資源，各作業の所要時間について，第2表及び第1図のとおり整理する。また，1号及び2号炉の注水及び給電に用いる設備の台数を第3表に示す。</p> <p>(3) 想定する高線量場発生                  3号炉への対応に必要なとなる緊急時対策所における活動及び重大事故等対策に関する作業のアクセスルートの移動の概略を第2図，第3図に示す。</p>	<p>【女川及び島根】                  設備の相違                  ・女川及び島根は淡水を水源としているため，必要な水量を表に整理している。                  ・泊は海水を水源としているため，表に必要な水量は整理していない。</p> <p>【女川及び島根】                  記載内容の相違                  ・女川及び島根は線量率の概略分布を図で示しているのに対し，泊はアクセスルートの移動経路に被ばくの評価点を示しているため，記載内容が異なる。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>2. 1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートへの影響について</p> <p>アクセスルートへの影響については、1号及び3号炉の使用済燃料プールで全保有水が喪失した場合の現場線量率をもとに評価した。第2図、第3図に、線量率の概略を示す。</p> <p>(1) 緊急時対策所への参集及び保管場所への移動による影響</p> <p>緊急時対策所への参集については、事務建屋又は事務本館からのアクセスルートにおける周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべりを考慮した徒歩の総移動時間は約20分であり、各エリアでの移動時間及び第2図の現場線量率（1号炉からの線量率：0.33mSv/h、3号炉からの線量率：4.5mSv/h）の関係より移動にかかる被ばく線量は約1.7mSvとなる。</p> <p>また、緊急時対策所から第1～第4保管エリアへの移動等における被ばく線量の一例として、緊急時対策所から第3保管エリア（保守性を考慮し最も1号及び3号炉寄りの場所）への移動を考える。周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべりを考慮した場合、徒歩での総移動時間は約20分であり、各エリアでの移動時間及び第2図の現場線量率（1号炉からの線量率：1.2mSv/h、3号炉からの線量率：3.2mSv/h）の関係より移動にかかる被ばく線量は約1.5mSvとなる。</p> <p>なお、線量率の高いエリアは限られることから、これらを極力避けることにより、被ばく線量を抑えることができる。また、徒歩での移動に比べ車両で移動した場合は総移動時間及び被ばく線量は小さくなる。</p>	<p>2. 1～3号炉同時発災時におけるアクセスルートへの影響について</p> <p>アクセスルートへの影響については、1号炉の燃料プールで全保有水が喪失した場合の現場線量率をもとに評価した。第2図に、線量率の概略を示す。</p> <p>(1) 緊急時対策所への参集及び保管場所への移動による影響</p> <p>緊急時対策所への参集については、管理事務所又は宿泊場所からのアクセスルートにおける徒歩の総移動時間は約10分であり、各エリアでの移動時間及び第2図の現場線量率の関係より移動にかかる被ばく線量は約1.7mSvとなる。</p> <p>また、緊急時対策所から各保管エリアへの移動等における被ばく線量の一例として、緊急時対策所から第4保管エリア（保守性を考慮し最も移動時間がかかるエリア）への移動を考える。徒歩での総移動時間は約40分であり、各エリアでの移動時間及び第2図の現場線量率の関係より移動にかかる被ばく線量は約0.45mSvとなる。</p> <p>なお、線量率の高いエリアは限られることから、これらを極力避けることにより、被ばく線量を抑えることができる。また、徒歩での移動に比べ車両で移動した場合は総移動時間及び被ばく線量はより小さくなる。</p>	<p>2. 1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートへの影響について</p> <p>アクセスルートへの影響については、1号及び2号炉の使用済燃料ピットで全保有水が喪失した場合の現場線量率をもとに評価した。第2図、第3図に評価点を示す。</p> <p>(1) 緊急時対策所への参集による影響</p> <p>緊急時対策所への参集については、総合管理事務所からのアクセスルートにおける徒歩の移動時間は、第2図に示す複数の緊急時対策所への参集ルートのうちAルートの場合約10分であり、緊急時対策所への参集ルート上で、1号及び2号炉の使用済燃料ピット内の使用済燃料からの線量影響が最大となる地点（2号炉使用済燃料ピット最近接点）における線量率（1号炉からの線量率：約0.32mSv/h、2号炉からの線量率：約6.0mSv/h）より移動にかかる被ばく線量は約1.1mSvとなる。</p> <p>なお、線量率の高いエリアは限られることから、これらを極力避けることにより、被ばく線量を抑えることができる。また、徒歩での移動に比べ車両で移動した場合は総移動時間及び被ばく線量はより小さくなる。</p> <p>また、緊急時対策所近傍の屋外作業となる緊急時対策所用発電機への給油作業については、第2図の給油作業地点における線量率（1号炉からの線量率：約0.27mSv/h、2号炉からの線量率：約0.038mSv/h）より給油作業にかかる被ばく線量は7日間の作業を考慮しても約0.12mSvとなる。</p> <p>緊急時対策所の居住性については、第2図の緊急時対策所中心点における線量率（1号炉からの線量率：約<math>3.4 \times 10^{-4}</math>mSv/h、2号炉からの線量率：約<math>4.7 \times 10^{-5}</math>mSv/h）より被ばく線量は7日間の滞在を考慮しても約0.064mSvとなる。</p>	<p>【島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川及び島根は線量率の概略を図で示している。泊は評価点を図で示している。</li> </ul> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構内常駐場所から緊急時対策所への参集時の被ばく線量を算出しており、移動時間、線量及び被ばく線量評価の相違。</li> </ul> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川及び島根は、被ばく線量の一例として、緊急時対策所から保管場所への被ばく線量評価を記載している。泊は、緊急時対策所近傍での屋外作業の被ばく線量評価を記載している。</li> </ul>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>よって、高線量場の発生を含め、1号及び3号炉に重大事故等が発生した場合であっても、2号炉の重大事故等への対応作業のためのアクセスは可能であり、重大事故等時における活動が可能である。</p> <p>また、固体廃棄物貯蔵所に保管されている低レベル放射性廃棄物からの放射線についてはアクセスルートに対して十分な離隔距離が確保されていること、遮蔽能力を有した建物内に保管されていることから影響はない。</p> <p>(2) 2号炉の重大事故等への対応作業への影響</p> <p>2号炉の重大事故等への対応作業のうち、比較的時間を要する操作として原子炉補機代替冷却水系の準備操作（資機材配置及びホース敷設、起動及び系統水張り）が想定されるが、当該操作場所及びアクセスルートに対する線量率は、第3図に示すとおり3号炉近傍が最も高い箇所約4.9mSv/h（1号炉からの線量率：0.33mSv/h、3号炉からの線量率：4.5mSv/h）となる。</p> <p>当該操作の想定時間は9時間であるが、線量率の高いエリアは限られ、この想定時間には当該操作場所への移動時間も含まれている。また、起動後には監視が必要となるが、当該監視における被ばく線量率は約2.3mSv/hであることから、常駐している要員にて被ばく線量を管理し交代しながら対応を継続していくことが可能である。</p> <p>さらに、事象発生12時間以降参集してくる要員による交代も可能であることから、緊急時被ばく線量を超えることはない。</p> <p>また、固体廃棄物貯蔵所に保管されている低レベル放射性廃棄物からの放射線についてはアクセスルートに対して十分な離隔距離が確保されていること、遮蔽能力を有した建物内に保管されていることから影響はない。</p>	<p>よって、高線量場の発生を含め、1号炉に重大事故等が発生した場合であっても、2号炉の重大事故等への対応作業のためのアクセスは可能であり、重大事故等時における活動が可能である。</p> <p>(2) 2号炉の重大事故等への対応作業への影響</p> <p>2号炉の重大事故等への対応作業のうち、比較的時間を要する操作として原子炉補機代替冷却系の準備操作（資機材配置及びホース敷設、起動及び系統水張り）を想定しているが、1号炉の燃料プールに近い2号炉での当該操作場所での線量率は、第2図に示す線量率を内挿すると約5mSv/hとなる。</p> <p>当該操作の想定操作時間は約7時間20分であること、及びこの想定操作時間には当該操作場所への移動時間も含まれていること、あるいは参集要員による操作要員の交代も可能であることから、重大事故等時における活動が可能である。</p>	<p>よって、高線量場の発生を含め、1号及び2号炉に重大事故等が発生した場合であっても、3号炉の重大事故等への対応作業のためのアクセスは可能であり、重大事故等時における活動が可能である。</p> <p>(2) 3号炉の重大事故等への対応作業への影響</p> <p>3号炉の重大事故等への対応作業のうち、作業員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる有効性評価「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）」の燃料取替用水ピットへの補給（海水）、使用済燃料ピットへの注水確保（海水）及び原子炉補機冷却水系統への通水確保（海水）への影響について確認した。</p> <p>各評価点は第3図、当該作業の作業時間は、第4表のとおりであり、燃料取替用水ピットへの補給（海水）、使用済燃料ピットへの注水確保（海水）及び原子炉補機冷却水系統への通水確保（海水）の作業それぞれについて、作業員の被ばく線量は、それぞれ約32mSv、約68mSv、約16mSvであるが、1号及び2号炉の使用済燃料ピットにおいて高線量場が発生した場合であっても、被ばく線量の増加分はそれぞれ約3mSv、約2mSv、約2mSvであるため作業性に影響はない。</p> <p>また、当該作業は、常駐している要員にて被ばく線量を管理し交代しながら対応を継続していくことが可能である。</p> <p>さらに、事象発生12時間以降参集してくる要員による交代も可能であることから、緊急時被ばく線量を超えることはない。</p> <p>よって、高線量場の発生を含め、1号及び2号炉に重大事故等が発生した場合であっても、3号炉の重大事故等への対応作業のためのアクセスは可能であり、重大事故等時における活動が可能である。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違</p> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被ばく線量を考慮した操作にて評価していることに相違はない。</li> <li>泊は作業時間を示した表を整理している。</li> </ul>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>3. 1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートの輻輳性について</p> <p>1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートの輻輳性について、徒歩での移動によるアクセスルートの輻輳は考えづらいことから車両移動時の輻輳性について考慮する。</p> <p>地震による被害想定一覧を第4図に示す。</p> <p>(1) 可搬型設備の移動の特徴</p> <p>女川原子力発電所の保管場所は、第1～第4保管エリアの2箇所に重大事故等の対応に使用する可搬型設備が設置されている。大型可搬型設備は保管エリアから設置場所に移動する際の往路のみとなるが、タンクローリやホース延長回収車等は、保管エリア等を往復となることが可搬型設備の移動における特徴である。</p> <p>(2) 検討内容</p> <p>保管場所からの可搬型設備の移動において、第1～第4保管エリアから2号炉の使用場所までのアクセスルートのうち、</p> <p>①建物の損壊等の影響により仮復旧する範囲                  ②段差の発生の影響により仮復旧する範囲</p> <p>となる箇所を第5図に示す。</p> <p>第1～第4保管エリアから2号炉に向かうアクセスルートで仮復旧を行う道路部分が片側通行となるが、大型可搬型設備は設置場所に移動する際の往路のみとなるため、車両の通行性に影響はない。なお、タンクローリやホース延長回収車等についても、発電所対策本部が各車両と無線連絡設備（携帯型）等により相互連絡することにより、車両の離合による時間は問題ないとする。</p> <p>なお、1号及び3号炉への対処として、使用済燃料プールへの代替注水車による注水（第1図）及びタンクローリによる給油が考えられるが、これらについても、可搬型設備の移動はタンクローリを除き保管場所から当該号炉への1方向となること、また、注水が必要になるタイミングまで十分な時間的余裕があること（第3表）から、アクセスルートの輻輳の要因とはならず、対応作業への影響はないと考える。</p>	<p>3. 1～3号炉同時被災時におけるアクセスルートの輻輳性について</p> <p>1～3号炉同時被災時におけるアクセスルートの輻輳性について、徒歩での移動によるアクセスルートの輻輳は考えづらいことから車両移動時の輻輳性について考慮する。</p> <p>地震による被害想定一覧を第3図に示す。</p> <p>(1) 可搬型設備の移動の特徴</p> <p>島根原子力発電所の保管場所は、第1、2、3及び4保管エリアの4箇所に可搬型設備が設置されている。このため、可搬型設備はタンクローリを除き、保管場所から設置場所に移動する際の往路のみとなるため、車両の流れは基本的には1方向になることが可搬型設備の移動における特徴である。（第3図）</p> <p>(2) 検討内容</p> <p>保管場所からの可搬型設備の移動において、第1、2、3及び4保管エリアから2号炉の使用場所までのアクセスルートのうち、仮復旧の必要はないが、車両が交互通行となるアクセスルート（幅員7m未満）となる箇所を第4図に示す。</p> <p>第1、4保管エリアから2号炉に向かうアクセスルート及び第2、3保管エリアから作業場所へ向かうアクセスルートの一部で片側通行となるが、タンクローリを除き、可搬型設備は設置場所に移動する際の往路のみとなるため、車両の通行性に影響はない。</p> <p>なお、1号炉への対処として、燃料プールへの大量送水車による注水（第1図）及びタンクローリによる給油が考えられるが、これらについても、可搬型設備の移動はタンクローリを除き保管場所から当該号炉への1方向となること、また、注水が必要になるタイミングまで十分な時間的余裕があること（第3表）から、アクセスルートの輻輳の要因とはならず、対応作業への影響はないと考える。</p> <p>また、アクセスルートのうち道幅が狭い箇所（第4図）を各車両が通行する場合は、無線通信設備（携帯型）を使用し相互連絡することにより、交互通行が可能であることから、車両の通行性に影響はない。</p>	<p>3. 1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートの輻輳性について</p> <p>1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートの輻輳性について、徒歩での移動によるアクセスルートの輻輳は考えづらいことから車両移動時の輻輳性について考慮する。</p> <p>地震による被害想定一覧を第4図に示す。</p> <p>(1) 可搬型設備の移動の特徴</p> <p>泊発電所の保管場所は、51m倉庫車庫エリア、1号炉西側31mエリア、1、2号炉北側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)及び2号炉東側31mエリア(b)の5箇所に重大事故等の対応に使用する可搬型設備が設置されている。大型可搬型設備は保管エリアから設置場所に移動する際の往路のみとなるが、可搬型タンクローリ等は、保管エリア等を往復となることが可搬型設備の移動における特徴である。</p> <p>(2) 検討内容</p> <p>保管場所からの可搬型設備の移動において、51m倉庫車庫エリア、1号炉西側31mエリア、1、2号炉北側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)及び2号炉東側31mエリア(b)から3号炉の使用場所までのアクセスルートのうち、</p> <p>①周辺斜面崩壊の影響による仮復旧する範囲                  ②車両が交互通行となるアクセスルート（幅員6m未満）</p> <p>となる箇所を第5図に示す。</p> <p>51m倉庫車庫エリアから3号炉に向かうアクセスルートで仮復旧を行う部分が片側通行となるが、可搬型設備は設置場所に移動する際の往路のみとなるため、車両の通行性に影響はない。なお、可搬型タンクローリ等についても、発電所対策本部が各車両と衛星携帯電話、電力保安通信用電話設備等により相互連絡することにより、車両の離合による時間は問題ないとする。</p> <p>なお、1号及び2号炉への対処として、使用済燃料ピットへの可搬型大型送水ポンプ車によるスプレイ（第1図）及び可搬型タンクローリによる給油が考えられるが、これらについても、可搬型設備の移動は可搬型タンクローリを除き保管場所から当該号炉への1方向となること、また、1.(1)で示すとおり、使用済燃料ピットの冷却水が全量喪失した場合において、燃料被覆管がクリープラブチャするまで約1ヵ月であり、十分な時間的余裕があることから、アクセスルートの輻輳の要因とはならず、対応作業への影響はないと考える。</p>	<p>【女川及び島根】                  ・記載表現の相違</p> <p>【島根】                  記載内容の相違                  ・泊は往復する可搬型設備があるため記載。</p> <p>【女川及び島根】                  記載内容の相違                  ・プラントの相違による仮復旧する範囲又は車両が交互通行となるアクセスルートの幅員の相違</p> <p>【女川及び島根】                  設計方針の相違                  ・1.0.2-補足7-1の設計方針の相違と同じ差異理由</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>4. 評価結果                      上記2～3.の評価及び対策により、1～3号炉が同時に発災しても、2号炉重大事故等の対応については影響を与えないことを確認した。</p>	<p>4. 評価結果                      上記2～3.の評価及び対策により、1～3号炉が同時に被災しても、3号炉重大事故等の対応については影響を与えないことを確認した。</p>	<p>【女川】                      記載内容の相違                      ・泊は評価結果を記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																														
<p style="text-align: center;">第1表 想定する各号炉の状態</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">項目</td> <td style="width: 70%;">2号炉</td> </tr> <tr> <td>要員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>使用済燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「想定事故2」<sup>#1</sup></li> <li>「高圧・低圧注水機能喪失」</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>使用済燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「想定事故2」<sup>#1</sup></li> <li>「高圧・低圧注水機能喪失」</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部電源喪失<sup>#2</sup></li> <li>使用済燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「想定事故2」<sup>#1</sup></li> <li>「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>使用済燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「想定事故2」<sup>#1</sup></li> <li>「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（代替循環冷却系を使用する場合）」</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>※1 サイフォン現象による蒸水量は、スロッシングによる漏えい量に包絡されるため、使用済燃料プールからの漏えいはスロッシングによる漏えいを想定する。</p> <p>※2 燃料については、消費量の観点からディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイズ系ディーゼル発電機の運転を想定する。</p> <p>※3 使用済燃料プールへの注水が必要となるスロッシングの発生を想定する。</p> <p>※4 2号炉は火災防護措置が強化されることから、1号及び3号炉での内部火災の発生を想定する。また、1号及び3号炉で複数の内部火災を想定することが考えられるが、時間差で発生することを想定し、全交流動力電源喪失及び使用済燃料プールにおけるスロッシング発生と同時に発生する内部火災としては1つの号炉とする。ただし、消火活動に必要な水源は、1号及び3号炉分の消費を想定する。</p>	項目	2号炉	要員	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>使用済燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「想定事故2」<sup>#1</sup></li> <li>「高圧・低圧注水機能喪失」</li> </ul>	水源	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>使用済燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「想定事故2」<sup>#1</sup></li> <li>「高圧・低圧注水機能喪失」</li> </ul>	燃料	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部電源喪失<sup>#2</sup></li> <li>使用済燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「想定事故2」<sup>#1</sup></li> <li>「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」</li> </ul>	電源	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>使用済燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「想定事故2」<sup>#1</sup></li> <li>「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（代替循環冷却系を使用する場合）」</li> </ul>	<p style="text-align: center;">第1表 想定する各号炉の状態</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">項目</td> <td style="width: 70%;">2号炉</td> </tr> <tr> <td>要員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「3.1.3 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）残留熱代替除去系を使用しない場合」</li> <li>「4.2 想定事故2」<sup>#1</sup></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「2.1 高圧・低圧注水機能喪失」, 「2.4.2 崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合）」</li> <li>「4.2 想定事故2」<sup>#1</sup></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部電源喪失</li> <li>燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「2.1 高圧・低圧注水機能喪失」, 「2.4.2 崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合）」, 「2.6 LOCA時注水機能喪失」</li> <li>「4.2 想定事故2」<sup>#1</sup></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「2.3.1 全交流動力電源喪失（長期T B）」</li> <li>「4.2 想定事故2」<sup>#1</sup></li> </ul> </td> </tr> </table> <p>※1：サイフォン現象による漏えいは、サイフォンブレイク配管により停止される。したがって、この漏えいによる影響はスロッシングによる蒸水に包絡されるため、燃料プールからの漏えいは、スロッシングによる漏えいを想定する。</p> <p>※2：燃料については高圧発電機車の運転継続を想定する。</p> <p>※3：2号炉は火災防護措置が強化されることから、1号炉での内部火災を想定する。</p>	項目	2号炉	要員	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「3.1.3 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）残留熱代替除去系を使用しない場合」</li> <li>「4.2 想定事故2」<sup>#1</sup></li> </ul>	水源	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「2.1 高圧・低圧注水機能喪失」, 「2.4.2 崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合）」</li> <li>「4.2 想定事故2」<sup>#1</sup></li> </ul>	燃料	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部電源喪失</li> <li>燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「2.1 高圧・低圧注水機能喪失」, 「2.4.2 崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合）」, 「2.6 LOCA時注水機能喪失」</li> <li>「4.2 想定事故2」<sup>#1</sup></li> </ul>	電源	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「2.3.1 全交流動力電源喪失（長期T B）」</li> <li>「4.2 想定事故2」<sup>#1</sup></li> </ul>	<p style="text-align: center;">第1表 想定する各号炉の状態</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">項目</td> <td style="width: 70%;">3号炉</td> </tr> <tr> <td>要員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>「想定事故1」</li> <li>「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）」</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>「想定事故1」</li> <li>「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）」</li> <li>「全交流動力電源喪失（外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCP シールLOCAが発生する事故）」</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部電源喪失<sup>#1</sup></li> <li>「想定事故1」</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>「想定事故1」</li> <li>「全交流動力電源喪失（外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCP シールLOCAが発生する事故）」</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>※1 燃料については、消費量の観点からディーゼル発電機の運転を想定する。</p> <p>※2 3号炉は火災防護措置が強化されることから、1号及び2号炉での内部火災の発生を想定する。また、1号及び2号炉で複数の内部火災を想定することが考えられるが、時間差で発生することを想定し、全交流動力電源喪失及び使用済燃料プール全保有水喪失と同時に発生する内部火災としては1つの号炉とする。ただし、消火活動に必要な水源は1号及び2号炉分の消費を想定する。</p>	項目	3号炉	要員	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>「想定事故1」</li> <li>「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）」</li> </ul>	水源	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>「想定事故1」</li> <li>「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）」</li> <li>「全交流動力電源喪失（外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCP シールLOCAが発生する事故）」</li> </ul>	燃料	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部電源喪失<sup>#1</sup></li> <li>「想定事故1」</li> </ul>	電源	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>「想定事故1」</li> <li>「全交流動力電源喪失（外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCP シールLOCAが発生する事故）」</li> </ul>	<p>【女川及び島根】          記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各プラントによる想定するプラント状態の相違</li> </ul>
項目	2号炉																																
要員	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>使用済燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「想定事故2」<sup>#1</sup></li> <li>「高圧・低圧注水機能喪失」</li> </ul>																																
水源	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>使用済燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「想定事故2」<sup>#1</sup></li> <li>「高圧・低圧注水機能喪失」</li> </ul>																																
燃料	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部電源喪失<sup>#2</sup></li> <li>使用済燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「想定事故2」<sup>#1</sup></li> <li>「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」</li> </ul>																																
電源	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>使用済燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「想定事故2」<sup>#1</sup></li> <li>「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（代替循環冷却系を使用する場合）」</li> </ul>																																
項目	2号炉																																
要員	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「3.1.3 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）残留熱代替除去系を使用しない場合」</li> <li>「4.2 想定事故2」<sup>#1</sup></li> </ul>																																
水源	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「2.1 高圧・低圧注水機能喪失」, 「2.4.2 崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合）」</li> <li>「4.2 想定事故2」<sup>#1</sup></li> </ul>																																
燃料	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部電源喪失</li> <li>燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「2.1 高圧・低圧注水機能喪失」, 「2.4.2 崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合）」, 「2.6 LOCA時注水機能喪失」</li> <li>「4.2 想定事故2」<sup>#1</sup></li> </ul>																																
電源	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「2.3.1 全交流動力電源喪失（長期T B）」</li> <li>「4.2 想定事故2」<sup>#1</sup></li> </ul>																																
項目	3号炉																																
要員	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>「想定事故1」</li> <li>「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）」</li> </ul>																																
水源	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>「想定事故1」</li> <li>「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）」</li> <li>「全交流動力電源喪失（外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCP シールLOCAが発生する事故）」</li> </ul>																																
燃料	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部電源喪失<sup>#1</sup></li> <li>「想定事故1」</li> </ul>																																
電源	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>「想定事故1」</li> <li>「全交流動力電源喪失（外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCP シールLOCAが発生する事故）」</li> </ul>																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉		島根原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		差異理由
<p>第2表 同時被災時の1号及び3号炉の対応操作, 2号炉の使用済燃料プールの対応操作, 必要な要員及び資源</p>						
必要となる対応操作	対応操作概要	対応要員	必要な資源	必要となる対応操作	対応操作概要	対応要員
非常用ディーゼル発電機等の現場確認, 直流電源の負荷制御	非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイズ系ディーゼル発電機の現場の状態確認及び直流電源の長時間供給のための負荷制御を実施する	1号, 2号炉及び3号炉: 運転員	—	ディーゼル発電機等の現場確認	ディーゼル発電機の現場の状態確認	1号, 2号炉: 運転員
内部火災に対する消火活動	建屋内での火災を想定し, 当該火災に対する現場確認・消火活動を実施する	1号及び3号炉: 運転員及び初期消火員 2号炉: 運転員	〇水源 約63m <sup>3</sup> (31.2m <sup>3</sup> /号炉×2 (1号及び3号炉)) 〇燃料 化学消防自動車: 約4kl (20L/h×24h×7日×1台)	内部火災に対する消火活動	建屋内での火災を想定し, 当該火災に対する現場確認・消火活動を実施する	〇水源 約63m <sup>3</sup> (31.2m <sup>3</sup> /号炉×2 (1号及び3号炉)) 〇燃料 化学消防自動車: 約4kl (20L/h×24h×7日×1台)
電源車による給電	各注水系 (復水補給水系, 燃料プール補給水系, 代送注水車及び大容量送水ポンプ (タイプ1)) による使用済燃料プールへの注水を行い, 使用済燃料からの腐蝕の継続的な除去を行う	1号及び3号炉: 運転員及び12時間以降の発電所外からの参集要員 2号炉: 重大事故等対応要員	〇水源 (詳細は第3表参照) ・1号炉: 180m <sup>3</sup> ・2号炉: 4,174m <sup>3</sup> ※2号炉については有効性評価「2.1 高圧・低圧注水機能喪失」, 「2.4.2 崩壊熱除去機能喪失 (残留熱除去系が故障した場合)」で想定している水源 (3,600m <sup>3</sup> ) も含む 〇燃料 ・1号炉 大量送水車: 約12m <sup>3</sup> (0.0677m <sup>3</sup> /h×24h×7日×1台) ・2号炉 大量送水車: 約12m <sup>3</sup> (0.0677m <sup>3</sup> /h×24h×7日×1台)	電源車による給電	各注水系 (復水補給水系, 燃料プール補給水系, 代送注水車及び大容量送水ポンプ (タイプ1)) による使用済燃料プールへの注水を行い, 使用済燃料からの腐蝕の継続的な除去を行う	〇水源 (詳細は第3表参照) ・1号炉: 180m <sup>3</sup> ・2号炉: 4,174m <sup>3</sup> ※2号炉については有効性評価「2.1 高圧・低圧注水機能喪失」, 「2.4.2 崩壊熱除去機能喪失 (残留熱除去系が故障した場合)」で想定している水源 (3,600m <sup>3</sup> ) も含む 〇燃料 ・1号炉 大量送水車: 約12m <sup>3</sup> (0.0677m <sup>3</sup> /h×24h×7日×1台) ・2号炉 大量送水車: 約12m <sup>3</sup> (0.0677m <sup>3</sup> /h×24h×7日×1台)
燃料補給作業	代送注水車, 化学消防自動車, 大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び電源車に給油を行う	1号及び3号炉: 運転員及び12時間以降の発電所外からの参集要員 2号炉: 重大事故等対応要員	—	燃料補給作業	代送注水車, 化学消防自動車, 大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び電源車に給油を行う	—
<p>第2表 同時被災時の1, 2号炉の燃料プールの対応操作, 必要な要員及び資源</p>						
必要となる対応操作	対応操作概要	対応要員	必要な資源	必要となる対応操作	対応操作概要	対応要員
内部火災に対する消火活動	建物内の火災を想定し, 当該火災に対する現場確認・消火活動を実施する。	自衛消防隊	〇水源 32m <sup>3</sup> 〇燃料 化学消防自動車: 約5m <sup>3</sup> (0.0275 m <sup>3</sup> /h×24h×7日×1台) 小型動力ポンプ付水槽車: 約5m <sup>3</sup> (0.025 m <sup>3</sup> /h×24h×7日×1台)	内部火災に対する消火活動	建物内の火災を想定し, 当該火災に対する現場確認・消火活動を実施する。	自衛消防隊
各注水系による燃料プールへの注水 (復水補給系, 燃料プール補給系, 消火系, 大量送水車による燃料プールへの給水, 2号炉は有効性評価のシナリオを想定)	各注水系による燃料プールへの注水 (復水補給系, 燃料プール補給系, 消火系, 大量送水車による燃料プールへの給水, 2号炉は有効性評価のシナリオを想定)	運転員, 緊急時対策要員, 8時間以降を目的に発電所外から参集する要員	〇水源 (詳細は第3表参照) ・1号炉: 180m <sup>3</sup> ・2号炉: 4,174m <sup>3</sup> ※2号炉については有効性評価「2.1 高圧・低圧注水機能喪失」, 「2.4.2 崩壊熱除去機能喪失 (残留熱除去系が故障した場合)」で想定している水源 (3,600m <sup>3</sup> ) も含む 〇燃料 ・1号炉 大量送水車: 約12m <sup>3</sup> (0.0677m <sup>3</sup> /h×24h×7日×1台) ・2号炉 大量送水車: 約12m <sup>3</sup> (0.0677m <sup>3</sup> /h×24h×7日×1台)	各注水系による燃料プールへの注水 (復水補給系, 燃料プール補給系, 消火系, 大量送水車による燃料プールへの給水, 2号炉は有効性評価のシナリオを想定)	各注水系による燃料プールへの注水 (復水補給系, 燃料プール補給系, 消火系, 大量送水車による燃料プールへの給水, 2号炉は有効性評価のシナリオを想定)	運転員, 緊急時対策要員, 8時間以降を目的に発電所外から参集する要員
高圧発電機車による給電, 受電	高圧発電機車による給電, 受電操作を実施する。	運転員, 緊急時対策要員, 8時間以降を目的に発電所外から参集する要員	〇燃料 高圧発電機車: 約19m <sup>3</sup> (0.11m <sup>3</sup> /h×24h×7日×1台)	高圧発電機車による給電, 受電	高圧発電機車による給電, 受電操作を実施する。	運転員, 緊急時対策要員, 8時間以降を目的に発電所外から参集する要員
燃料給油作業	大量送水車及び高圧発電機車に給油を行う。	緊急時対策要員	—	燃料給油作業	大量送水車及び高圧発電機車に給油を行う。	—
<p>第2表 同時被災時の1号及び2号炉の対応操作, 3号炉の使用済燃料ピットの対応操作, 必要な要員及び資源</p>						
必要となる対応操作	対応操作概要	対応要員	必要な資源	必要となる対応操作	対応操作概要	対応要員
ディーゼル発電機等の現場確認	ディーゼル発電機の現場の状態確認	1号, 2号炉: 12時間以降の発電所外からの参集要員	—	ディーゼル発電機等の現場確認	ディーゼル発電機の現場の状態確認	1号, 2号炉: 12時間以降の発電所外からの参集要員
内部火災に対する消火活動	建屋内での火災を想定し, 当該火災に対する現場確認・消火活動を実施する	1号及び2号炉: 運転員及び初期消火員 2号炉: 運転員	〇水源 約63m <sup>3</sup> (31.2m <sup>3</sup> /号炉×2 (1号及び2号炉)) 〇燃料 化学消防自動車: 約4kl (20L/h×24h×7日×1台)	内部火災に対する消火活動	建屋内での火災を想定し, 当該火災に対する現場確認・消火活動を実施する	〇水源 約63m <sup>3</sup> (31.2m <sup>3</sup> /号炉×2 (1号及び2号炉)) 〇燃料 化学消防自動車: 約4kl (20L/h×24h×7日×1台)
可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイ	海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイを行い, 使用済燃料からの崩壊熱の継続的な除去を行う	1号及び2号炉: 運転員 12時間以降の発電所外からの参集要員	〇水源 約63m <sup>3</sup> (31.2m <sup>3</sup> /号炉×2 (1号及び2号炉)) 〇燃料 化学消防自動車: 約4kl (20L/h×24h×7日×1台)	可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイ	海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイを行い, 使用済燃料からの崩壊熱の継続的な除去を行う	1号及び2号炉: 運転員 12時間以降の発電所外からの参集要員
各注水設備 (燃料取替用タンク, 1次系純水タンク及び2次系純水タンク) による使用済燃料ピットへの注水	移動発電機車による電源復旧後, 各注水設備による使用済燃料ピットへの注水を行い, 使用済燃料からの崩壊熱の継続的な除去を行う	3号炉: 緊急時対策要員	〇水源は海水を使用 〇燃料 1号及び2号炉 可搬型大型送水ポンプ車: 約25kl (72L/h×24h×7日×2台)	各注水設備 (燃料取替用タンク, 1次系純水タンク及び2次系純水タンク) による使用済燃料ピットへの注水	移動発電機車による電源復旧後, 各注水設備による使用済燃料ピットへの注水を行い, 使用済燃料からの崩壊熱の継続的な除去を行う	3号炉: 緊急時対策要員
可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水を行い, 使用済燃料からの崩壊熱の継続的な除去を行う	1号及び2号炉: 12時間以降の発電所外からの参集要員	〇燃料 1号及び2号移動発電機車: 約277kl (41L/h <sup>0.1</sup> ×24h×7日×4台) ※1: 1号及び2号炉は停止中のため, 実際は重大事故等発生等の対応に必要な計画や使用済燃料ピットへの注水に使用する設備へ給電することになるが, 燃料消費量を保守的に見積もる観点から, 移動発電機車の定格負荷時における燃料消費量を想定	可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水を行い, 使用済燃料からの崩壊熱の継続的な除去を行う	1号及び2号炉: 12時間以降の発電所外からの参集要員
移動発電機車による給電	移動発電機車による給電・受電操作を実施する	1号及び2号炉: 12時間以降の発電所外からの参集要員	—	移動発電機車による給電	移動発電機車による給電・受電操作を実施する	1号及び2号炉: 12時間以降の発電所外からの参集要員
燃料補給作業	移動発電機車及び可搬型大型送水ポンプ車に給油を行う	3号炉: 緊急時対策要員	—	燃料補給作業	移動発電機車及び可搬型大型送水ポンプ車に給油を行う	3号炉: 緊急時対策要員

【女川及び島根】  
 記載内容の相違  
 ・各プラントによる指定するプラント状態の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第3表 各号炉の必要な水量	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">1号炉</th> <th colspan="2">2号炉</th> <th colspan="2">3号炉</th> </tr> <tr> <th>停止中<sup>※1</sup></th> <th>SFP</th> <th>運転中<sup>※1</sup></th> <th>SFP</th> <th>停止中<sup>※1</sup></th> <th>SFP</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉心燃料</td> <td>全燃料取り出し</td> <td>炉</td> <td>全燃料取り出し</td> <td>炉</td> <td>全燃料取り出し</td> </tr> <tr> <td>原子炉開放状態<sup>※3</sup></td> <td>開放（プールゲート閉）</td> <td>未開放（プールゲート閉）</td> <td>開放（プールゲート閉）</td> <td>開放（プールゲート閉）</td> <td>開放（プールゲート閉）</td> </tr> <tr> <td>水位</td> <td>ウェル満水 （オーバーフロー水位）</td> <td>通常運転水位 （オーバーフロー水位）</td> <td>通常運転水位 （オーバーフロー水位）</td> <td>ウェル満水 （オーバーフロー水位）</td> <td>ウェル満水 （オーバーフロー水位）</td> </tr> <tr> <td>想定するプラントの状態</td> <td>スロッシングによる漏えい+全交流流動力電源喪失</td> <td>スロッシングによる漏えい+全交流流動力電源喪失</td> <td>スロッシングによる漏えい+全交流流動力電源喪失</td> <td>スロッシングによる漏えい+全交流流動力電源喪失</td> <td>スロッシングによる漏えい+全交流流動力電源喪失</td> </tr> <tr> <td>事故初期に喪失を想定する水量<sup>※3</sup> [m<sup>3</sup>]</td> <td>212</td> <td>212</td> <td>212</td> <td>212</td> <td>212</td> </tr> <tr> <td>65℃到達までの時間 [h]</td> <td>316</td> <td>316</td> <td>316</td> <td>316</td> <td>316</td> </tr> <tr> <td>100℃到達までの時間 [h]</td> <td>750 (約31日)</td> <td>750 (約31日)</td> <td>750 (約31日)</td> <td>750 (約31日)</td> <td>750 (約31日)</td> </tr> <tr> <td>必要な注水量<sup>①</sup> [t(約68t)]<sup>※4</sup></td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>必要な注水量<sup>②</sup> [t(約68t)]<sup>※4</sup></td> <td>212</td> <td>212</td> <td>212</td> <td>212</td> <td>212</td> </tr> <tr> <td>通常運転水位（オーバーフロー水位）から必要な遮蔽水位<sup>※4</sup>までの水位差 [m]</td> <td>1.3</td> <td>1.3</td> <td>1.3</td> <td>1.3</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>事故発生から必要な遮蔽水位まで水位が低下する時間 [h]</td> <td>1964 (約81日)</td> <td>1964 (約81日)</td> <td>1964 (約81日)</td> <td>1964 (約81日)</td> <td>1964 (約81日)</td> </tr> <tr> <td>事故発生からDAF到達までの時間 [h]</td> <td>6445 (約268日)</td> <td>6445 (約268日)</td> <td>6445 (約268日)</td> <td>6445 (約268日)</td> <td>6445 (約268日)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 1号及び3号炉については、平成29年4月1日時点の崩壊熱により算出。2号炉については、燃料交換等を考慮した燃料取出スキームにより崩壊熱を算出し評価。          ※2 1号及び3号炉は原子炉停止を想定するため「プールゲート閉」とする。2号炉は原子炉運転中を想定するため「プールゲート閉」とする。          ※3 1号及び3号炉は、2号炉の使用済燃料プール、原子炉ウェル及び燃料貯蔵タンク（以下「DSピット」という。）からのスロッシング量に基づき注水量を設定（1号炉の使用済燃料プール、原子炉ウェル及びDSピットは2号炉に比べて保有水量やプール表面積が小さいため注水量は少なくなると考えられる。3号炉の使用済燃料プール、原子炉ウェル及びDSピットは保有水量やプール表面積が2号炉と同程度であり、注水量は2号炉と同程度と考えられる。）。2号炉は原子炉運転中を想定するため使用済燃料プールからのスロッシング量を想定。          ※4 「必要な注水量<sup>①</sup>」：蒸発による水位低下防止に必要な注水量。「必要な注水量<sup>②</sup>」：通常水位までの回復及びその後の7日間通常水位を維持するために必要な注水量。          ※5 2号炉の燃料プールの必要な遮蔽水位については、燃料有為液面より約6.1m以上水位を有していれば、燃料交換等を考慮した燃料取出スキームにより崩壊熱を算出し評価。から十分余裕のある10mSV/h未満となるため、通常水位からの許容水位低下量は約1.3mとする。必要な遮蔽水位は、原子炉建設最上階での操作時間から設定している。原子炉建設最上階での運転員及び重大事故等対策の操作時間は3.5時間（保管場所と原子炉建設最上階の移動時間を含む。）以内であることを考慮すると、被ばく量は最大でも35mSvとなるため、緊急作業時の必要注水量は100mSvに対して余裕がある。なお、1号及び3号炉の使用済燃料プールの必要な遮蔽水位については、保守的に2号炉の評価結果を採用（2号炉の必要な遮蔽水位の評価は、使用済燃料プールハンガ及びラックの使用済燃料プールがすべて満たされた状態及び燃料貯蔵ラックに燃料がすべて満たされた状態を想定していることなどから、1号及び3号炉の許容水位低下量は2号炉よりも大きくなると考えられる。）。</p>	1号炉		2号炉		3号炉		停止中 <sup>※1</sup>	SFP	運転中 <sup>※1</sup>	SFP	停止中 <sup>※1</sup>	SFP	炉心燃料	全燃料取り出し	炉	全燃料取り出し	炉	全燃料取り出し	原子炉開放状態 <sup>※3</sup>	開放（プールゲート閉）	未開放（プールゲート閉）	開放（プールゲート閉）	開放（プールゲート閉）	開放（プールゲート閉）	水位	ウェル満水 （オーバーフロー水位）	通常運転水位 （オーバーフロー水位）	通常運転水位 （オーバーフロー水位）	ウェル満水 （オーバーフロー水位）	ウェル満水 （オーバーフロー水位）	想定するプラントの状態	スロッシングによる漏えい+全交流流動力電源喪失	スロッシングによる漏えい+全交流流動力電源喪失	スロッシングによる漏えい+全交流流動力電源喪失	スロッシングによる漏えい+全交流流動力電源喪失	スロッシングによる漏えい+全交流流動力電源喪失	事故初期に喪失を想定する水量 <sup>※3</sup> [m <sup>3</sup> ]	212	212	212	212	212	65℃到達までの時間 [h]	316	316	316	316	316	100℃到達までの時間 [h]	750 (約31日)	750 (約31日)	750 (約31日)	750 (約31日)	750 (約31日)	必要な注水量 <sup>①</sup> [t(約68t)] <sup>※4</sup>	不要	不要	不要	不要	不要	必要な注水量 <sup>②</sup> [t(約68t)] <sup>※4</sup>	212	212	212	212	212	通常運転水位（オーバーフロー水位）から必要な遮蔽水位 <sup>※4</sup> までの水位差 [m]	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	事故発生から必要な遮蔽水位まで水位が低下する時間 [h]	1964 (約81日)	1964 (約81日)	1964 (約81日)	1964 (約81日)	1964 (約81日)	事故発生からDAF到達までの時間 [h]	6445 (約268日)	6445 (約268日)	6445 (約268日)	6445 (約268日)	6445 (約268日)	<p>第3表 1, 2号炉の必要な水量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">1号炉</th> <th colspan="2">2号炉</th> </tr> <tr> <th>炉</th> <th>燃料プール</th> <th>炉</th> <th>燃料プール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉心燃料</td> <td colspan="2">全燃料取り出し</td> <td colspan="2">装荷済</td> </tr> <tr> <td>原子炉開放状態</td> <td colspan="2">開放（プールゲート閉）</td> <td colspan="2">未開放（プールゲート閉）</td> </tr> <tr> <td>水位</td> <td colspan="2">NWL</td> <td colspan="2">NWL</td> </tr> <tr> <td>想定するプラントの状態</td> <td colspan="2">スロッシングによる漏えい+全交流流動力電源喪失</td> <td colspan="2">スロッシングによる漏えい+全交流流動力電源喪失</td> </tr> <tr> <td>スロッシング注水量<sup>※2</sup> (m<sup>3</sup>)</td> <td colspan="2">180</td> <td colspan="2">180</td> </tr> <tr> <td>65℃到達までの時間 (hr)</td> <td colspan="2">111</td> <td>重要事故シーケンス (2.1 高圧・低圧注水機能喪失、2.4.2 崩壊熱除去機能喪失 (残留熱除去系が故障した場合) ) による</td> <td>17.94</td> </tr> <tr> <td>100℃到達までの時間 (hr)</td> <td colspan="2">266.4</td> <td></td> <td>43.07</td> </tr> <tr> <td>必要な注水量<sup>①</sup> (m<sup>3</sup>)</td> <td colspan="2">-</td> <td></td> <td>394</td> </tr> <tr> <td>事故発生からTAF到達までの時間 (hr)</td> <td colspan="2">1,579</td> <td></td> <td>306.03</td> </tr> <tr> <td>通常水位（オーバーフロー水位）から必要な遮蔽水位<sup>※4</sup>までの水位差 (m)</td> <td colspan="2">5.6</td> <td></td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>必要な注水量<sup>②</sup> (m<sup>3</sup>)</td> <td colspan="2">180</td> <td></td> <td>574</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1： 廃止措置中の1号炉は平成27年4月時点での崩壊熱により算出。2号炉はプラント停止50日後の崩壊熱により算出。          ※2： 1号炉の注水量は、2号炉の評価結果に基づきスロッシングによる注水量を設定。（1号炉の燃料プールは2号炉に比べて保有水量や表面積が小さいため注水量は少なくなると考えられる）          ※3： 「必要な注水量<sup>①</sup>」：蒸発による水位低下防止に必要な注水量。「必要な注水量<sup>②</sup>」：通常水位までの回復及びその後の7日間通常水位を維持するために必要な注水量。          ※4： 2号炉原子炉建物原子炉棟4階（燃料貯蔵層）での現場の稼働率が10mSV/h以下となる水位。（遮蔽水位の計算に用いた1号炉の線源の強度は保守的に設定（実際の保管体数798体に対して1,539体保管している前提で評価））</p>		1号炉		2号炉		炉	燃料プール	炉	燃料プール	炉心燃料	全燃料取り出し		装荷済		原子炉開放状態	開放（プールゲート閉）		未開放（プールゲート閉）		水位	NWL		NWL		想定するプラントの状態	スロッシングによる漏えい+全交流流動力電源喪失		スロッシングによる漏えい+全交流流動力電源喪失		スロッシング注水量 <sup>※2</sup> (m <sup>3</sup> )	180		180		65℃到達までの時間 (hr)	111		重要事故シーケンス (2.1 高圧・低圧注水機能喪失、2.4.2 崩壊熱除去機能喪失 (残留熱除去系が故障した場合) ) による	17.94	100℃到達までの時間 (hr)	266.4			43.07	必要な注水量 <sup>①</sup> (m <sup>3</sup> )	-			394	事故発生からTAF到達までの時間 (hr)	1,579			306.03	通常水位（オーバーフロー水位）から必要な遮蔽水位 <sup>※4</sup> までの水位差 (m)	5.6			2.6	必要な注水量 <sup>②</sup> (m <sup>3</sup> )	180			574	<p>【女川及び島根】                  設備の相違                  ・女川及び島根は淡水を水源としているため、必要な水量を表に整理している。                  ・泊は海水を水源としているため、表に整理していない。</p>
1号炉		2号炉		3号炉																																																																																																																																																			
停止中 <sup>※1</sup>	SFP	運転中 <sup>※1</sup>	SFP	停止中 <sup>※1</sup>	SFP																																																																																																																																																		
炉心燃料	全燃料取り出し	炉	全燃料取り出し	炉	全燃料取り出し																																																																																																																																																		
原子炉開放状態 <sup>※3</sup>	開放（プールゲート閉）	未開放（プールゲート閉）	開放（プールゲート閉）	開放（プールゲート閉）	開放（プールゲート閉）																																																																																																																																																		
水位	ウェル満水 （オーバーフロー水位）	通常運転水位 （オーバーフロー水位）	通常運転水位 （オーバーフロー水位）	ウェル満水 （オーバーフロー水位）	ウェル満水 （オーバーフロー水位）																																																																																																																																																		
想定するプラントの状態	スロッシングによる漏えい+全交流流動力電源喪失	スロッシングによる漏えい+全交流流動力電源喪失	スロッシングによる漏えい+全交流流動力電源喪失	スロッシングによる漏えい+全交流流動力電源喪失	スロッシングによる漏えい+全交流流動力電源喪失																																																																																																																																																		
事故初期に喪失を想定する水量 <sup>※3</sup> [m <sup>3</sup> ]	212	212	212	212	212																																																																																																																																																		
65℃到達までの時間 [h]	316	316	316	316	316																																																																																																																																																		
100℃到達までの時間 [h]	750 (約31日)	750 (約31日)	750 (約31日)	750 (約31日)	750 (約31日)																																																																																																																																																		
必要な注水量 <sup>①</sup> [t(約68t)] <sup>※4</sup>	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																		
必要な注水量 <sup>②</sup> [t(約68t)] <sup>※4</sup>	212	212	212	212	212																																																																																																																																																		
通常運転水位（オーバーフロー水位）から必要な遮蔽水位 <sup>※4</sup> までの水位差 [m]	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3																																																																																																																																																		
事故発生から必要な遮蔽水位まで水位が低下する時間 [h]	1964 (約81日)	1964 (約81日)	1964 (約81日)	1964 (約81日)	1964 (約81日)																																																																																																																																																		
事故発生からDAF到達までの時間 [h]	6445 (約268日)	6445 (約268日)	6445 (約268日)	6445 (約268日)	6445 (約268日)																																																																																																																																																		
	1号炉		2号炉																																																																																																																																																				
	炉	燃料プール	炉	燃料プール																																																																																																																																																			
炉心燃料	全燃料取り出し		装荷済																																																																																																																																																				
原子炉開放状態	開放（プールゲート閉）		未開放（プールゲート閉）																																																																																																																																																				
水位	NWL		NWL																																																																																																																																																				
想定するプラントの状態	スロッシングによる漏えい+全交流流動力電源喪失		スロッシングによる漏えい+全交流流動力電源喪失																																																																																																																																																				
スロッシング注水量 <sup>※2</sup> (m <sup>3</sup> )	180		180																																																																																																																																																				
65℃到達までの時間 (hr)	111		重要事故シーケンス (2.1 高圧・低圧注水機能喪失、2.4.2 崩壊熱除去機能喪失 (残留熱除去系が故障した場合) ) による	17.94																																																																																																																																																			
100℃到達までの時間 (hr)	266.4			43.07																																																																																																																																																			
必要な注水量 <sup>①</sup> (m <sup>3</sup> )	-			394																																																																																																																																																			
事故発生からTAF到達までの時間 (hr)	1,579			306.03																																																																																																																																																			
通常水位（オーバーフロー水位）から必要な遮蔽水位 <sup>※4</sup> までの水位差 (m)	5.6			2.6																																																																																																																																																			
必要な注水量 <sup>②</sup> (m <sup>3</sup> )	180			574																																																																																																																																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

差異理由

第4表 1号及び3号炉の注水及び給電に用いる設備の台数

記載は設置台数であり、( )内はその系統のみで注水するのに必要な台数

	1号炉	3号炉	共通	備考
注水設備	燃料プール補給水系	2 (1)	—	全交流動力電源喪失時は電源車による給電を実施することで使用可能
	復水補給水系	2 (1)	—	全交流動力電源喪失時は電源車による給電を実施することで使用可能
	ろ過水系	2 (1) *1	— *2	全交流動力電源喪失時は電源車による給電を実施することで使用可能
	代替注水車	1 (1)	1 (1)	
給電設備	1 (1)	2 (2)	1	

※1 ろ過水ポンプは2号炉と共用で3台設置されているが、1号炉用電源から給電される台数が2台、2号炉用電源から給電される台数が1台である。

※2 1号炉ろ過水系により、3号炉使用済燃料プールへ注水が可能である。

第4表 1号炉の注水及び給電に用いる設備の台数

記載は設置台数であり、( )内はその系統のみで注水するのに必要な台数

	1号炉	共通	備考
注水設備	復水輸送系	—	全交流動力電源喪失時は高圧発電機車による給電を実施すること で使用可能
	補給水系	—	全交流動力電源喪失時は高圧発電機車による給電を実施すること で使用可能
	消火系	—	全交流動力電源喪失時は高圧発電機車による給電を実施すること で使用可能
	大量送水車	1 (1)	必要な台数に対して十分 な台数を保有(1)
給電設備	1 (1)	1 (1)	必要な台数に対して十分 な台数を保有(1)

第3表 1号及び2号炉の注水及び給電に用いる設備の台数

記載は設置台数であり、( )内はその系統のみで注水するのに必要な台数

	1号炉	2号炉	共通	備考
注水設備	燃料取替用水ポンプ (水源：燃料取替用水タンク)	2 (1)	—	全交流動力電源喪失時は移動発電機車による 給電を実施することで使用可能
	1次系補給水ポンプ (水源：1次系純水タンク)	2 (1)	—	全交流動力電源喪失時は移動発電機車による 給電を実施することで使用可能
	補給水ポンプ (水源：2次系純水タンク)	—	—	全交流動力電源喪失時は2号炉の移動発電機 車による給電を実施することで使用可能
	可搬型大型送水ポンプ車 (水源：海)	1 (1)	1 (1)	
給電設備	2 (1)	2 (1)	—	

【女川及び島根】  
 記載内容の相違  
 ・各プラントによる注  
 水及び給電に用いる  
 設備の相違



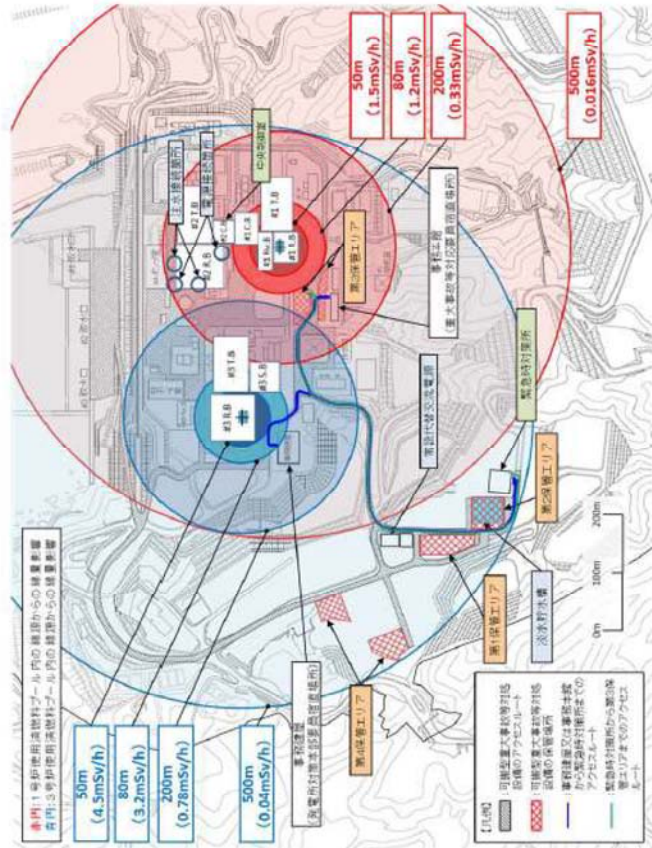




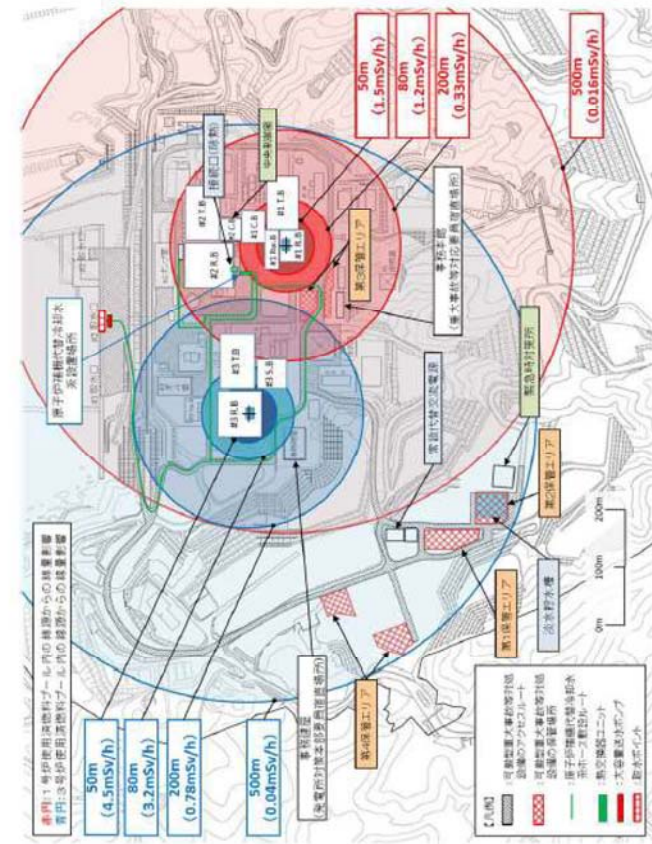
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

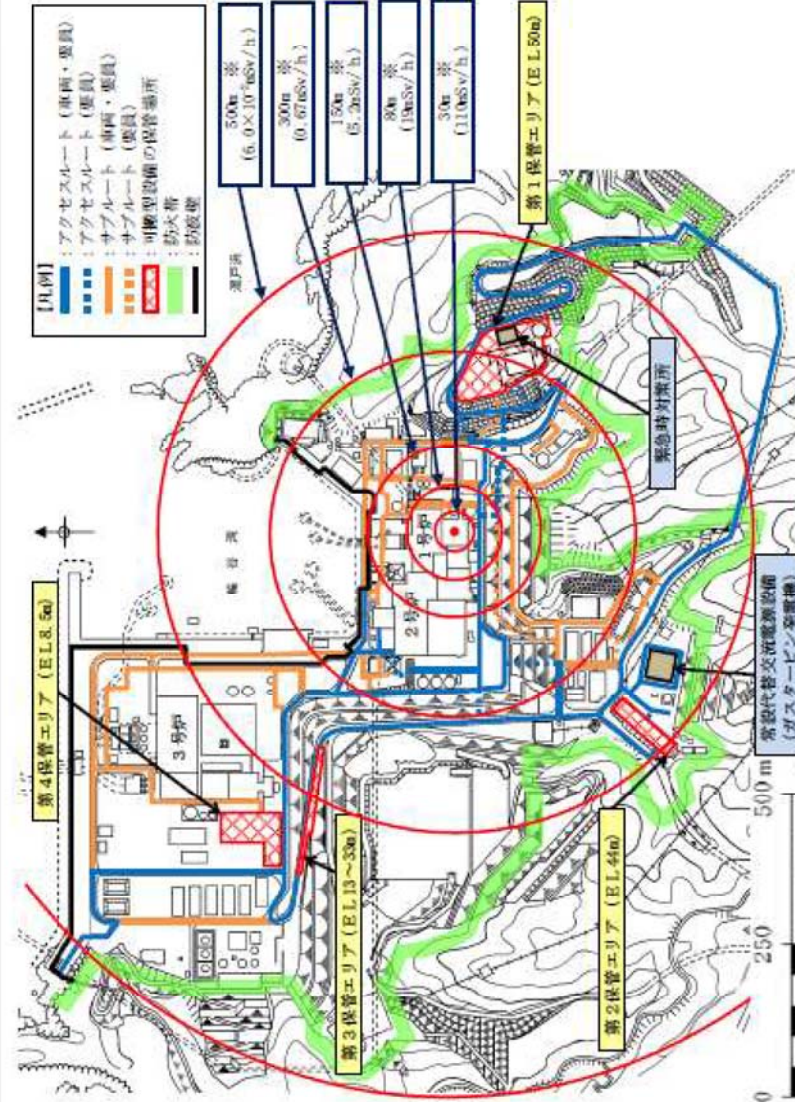


第2図 線量率の概略分布と要員のアクセスマップ



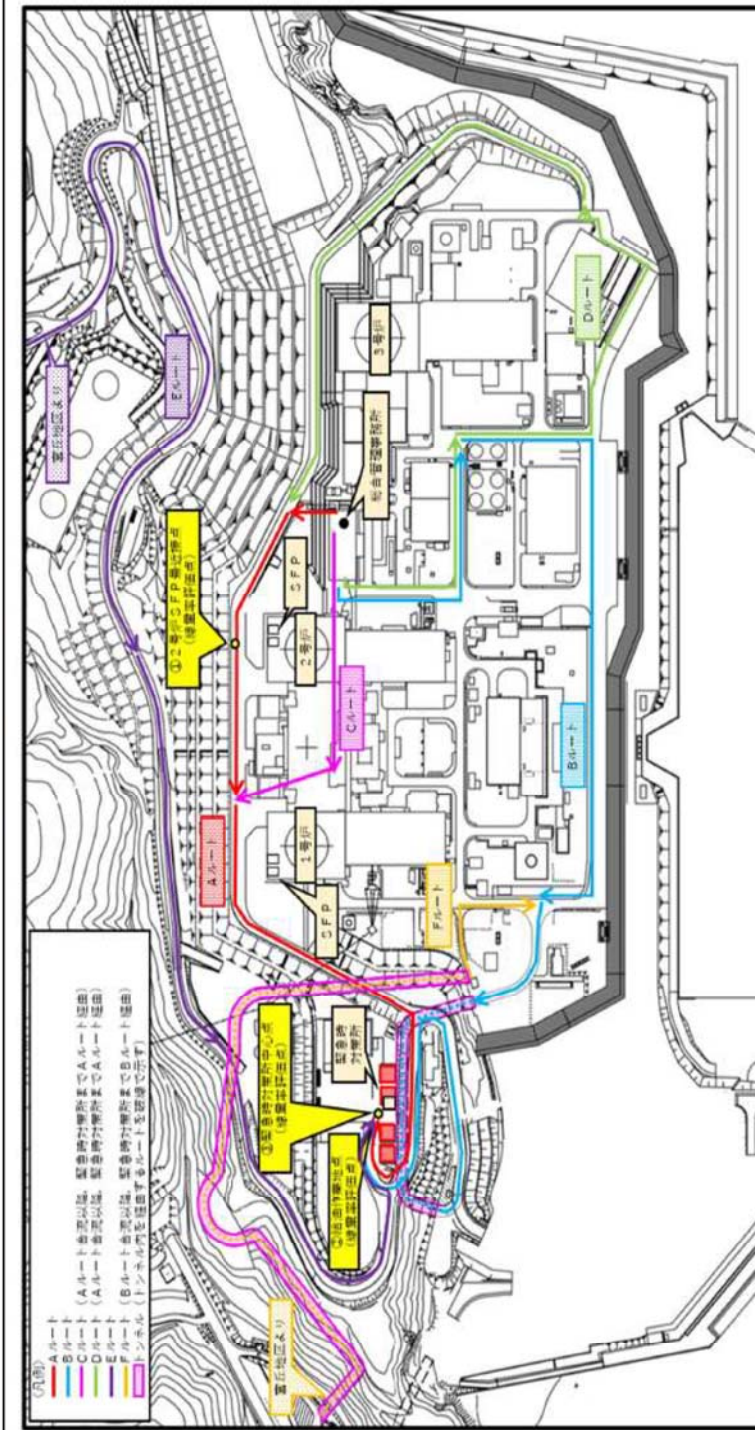
第3図 線量率の概略分布と原子炉補機代替冷却水系ホース敷設ルート

島根原子力発電所2号炉



第2図 線量率の概略分布（1号炉での高線量場発生）

泊発電所3号炉



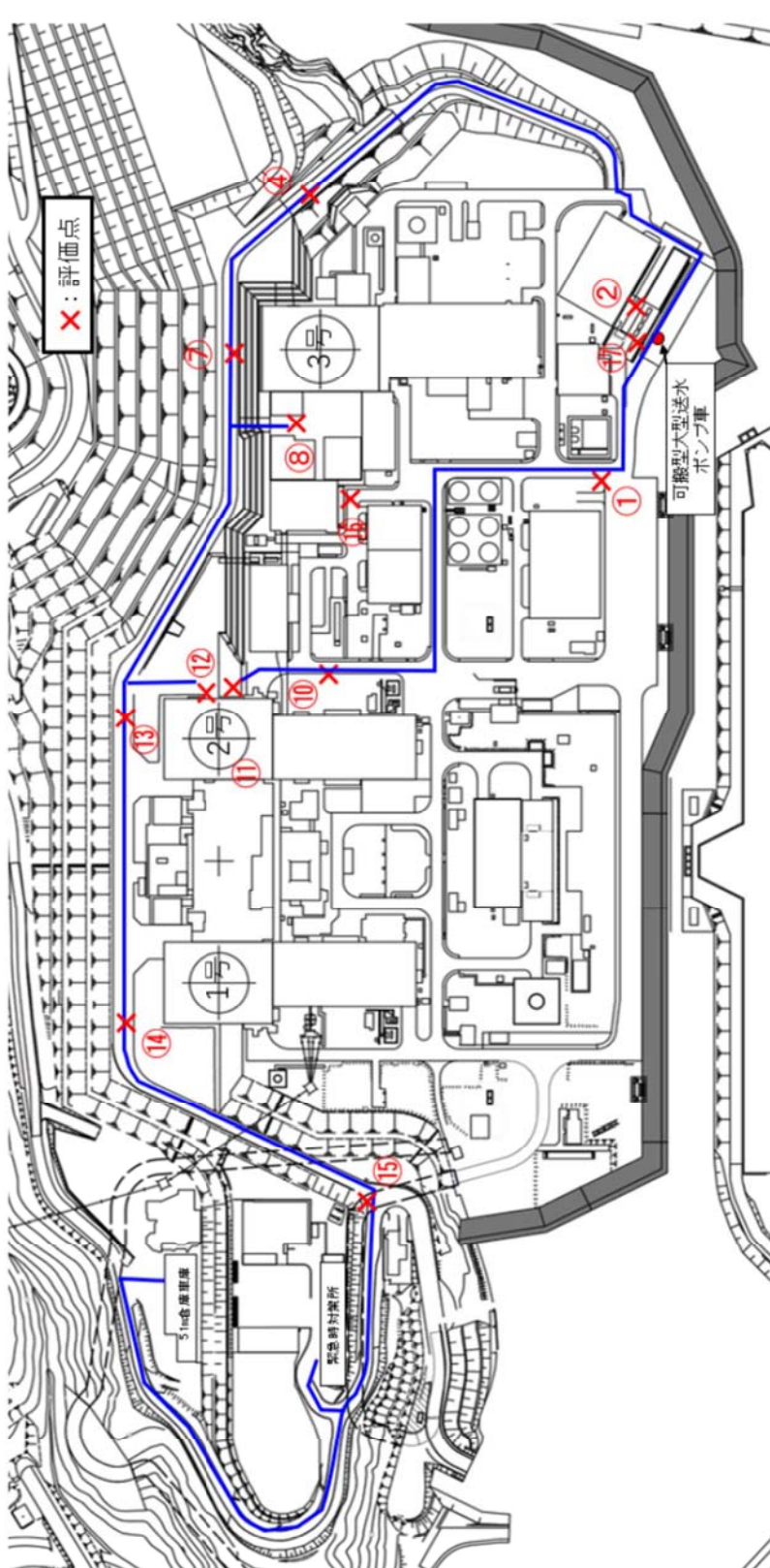
第2図 緊急時対策所への参集ルート等を踏まえた評価点

差異理由

【女川及び島根】  
 記載内容の相違  
 ・女川及び島根は線量率の概略分布を示しており、泊は評価点を示している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		 <p>第3図(1/3) 燃料取替用水ピットへの補給（海水）の作業動線と評価点</p>	<p>【女川及び島根】                      記載内容の相違                      ・女川及び島根は線量率の概略分布を示しており、泊は評価点を示している。</p>

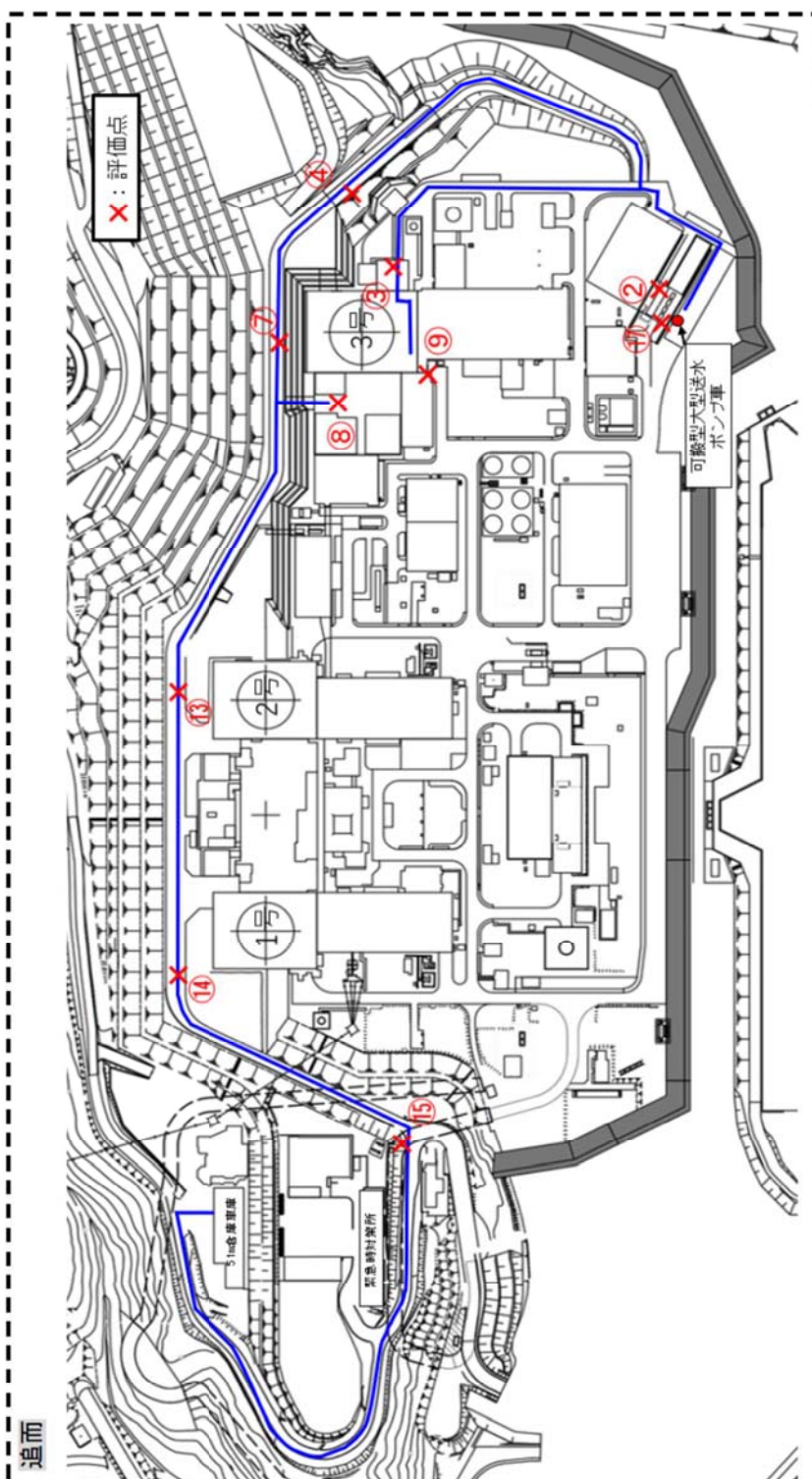
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p>第3図(2/3) 使用済燃料ピットへの注水確保（海水）の作業動線と評価点</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

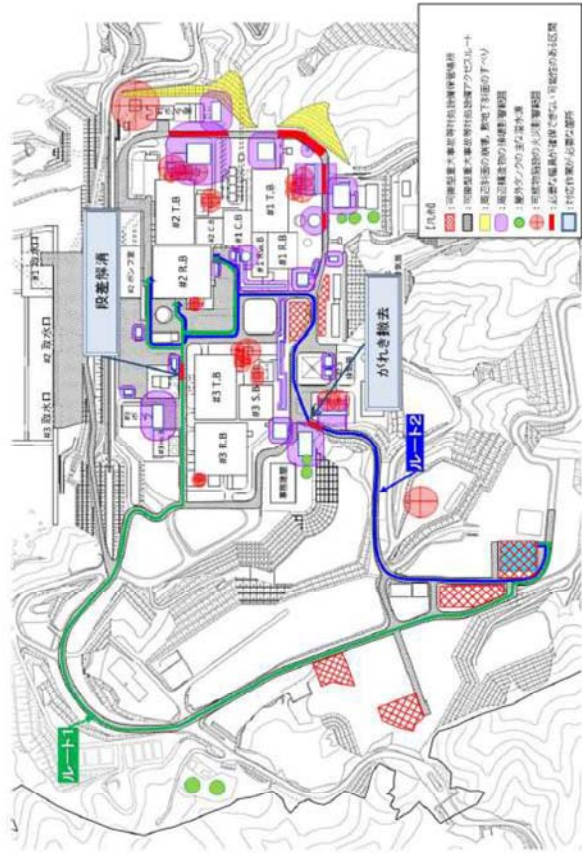
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		 <p>第3図(3/3) 原子炉補機冷却水系統への通水確保（海水）の作業動線と評価点</p>	
		<p>追而【3号炉原子炉建屋西側を経由したルートの設定変更】                  T.P.10mにおける3号炉原子炉建屋西側のアクセスルート（ホース敷設ルート）については、代替ルートを検討しており、当該ルートにおけるSA作業の成立性を評価中のため。</p>	

1.0 重大事故等対策における共通事項

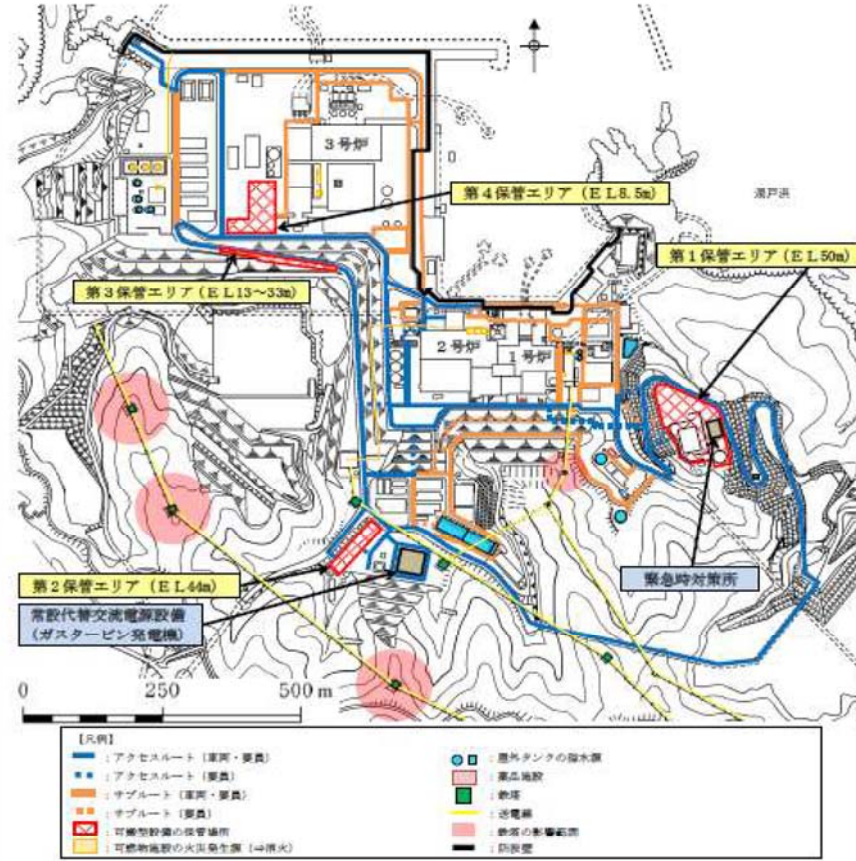
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉



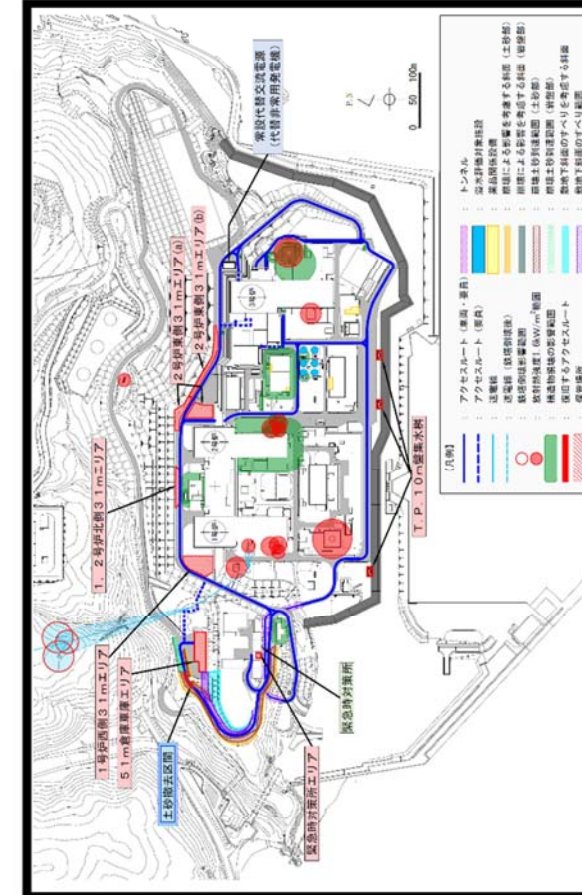
第4図 屋外アクセスルートにおける地震後の被害想定（一覧）

島根原子力発電所2号炉

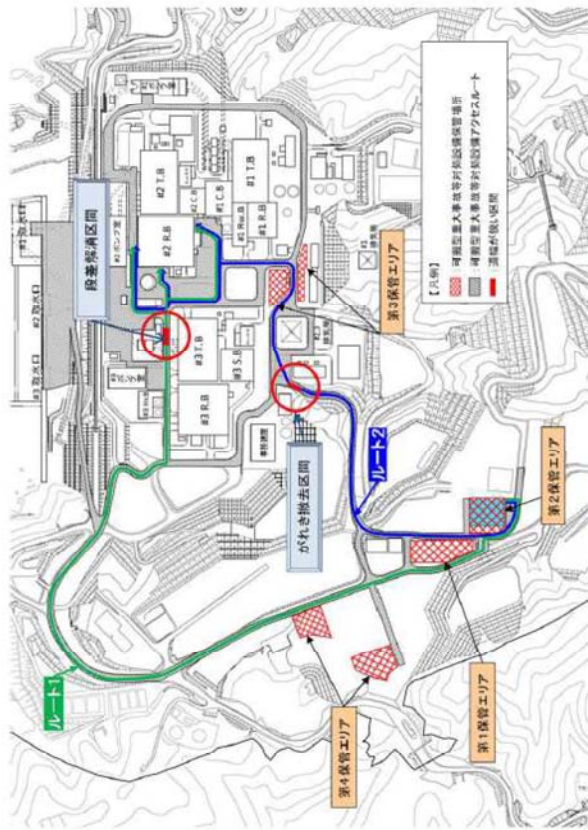


第3図 アクセスルートにおける地震後の被害想定（一覧）

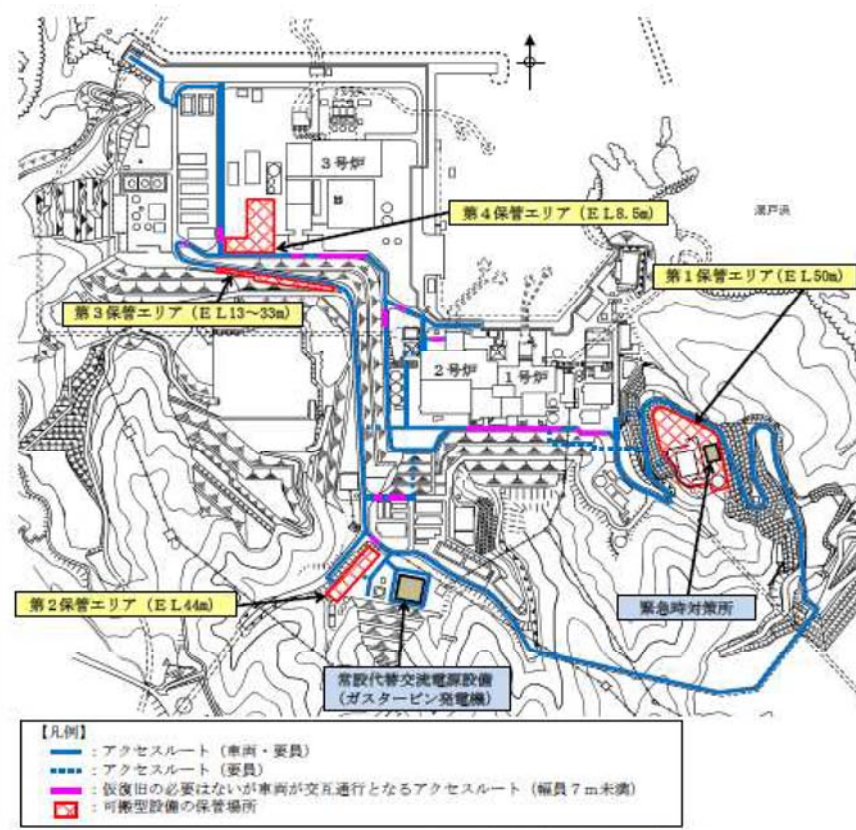
泊発電所3号炉



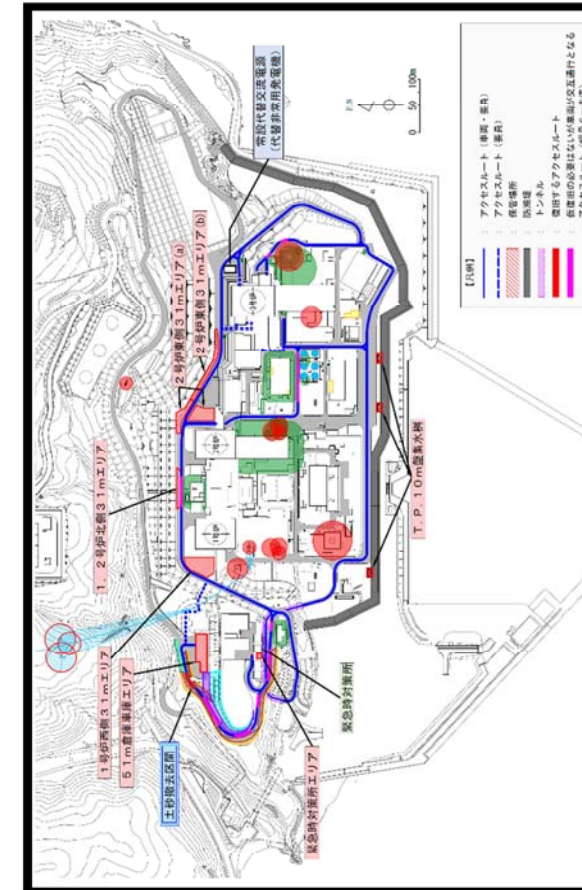
第4図 アクセスルートにおける地震後の被害想定（一覧）



第5図 アクセスルートのうち道幅が狭い箇所



第4図 アクセスルートのうち道幅が狭い箇所



第5図 アクセスルートのうち道幅が狭い箇所

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

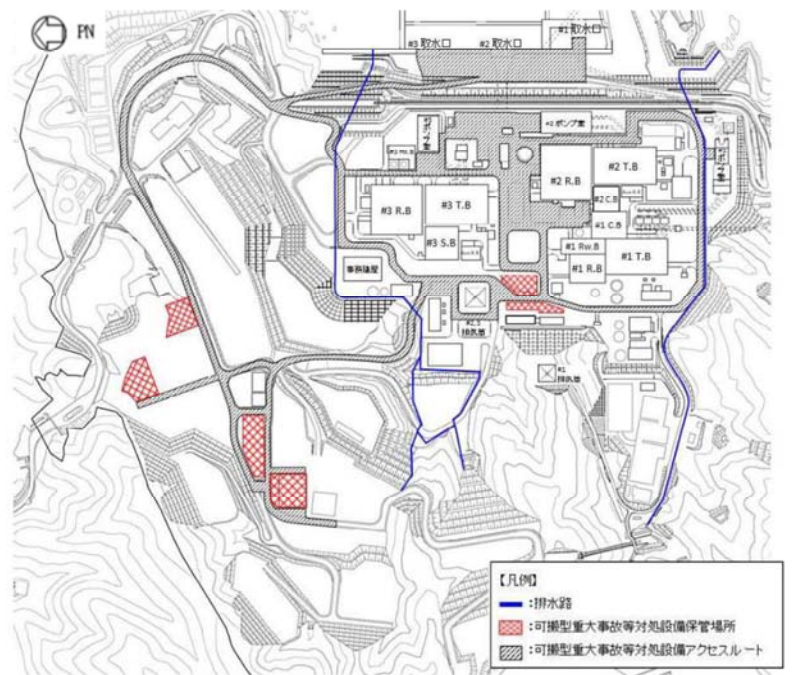
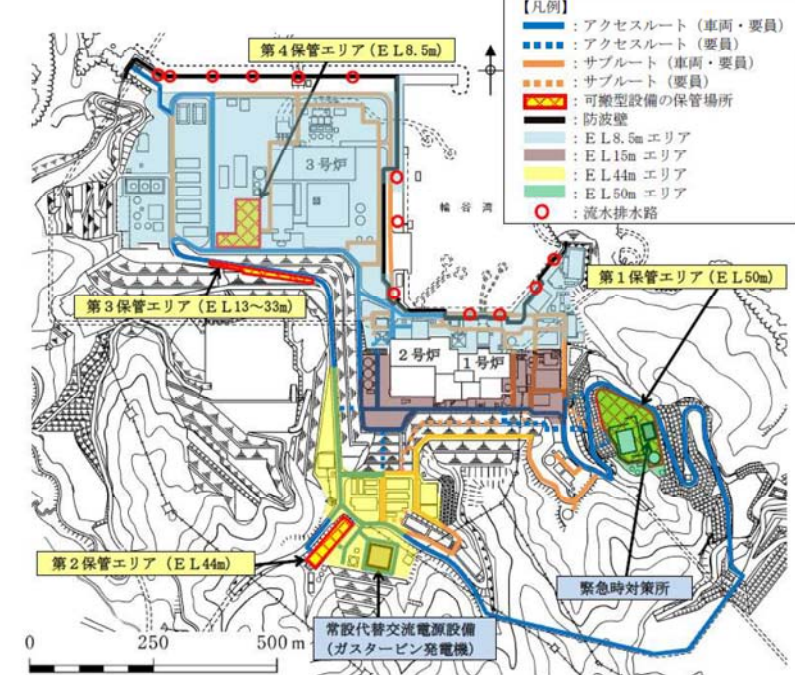
枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

【女川及び島根】  
 記載内容の相違  
 ・各プラントによる地震時の被害想定  
 の相違

【女川及び島根】  
 記載内容の相違  
 ・各プラントによるアクセスルート  
 における道路幅が狭い箇所の相違

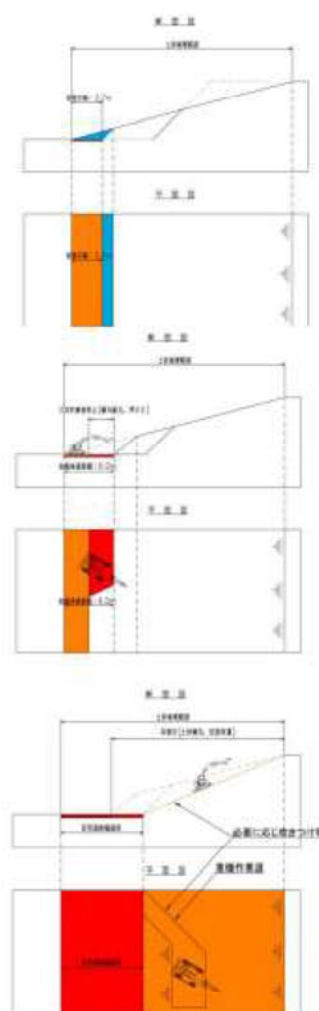
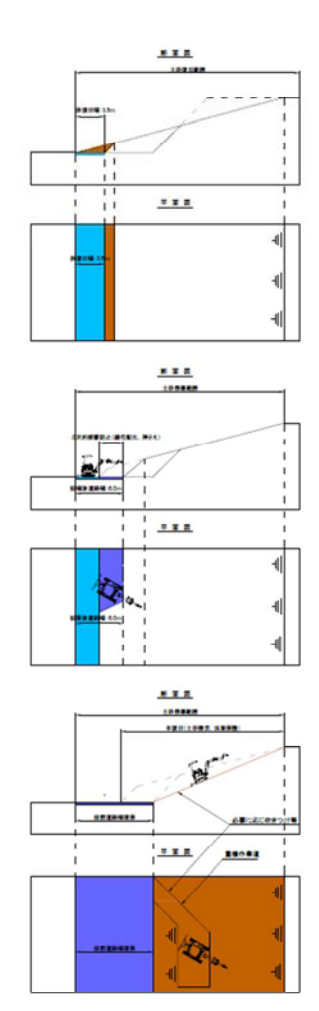
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">補足資料(9)</p> <p style="text-align: center;">保管場所及び屋外アクセスルートの点検状況について</p> <p>保管場所、屋外アクセスルート及びそれらの周辺斜面並びに構内排水路等について、以下に示すように定期的に土木専門技術者による点検を行い、健全性を確認する。また、台風、地震、大雨、強風、津波等が発生した場合には、土木専門技術者による臨時点検を行い、必要に応じて補修工事を実施する。</p> <p>屋外アクセスルートについては、復旧が可能な重機や砕石等の資機材をあらかじめ備えており（別紙(23)）、屋外アクセスルートの性能が維持できる運用を整えている。</p> <p>また、構内排水路については、設計基準としての降水量（91mm/h）に対し、降水が敷地内に滞留しないような設計としていることから、屋外アクセスルートのアクセス性に支障がないことを確認している（別紙(6)）。</p> <p>第1図に保管場所、屋外アクセスルート及び構内排水路の配置を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保管場所：外観目視点検を1回/年</li> <li>○屋外アクセスルート：外観目視点検を1回/年</li> <li>○保管場所及び屋外アクセスルート周辺斜面：外観目視点検を1回/年</li> <li>○構内排水路：外観目視点検を1回/年</li> </ul>  <p style="text-align: center;">第1図 保管場所、屋外アクセスルート及び構内排水路図</p>	<p style="text-align: right;">別紙 (21)</p> <p style="text-align: center;">保管場所及び屋外のアクセスルート等の点検状況</p> <p>保管場所、アクセスルート及びそれらの周辺斜面並びに排水路等について、以下に示すように定期的に土木専門技術者による点検を行い、健全性を確認する。また、台風、地震、大雨、強風、津波等が発生した場合には土木専門技術者による臨時点検を行い、必要に応じて補修工事を実施する。</p> <p>保管場所、アクセスルート及びそれらの周辺斜面については、応急復旧が可能な重機や砕石等の資機材をあらかじめ備えており（別紙(9)参照）、当該設備の性能が維持できる運用・管理体制を整えている。また、排水路については、十分な排水能力を有しており、敷地内に滞留するおそれはなく、アクセスルートのアクセス性に支障がないことを確認した。（別紙(26)参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保管場所：外観目視点検を1回/年</li> <li>○アクセスルート：外観目視点検を1回/年</li> <li>○保管場所及びアクセスルート周辺斜面：外観目視点検を1回/年</li> <li>○フラップゲート：動作確認、外観目視点検を1回/年</li> <li>○排水路：外観目視点検を1回/年</li> </ul> <p style="text-align: center;">第1図に保管場所及びアクセスルートの配置を示す。</p>  <p style="text-align: center;">第1図 保管場所及びアクセスルート</p>	<p style="text-align: right;">補足資料(8)</p> <p style="text-align: center;">保管場所及び屋外のアクセスルート等の点検状況</p> <p>保管場所、アクセスルート及びそれらの周辺斜面並びに構内排水路等について、以下に示すように定期的に土木専門技術者による点検を行い、健全性を確認する。また、台風、地震、大雨、強風、津波等が発生した場合には、土木専門技術者による臨時点検を行い、必要に応じて補修工事を実施する。</p> <p>アクセスルートについては、復旧が可能な重機や砕石等の資機材をあらかじめ備えており（別紙(22)）、アクセスルートの性能が維持できる運用を整えている。</p> <p>また、構内排水路については、設計基準としての降水量（57.5mm/h）に対し、降水が敷地内に滞留しないような設計としていることから、アクセスルートのアクセス性に支障がないことを確認している（別紙(6)）。</p> <p style="text-align: center;">第1図に保管場所、アクセスルート及び構内排水路の配置を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保管場所：外観目視点検を1回/年</li> <li>○アクセスルート：外観目視点検を1回/年</li> <li>○保管場所及びアクセスルート周辺斜面：外観目視点検を1回/年</li> <li>○フラップゲート：動作確認、外観目視点検を1回/年</li> <li>○構内排水路：外観目視点検を1回/年</li> </ul> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">追而【他条文の審査状況の反映】                  （構内排水設備の設計については、第6条「外部からの衝撃による損傷の防止」の審査状況を踏まえて反映するため）</p> </div> <p style="text-align: center;">第1図 保管場所、アクセスルート及び構内排水路図</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川】対応方針の相違 ・泊はフラップゲートの確認を実施</p> <p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p>

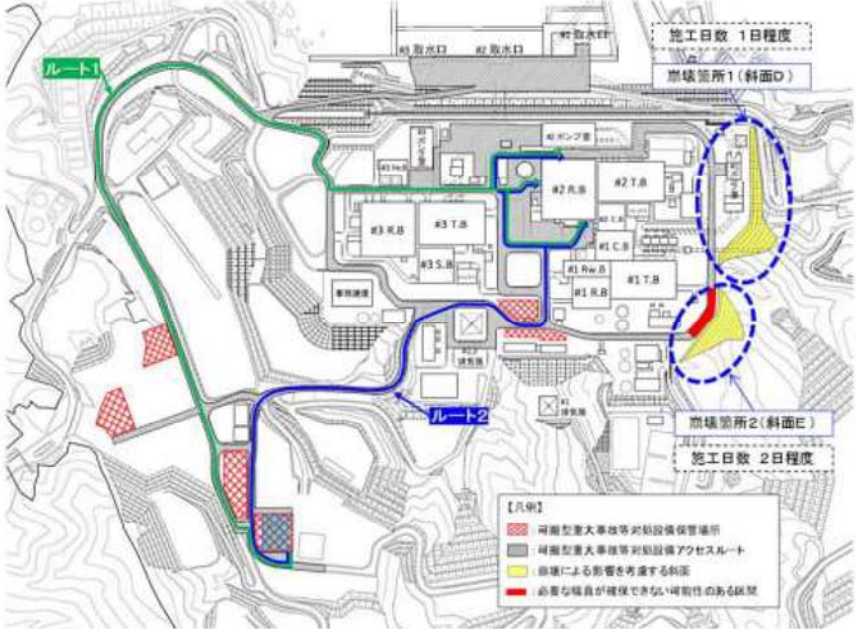

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>補足資料(10)</p> <p>仮復旧後の対応について</p> <p>1. 仮復旧後の対応について                      仮復旧後の余震や降雨による二次的被害を防止するため、仮復旧後速やかに、法面整形（緩勾配化，土羽うち）及び通行幅の拡幅作業に移る。さらに、運搬車両等の搬入が可能となったのち、本復旧（土砂掘削運搬，法面補強等）を実施する。</p> <p>&lt;仮復旧&gt;                      熱交換器ユニットが通行可能となる通行幅3.7mを確保                      →道路脇に押土</p> <p>ブルドーザによる作業</p> <p>&lt;二次的被害防止&gt;                      余震や降雨による二次的被害の防止                      →法面の整形（緩勾配化，土羽打ち）                      →通行幅の拡幅（6.0m程度）</p> <p>バックホウ・ホイールローダによる作業</p> <p>&lt;本復旧&gt;                      従前道路幅の確保，法面の安定化                      →土砂の本格掘削及び運搬                      →法面の整形，補強</p> <p>バックホウ+運搬車両による作業</p> 	<p>該当箇所なし</p>	<p>補足資料(9)</p> <p>仮復旧後の対応について</p> <p>1. 仮復旧後の対応について                      仮復旧後の余震や降雨による二次的被害を防止するため、仮復旧後速やかに、法面整形（緩勾配化，土羽打ち）及び通行幅の拡幅作業に移る。さらに、運搬車両等の搬入が可能となったのち、本復旧（土砂掘削運搬，法面補強等）を実施する。</p> <p>&lt;仮復旧&gt;                      必要な道路幅3.5mを確保                      →道路脇に押土</p> <p>ホイールローダによる作業</p> <p>&lt;二次的被害防止&gt;                      余震や降雨による二次的被害の防止                      →法面の整形（緩勾配化，土羽打ち）                      →通行幅の拡幅（6.0m程度）</p> <p>バックホウ・ホイールローダによる作業</p> <p>&lt;本復旧&gt;                      従前道路幅の確保，法面の安定化                      →土砂の本格掘削及び運搬                      →法面の整形，補強</p> <p>バックホウ+運搬車両による作業</p> 	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違                      ・必要な道路幅の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違                      ・復旧用重機の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>2. 二次的被害防止対策について</p> <p>道路に流入した土砂を撤去し、道路幅員を3.7mから6.0m程度に拡幅後、法面勾配（緩勾配化、土羽打ち）を実施する。1箇所当たりの復旧に要する期間は1日～2日程度であり、復旧に当たっては、早期に復旧可能な箇所や主要なルートを一時的に復旧するなど、合理的な事故処理に努める。</p>  <p>第1図 二次的被害防止対策箇所</p>		<p>2. 二次的被害防止対策について</p> <p>道路に流入した土砂を撤去し、道路幅員を3.5mから6.0m程度に拡幅後、法面勾配（緩勾配化、土羽打ち）を実施する。復旧に要する期間は1日～2日程度である。</p>  <p>第1図 二次的被害防止対策箇所</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要な道路幅の相違</li> <li>泊は復旧箇所が1箇所のみのため、優先的に復旧するルートはない</li> </ul> <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>復旧箇所の相違</li> </ul>



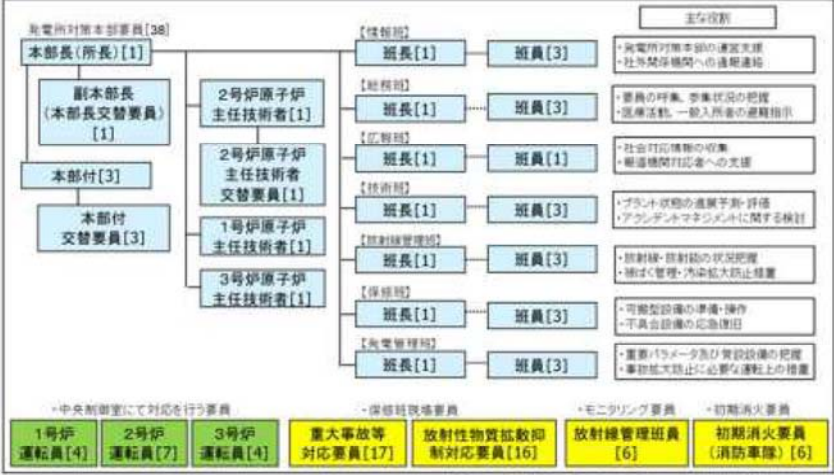

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>3. 本復旧対策について</p> <p>道路に流入した土砂を撤去（掘削及び運搬）するなど、従来の道路幅員まで拡幅後、法面整形及び安定化対策を実施する。1箇所当たりの復旧に要する時間は数日～3.5ヶ月程度であり、復旧に当たっては、早期に復旧可能なルートを優先的に復旧するなど、合理的な事故処理に努める。</p>  <p>第2図 本復旧対策箇所</p>		<p>3. 本復旧対策について</p> <p>道路に流入した土砂を撤去（掘削及び運搬）するなど、従来の道路幅員まで拡幅後、法面整形及び安定化対策を実施する。復旧に要する時間は数日～3ヶ月程度である。</p>  <p>第2図 本復旧対策箇所</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧日数の相違</li> <li>・泊は復旧箇所が1箇所のみのため、優先的に復旧するルートはない</li> </ul> <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧箇所の相違</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>補足資料(11)</p> <p>発電所構外からの要員参集について</p> <p>重大事故等発生時には発電所対策本部を設置する。原子力防災組織の要員は第1図に示すとおりであり、要員の招集が可能であることを確認した。</p>  <p>第1図 原子力防災組織の要員（第2緊急体制）</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）においても、重大事故等が発生した場合に備えて、必要な初動対応を行うために44名が発電所に常駐している。事故対応に必要な有効性評価上のすべての初動対応は発電所に常駐する44名で対応可能である。</p>	<p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>別紙 (22)</p> <p>発電所構外からの要員の参集について</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>補足資料(10)</p> <p>発電所構外からの要員参集について</p> <p>重大事故等発生時には発電所対策本部を設置する。原子力防災組織の要員は第1図に示すとおりであり、要員の招集が可能であることを確認した。</p>  <p>第1図 原子力防災組織の要員（参集要員招集後）</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）においても、重大事故等が発生した場合に備えて、必要な初動対応を行うために41名が発電所に常駐している。事故対応に必要な有効性評価上の初動対応は発電所に常駐する41名で対応可能である。また、重大事故等対策の有効性評価にて必要な要員である代替非常用発電機等への給油活動については、被災後3時間を目途に発電所構外の要員2名を招集・確保することで対応可能である。</p>	<p>差異理由</p> <p>【島根】記載方針の相違                  ・泊は、要員参集について補足資料に整理した。(女川と相違なし)</p> <p>【島根】記載方針の相違                  ・泊は、重大事故等時の体制に係る概要を記載した。(女川と相違なし。)</p> <p>【女川】体制の相違                  ・要員数、要員の名称に相違はあるが、運転員、可搬型SA設備を用いて電源復旧活動や注水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることに相違なし。(詳細は技術的能力1.0で整理)</p> <p>【女川】体制の相違                  ・要員数に相違はあるが、重大事故等が発生した場合における初動対応体制としての必要な要員を確保する方針であることに相違なし。                  ・泊は、有効性評価にて期待する給油作業は発電所構外の参集要員に期待する。</p>
--	--	---	---

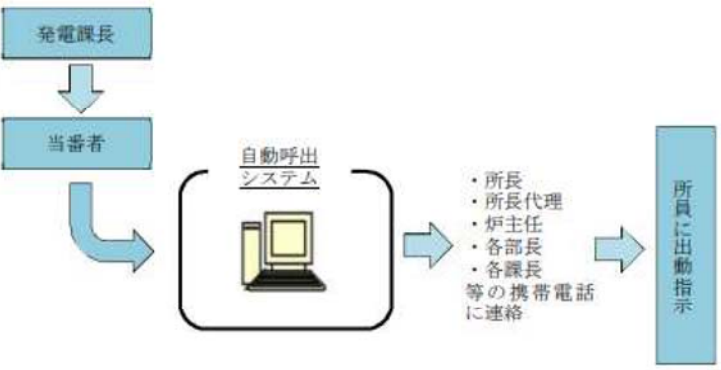
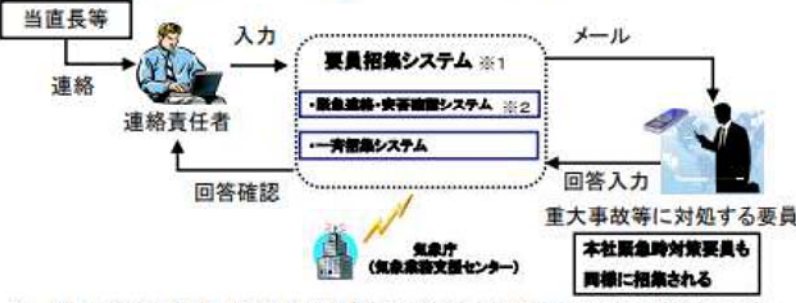
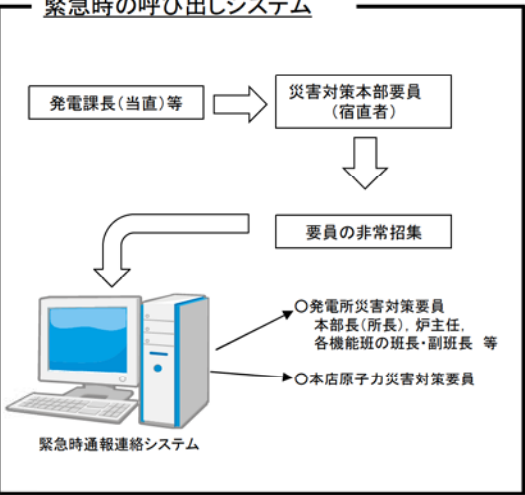
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>長期的な事故対応を行うために、事象発生後12時間を目途に発電所外の<b>参集要員54名</b>を招集・確保し、体制の拡大を図ることとしている。また、構外からの参集ルートは複数の陸路を確保しており、いずれのルートにおいても発電所に到着することができる。要員の呼出しは、<b>自動呼出しシステム</b>、通信連絡設備によって実施する。</p> <p>1. 発電所構内に待機している要員の招集について</p> <p>発電所構内には夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において初動対応に必要な要員を待機させており、重大事故等への対応が可能である。夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、待機している原子力防災組織の要員を第2図に示す。</p>  <p>第2図 原子力防災組織の要員                      (夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）)</p>		<p>長期的な事故対応を行うために、被災後12時間を目途に発電所外の<b>発電所災害対策要員27名</b>を招集・確保し、体制の拡大を図ることとしている。また、構外からの参集ルートは複数の陸路を確保しており、いずれのルートにおいても発電所に到着することができる。要員の呼出しは、<b>緊急時の呼び出しシステム</b>、通信連絡設備によって実施する。</p> <p>1. 発電所構内に待機している要員の招集について</p> <p>発電所構内には夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において初動対応に必要な要員を待機させており、重大事故等への対応が可能である。夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、待機している原子力防災組織の要員を第2図に示す。</p>  <p>第2図 原子力防災組織の要員                      (夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）)</p>	<p>【女川】名称の相違</p> <p>【島根】参集要員の人数の相違</p> <p>・泊は、12時間以内に参集要員27名を確保し発電所対策本部強化する。参集要員の人数に差異はあるものの、女川と同様に対策本部として必要な機能は確保できる。</p> <p>【女川】体制の相違</p> <p>・要員数、要員の名称に相違はあるが、運転員、可搬型SA設備を用いて電源復旧活動や注水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う本部要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の初動対応に必要な要員を確保する方針であることに相違なし。(詳細は技術的能力1.0で整理)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>2. 発電所構外に滞在している要員の招集について</p> <p>(1) 要員の招集の流れ</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合に、発電所外にいる<b>重大事故等対策要員</b>を速やかに非常招集するため、「<b>自動呼出システム</b>」（第3図参照）、「通信連絡設備」等を活用し、要員の非常招集及び情報提供を行う。なお、故障等の要因で自動呼出システムが使用できない場合には、事務建屋の対策室又は緊急時対策所の通信連絡設備を用いて、あらかじめ定める連絡体制に従い、要員の非常招集を行う。</p>  <p style="text-align: center;">第3図 自動呼出システム</p>	<p>1. 要員の招集の流れ</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合に、発電所外にいる<b>重大事故等に対処する要員</b>を速やかに非常招集するため、「<b>要員招集システム</b>」、「通信連絡手段」等を活用し、要員の非常招集及び情報提供を行う。（第1図）</p> <p>■ 要員招集システムによる対応要員の招集</p> <p>連絡責任者が要員招集システムを操作し、招集メールを発信する。</p>  <p>※1 発電所沿岸で津波警報、大津波警報が発令された場合は気象庁の情報により要員招集システムからも招集メールが自動配信される。</p> <p>※2 松江市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、自動的に参集を開始するが、地震情報は当該システムからも自動配信される。</p> <p style="text-align: center;">第1図 要員招集システム</p>	<p>2. 発電所構外に滞在している要員の招集の流れ</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において重大事故等が発生した場合には、発電所外にいる<b>発電所災害対策要員</b>を速やかに非常招集するため、<b>緊急時の呼び出しシステム</b>（第3図参照）、通信連絡手段等を活用し、要員の非常招集及び情報提供を行う。なお、故障等の要因により緊急時の呼び出しシステムが正常に機能しない等の通信障害によって非常招集連絡ができない場合には、緊急時対策所の通信連絡設備を用いて、あらかじめ定める連絡体制に従い、要員の非常招集を行う。</p>  <p style="text-align: center;">第3図 緊急時の呼び出しシステム</p>	<p>【女川及び島根】名称の相違（以降、差異理由を省略）</p> <p>【島根】記載方針の相違・泊は、呼び出しシステムの故障時の対応について記載している。（女川と相違なし）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>発電所周辺地域（女川町、石巻市又は東松島市）で震度6弱以上の地震が発生した場合には、非常招集連絡がなくても参集する。</p> <p>地震等により、家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>集合場所は、基本的には各寮・アパートに滞在中の場合は、当該宿舎の駐車場又は集会所、外出先や石巻市内から参集する場合には高台に設置された浦宿寮（第4図）とする。発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とするが、道路状況や発電所における事故の進展状況等が確認できない場合又は徒歩による参集が必要になる場合には、浦宿寮を経由して発電所に向かうものとする。</p> <p>集合場所に集合した要員は、発電所対策本部と非常招集に係る以下の確認、調整を行い、通信連絡設備、懐中電灯等（第1表）を持参し、発電所と連絡を取りながら集団で発電所に移動する。集合場所には通信連絡設備として衛星電話設備（携帯型）を配備する。</p>	<p>松江市内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、社内規程に基づき、非常招集連絡がなくても自主的に参集する。</p> <p>地震等により家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>集合場所は、基本的には構外参集拠点（緑ヶ丘施設、宮内（社宅・寮）及び佐太前寮）（第2図）とするが、発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とする。</p> <p>構外参集拠点（緑ヶ丘施設、宮内（社宅・寮）及び佐太前寮）に集合した要員は、緊急時対策本部と非常招集に係る以下の確認、調整を行い、通信連絡設備、懐中電灯等を持参し、発電所と連絡を取りながら集団で移動する。構外参集拠点（緑ヶ丘施設、宮内（社宅・寮）及び佐太前寮）には通信連絡設備として衛星電話設備（携帯型）を各5台配備する。</p>	<p>発電所周辺地域（泊村、共和町、岩内町又は神恵内村）において震度5弱以上の地震発生や発電所前面海域における大津波警報が発表された場合には、社内規程に基づき、非常招集連絡がなくても自主的に参集する。</p> <p>地震等により家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>参集にあたっては、基本的には共和町宮丘地区の集合場所（エナメゾン共和寮）に集合し、参集ルートや移動手段の選定、放射線防護具の着用等の発電所までの参集に係る準備を行う。参集準備完了後、参集が必要な要員は、発電所構内に向け参集を開始する。なお、残る要員は、集合場所で待機し発電所対策本部の指示に従う。発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とするが、道路状況や発電所における事故の進展状況等が確認できない場合には、共和町宮丘地区を経由して発電所に向かうものとする。（第4図）</p> <p>集合場所に集合した要員は、発電所対策本部と非常招集に係る以下の確認、調整を行い、通信連絡設備、LED懐中電灯等（第1表）を持参し、発電所と連絡を取りながら集団で移動する。集合場所には通信連絡設備として衛星携帯電話を配備する。</p>	<p>【女川及び島根】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、震度5弱以上、大津波警報発表で自動参集する。</li> </ul> <p>【女川及び島根】地理的要因の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、発電所から半径2.5km圏内の共和町宮丘地区（社宅・寮）に約7割の発電所員が所在していることから、共和町宮丘地区にあるエナメゾン共和寮を集合場所としている。</li> </ul> <p>【女川及び島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、集合場所に集合した要員は発電所までの参集に係る準備を行うこと等について記載した。</li> </ul> <p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、要員の参集について、道路状況や発電所における事故の進展状況等が確認できない場合には、集合場所を経由して発電所に向かうこととしている。（女川と相違なし）</li> </ul> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】名称の相違（以降、差異理由を省略）</p> <p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、台数を記載していない。（女川と相違なし。）</li> </ul>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>①発電所の状況，招集人数，必要な装備（放射線防護服，マスク，線量計等）</p> <p>②招集した要員の確認（人数，体調等）</p> <p>③携行資機材（通信連絡設備，懐中電灯等）</p> <p>④天候，災害情報（道路状況含む。）等</p> <p>⑤参集場所（対策室（事務建屋），緊急時対策所）</p>  <p>先に出発した参集要員は，参集ルートの道路状況を衛星電話設備（携帯型）にて発電所対策本部に報告する。発電所対策本部は，参集要員からの情報を基により良い参集ルートを選定し，衛星電話設備（携帯型）にて，後続の参集要員に連絡する。</p>	<p>①発電所の状況（発電所への移動が可能なプラント状況かどうか（格納容器ベントの実施見通し），発電所に行くための必要な装備（放射線防護具，マスク，線量計を含む。））</p> <p>②その他発電所で得られた情報（発電所への移動に関する道路状況等，移動する上で有益な情報）</p> <p>③発電所へ移動する人の情報（人数，体調，移動手段（徒歩，車両），連絡先）</p>	<p>①発電所の状況，発電所構内の本部要員等の要員数</p> <p>②入構時に携行すべきもの（通信連絡設備，LED懐中電灯，放射線防護具等）</p> <p>③予め定められている参集ルートの中から，天候・災害情報及び発電所の状況を踏まえ，開放する門扉及び参集する場所も含めた，適切なルートの選定。</p> <p>④集合した要員の状況（集合状況，各班の人数，体調等）</p> <p>⑤入構手段（社有車，自家用車，徒歩等）</p> <p>⑥入構手段，天候，災害情報等からの大まかな到着時間</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集合場所で入手する情報，TSCとの調整事項等については同等。</li> </ul> <p>【女川】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は，状況に応じて参集場所を変更する運用。原災法10条以降又は震度6弱以上の場合は緊急時対策所へ参集としている。</li> <li>・泊は，原子力防災準備体制又は原子力防災体制発令後は緊急時対策所へ参集することとしている。</li> </ul> <p>【女川】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は，地震時を想定した場合，緊急時対策所では重大事故等対処設備である衛星携帯電話を使用する可能性がある。同時に，津波発生も考慮すると複数ある発電所への参集ルートの1つである茶津門扉を経由するルートは通行できないことから，集合場所から大和門扉を経由し緊急時対策所へ参集する津波の影響を受けないルートを選択することとしている。参集要員が通行するルートが明確であることから移動中においては衛星携帯電話を使用した発電所対策本部への連絡は必要なく参集できる。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉



第4図 女川原子力発電所とその周辺

第1表 集合場所に配備する装備品及び携行資機材等（相当品）一覧

装備品	携行資機材等	
放射線防護服、マスク	線量計	熊鈴
登山靴	通信連絡設備	リュックサック
合羽	懐中電灯、ヘッドライト	救急キット
手袋	ステッキ	ノーバンク自転車

島根原子力発電所2号炉

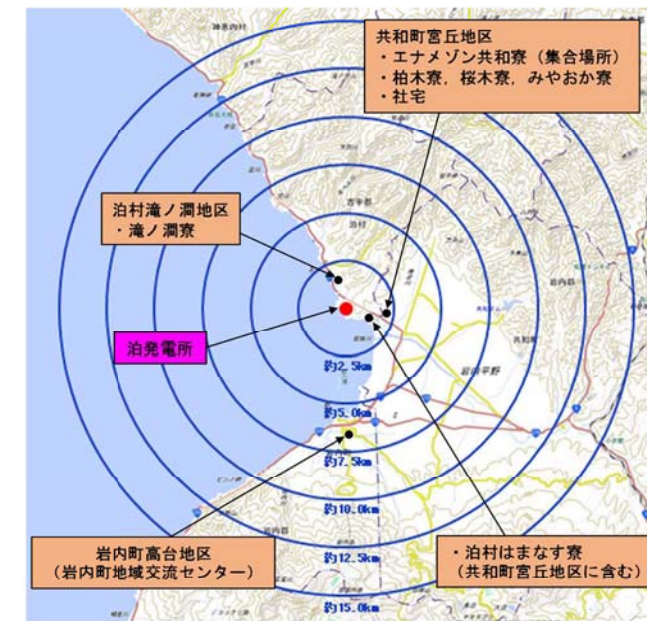
発電用原子炉主任技術者は通信連絡手段により、必要の都度、発電所の連絡責任者と連絡をとり、発電用原子炉施設の運転に関し、保安上の指示を行う。



第2図 島根原子力発電所とその周辺

泊発電所3号炉

発電用原子炉主任技術者は通信連絡手段により、必要の都度、発電所の災害対策本部要員と連絡をとり、発電用原子炉施設の運転に関する保安上の指示を行う。



第4図 泊発電所とその周辺

第1表 集合場所に配備する装備品及び携行資機材等（相当品）一覧

装備品	放射線防護服、マスク、作業靴、雨合羽、防寒着、手袋
携行資機材等	線量計、通信連絡設備、LED懐中電灯、LEDヘッドランプ、スノーシュー、熊鈴、救急キット

差異理由

記載表現の相違

【島根】記載方針の相違  
 ・泊は、参集時の集合場所に配備する装備品及び携行資機材等を記載。（女川と相違なし）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


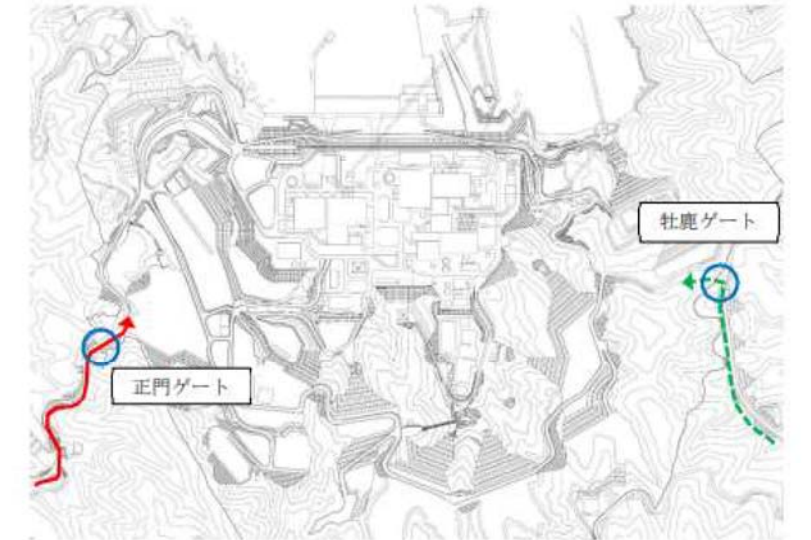


1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																										
<p>(2) 重大事故等対策要員の所在について                      女川原子力発電所の所員の大多数は女川町内の社有宿舎等や周辺市町に居住している（第2表）。</p> <p>第2表 居住地別の発電所員数（平成30年1月時点）</p> <table border="1" data-bbox="112 541 914 646"> <thead> <tr> <th>居住地</th> <th>女川町</th> <th>石巻市</th> <th>その他地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者数</td> <td>345人 (約77%)</td> <td>92人 (約20%)</td> <td>13人 (約3%)</td> </tr> </tbody> </table>	居住地	女川町	石巻市	その他地域	居住者数	345人 (約77%)	92人 (約20%)	13人 (約3%)	<p>2. 重大事故等に対処する要員の所在について                      発電所員の社宅・寮がある島根原子力発電所から半径5km圏内に、発電所員（約540名）の約4割が居住している。更に、島根原子力発電所から半径5～10km圏内には、発電所員の約3割が居住しており、おおむね島根原子力発電所から半径10km圏内に発電所員の約7割が居住している。（第2図）（第1表）</p> <p>第1表 居住地別の発電所員数（令和3年3月時点）</p> <table border="1" data-bbox="958 562 1757 678"> <thead> <tr> <th>居住地</th> <th>5km圏内</th> <th>5～10km圏内</th> <th>10～20km圏内</th> <th>その他地域 (半径20km圏外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者数</td> <td>231名 (43%)</td> <td>155名 (29%)</td> <td>90名 (17%)</td> <td>60名 (11%)</td> </tr> </tbody> </table>	居住地	5km圏内	5～10km圏内	10～20km圏内	その他地域 (半径20km圏外)	居住者数	231名 (43%)	155名 (29%)	90名 (17%)	60名 (11%)	<p>3. 発電所災害対策要員の所在について                      泊発電所の発電所災害対策要員の大多数は共和町、泊村及び岩内町の発電所から半径12.5km圏内に居住している（第2表）。</p> <p>第2表 居住地別の発電所災害対策要員数（2021年12月時点）</p> <table border="1" data-bbox="1798 541 2576 737"> <thead> <tr> <th>居住地</th> <th>共和町宮丘地区※1 (泊発電所から半径2.5km圏内)</th> <th>共和町（宮丘地区除く）、岩内町、泊村滝ノ澗地区※2 (泊発電所から半径12.5km圏内)</th> <th>その他地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者数</td> <td>355人 (約71%)</td> <td>141人 (約28%)</td> <td>3人 (約1%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：共和町宮丘地区とは、共和町宮丘地区のエナメゾン共和寮（集合場所）柏木寮、桜木寮、みやおか寮及び社宅、並びに泊村はまなす寮                      ※2：泊村滝ノ澗地区とは、滝ノ澗寮とその周辺地域を含む。</p>	居住地	共和町宮丘地区※1 (泊発電所から半径2.5km圏内)	共和町（宮丘地区除く）、岩内町、泊村滝ノ澗地区※2 (泊発電所から半径12.5km圏内)	その他地域	居住者数	355人 (約71%)	141人 (約28%)	3人 (約1%)	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>
居住地	女川町	石巻市	その他地域																										
居住者数	345人 (約77%)	92人 (約20%)	13人 (約3%)																										
居住地	5km圏内	5～10km圏内	10～20km圏内	その他地域 (半径20km圏外)																									
居住者数	231名 (43%)	155名 (29%)	90名 (17%)	60名 (11%)																									
居住地	共和町宮丘地区※1 (泊発電所から半径2.5km圏内)	共和町（宮丘地区除く）、岩内町、泊村滝ノ澗地区※2 (泊発電所から半径12.5km圏内)	その他地域																										
居住者数	355人 (約71%)	141人 (約28%)	3人 (約1%)																										



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由												
<p>(3) 発電所構外からの要員の参集ルート</p> <p>a. 概要</p> <p>女川町内からの要員参集ルートについては、第5図に示すとおりであり、ルート①「五部浦ルート（県道41号線）」、ルート②「コバルトラインルート（県道220号線）」及びルート③「表浜ルート（県道2号線）」の3ルートを基本とし、これらのルートに迂回路を組み合わせた複数の経路を確保している。</p> <p>さらに、発電所への入構についても、第6図のとおり通常時に使用している正門ゲートのほかに、発電所南側の牡鹿ゲートの使用も可能であることから、迂回路と組み合わせることで、ルートを重複させることなく、参集が可能である。</p> <p>集合場所（浦宿寮）から発電所までの徒歩による参集所要時間を第3表に示す。</p>  <table border="1" data-bbox="133 1123 489 1249"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>ルート</th> <th>表示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>五部浦ルート</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>コバルトラインルート</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>表浜ルート</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※破線は迂回路を示す</p> <p>第5図 発電所へのアクセスルート</p>  <p>第6図 発電所構内への入城ルート</p>	No.	ルート	表示	①	五部浦ルート	—	②	コバルトラインルート	—	③	表浜ルート	—	<p>3. 発電所構外からの要員の参集ルート</p> <p>(1) 概要</p> <p>発電所構外からの参集ルートについては、第3図に示すとおりであり、参集ルートの障害要因としては、比較的に平坦な土地であることから、土砂災害の影響は少なく、地震による橋の崩壊、津波による参集ルートの浸水が考えられる。</p> <p>地震による橋梁の崩落については、参集ルート上の橋梁が崩落等により通行ができなくなった場合でも、迂回ルートが複数存在することから、参集は可能である。また、木造建物の密集地域はなくアクセスに支障はない。</p> <p>なお、地震による参集ルート上の主要な橋梁への影響については、平成12年鳥取県西部地震においても、実際に徒歩による通行に支障はなかった。</p> <p>大規模な地震が発生し、発電所で重大事故等が発生した場合には、住民避難の交通渋滞が発生すると考えられるため、交通集中によるアクセス性への影響回避のため、参集ルートとしては可能な限り住民避難の渋滞を避けることとし、複数ある参集ルートから適切なルートを選定する。</p>  <p>第3図 発電所構外からの参集ルート</p> <p>本資料のうち、特開みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	<p>4. 発電所構外からの要員の参集ルート</p> <p>(1) 概要</p> <p>発電所構外からの参集ルートについては、第5図に示すとおりであり、参集ルートの障害要因としては、比較的に平坦な土地であることから、土砂災害の影響は少なく、地震による橋の崩壊、津波による参集ルートの浸水が考えられる。</p> <p>地震による橋梁の崩落については、参集ルート上の橋梁が崩落等により通行ができなくなった場合でも、参集ルートが複数存在することから、参集は可能である。また、木造建物の密集地域はなくアクセスに支障はない。</p> <p>なお、地震による参集ルート上の主要な橋梁への影響については、平成5年北海道南西沖地震においても、徒歩による通行に支障はなかった。</p> <p>大規模な地震が発生し、発電所で重大事故等が発生した場合には、住民避難の交通渋滞が発生すると考えられるため、交通集中によるアクセス性への影響回避のため、参集ルートとしては可能な限り住民避難の渋滞を避けることとし、複数ある参集ルートから適切なルートを選定する。</p>  <p>第5図 発電所構外からの参集ルート</p>	<p>【女川】地理的要因の相違              ・泊発電所の周辺は比較的に平坦な土地であり、島根と類似していることから、以降は、主に島根との相違について差異理由を記載する。</p> <p>【島根】地理的要因の相違</p>
No.	ルート	表示													
①	五部浦ルート	—													
②	コバルトラインルート	—													
③	表浜ルート	—													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																								
<p style="text-align: center;">第3表 徒歩による参集所要時間</p> <table border="1" data-bbox="112 237 905 394"> <thead> <tr> <th></th> <th>ルート①</th> <th>ルート②</th> <th>ルート③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移動距離</td> <td>約18km</td> <td>約17km</td> <td>約29km</td> </tr> <tr> <td>所要時間（昼間、晴天）*</td> <td>約3時間50分</td> <td>約3時間40分</td> <td>約6時間10分</td> </tr> <tr> <td>歩行実績</td> <td>—</td> <td>3時間13分（約5.2km/h）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>参集時間の目安</td> <td colspan="3">所要時間に、道路状況、住民避難、夜間・荒天等を考慮し、12時間を目安と設定</td> </tr> <tr> <td>震災時の実績</td> <td colspan="3">震災時に、地震・津波の影響によりがれきが散乱している道路状況において当社社員が参集した実績：約5.5kmを1時間（約90m/min）で歩行</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：「不動産の表示に関する公正競争規約施行規則」における徒歩所要時間（90m/minで歩行）</p> <p>津波浸水時については、アクセス性への影響を未然に回避するため、<b>大津波警報発生時には基準津波が来襲した際に浸水が予想されるルート（第3図に示す、比較的海に近いルート）は使用しないこととし、これ以外の参集ルートを使用して参集することとする。</b></p>		ルート①	ルート②	ルート③	移動距離	約18km	約17km	約29km	所要時間（昼間、晴天）*	約3時間50分	約3時間40分	約6時間10分	歩行実績	—	3時間13分（約5.2km/h）	—	参集時間の目安	所要時間に、道路状況、住民避難、夜間・荒天等を考慮し、12時間を目安と設定			震災時の実績	震災時に、地震・津波の影響によりがれきが散乱している道路状況において当社社員が参集した実績：約5.5kmを1時間（約90m/min）で歩行			<p>津波浸水時については、アクセス性への影響を未然に回避するため、<b>津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合には浸水が予想されるルート（第6図に示す、比較的海に近いルート）は使用しないこととし、これ以外の参集ルートを使用して参集することとする。</b></p>	<p>津波浸水時については、アクセス性への影響を未然に回避するため、<b>津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合には浸水が予想されるルート（第6図に示す、比較的海に近いルート）は使用しないこととし、これ以外の参集ルートを使用して参集することとする。</b></p>	<p><b>【女川】記載方針の相違</b>                  ・泊は、徒歩による要員参集の検証結果を参考2に示す。</p> <p><b>【島根】運用の相違</b>                  ・泊は、津波注意報等が発表された場合には津波による浸水が予想されるルートを通行しない運用としている。</p>
	ルート①	ルート②	ルート③																								
移動距離	約18km	約17km	約29km																								
所要時間（昼間、晴天）*	約3時間50分	約3時間40分	約6時間10分																								
歩行実績	—	3時間13分（約5.2km/h）	—																								
参集時間の目安	所要時間に、道路状況、住民避難、夜間・荒天等を考慮し、12時間を目安と設定																										
震災時の実績	震災時に、地震・津波の影響によりがれきが散乱している道路状況において当社社員が参集した実績：約5.5kmを1時間（約90m/min）で歩行																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>b. 津波による影響が考えられる場合の参集ルート</p> <p>重大事故等対策要員が女川町内から参集する場合、基本的に車両を使用するが、道路状況等により通行が困難な場合には徒歩による参集を行うこととしている。参集ルートの中には、一部低地が含まれており、この場合には津波の収束状況等を勘案して通行することとしている。さらに、低地の通行が不可能な場合にも、送電線の巡視ルート等を活用し、高台のみの通行により発電所(緊急時対策所)まで参集することが可能であることを確認している(第7図、第8図)。</p>  <p>第7図 高台のみを通行する場合の要員参集ルート (所外)</p>  <p>第8図 高台のみを通行する場合の要員参集ルート (所内)</p>	<p>(2) 津波による影響が考えられる場合の参集ルート</p> <p>松江市津波ハザードマップによると、松江市中心部から発電所までの参集ルートへの影響はほとんど見られない(川岸で数10cm程度)が、大津波警報発生時は、津波による影響を想定し、海側や佐陀川の河口付近を避けたルートにより参集する。(第4図)</p>  <p>第4図 構外参集拠点からの参集ルート</p> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	<p>(2) 津波による影響が考えられる場合の参集ルート</p> <p>泊村、共和町及び岩内町ハザードマップによると、海側及び河口付近を経由した発電所までの参集ルートが津波浸水予測範囲となっている。津波による影響を想定し、海側や河口付近を避けたルートにより参集する。(第6図)</p>  <p>第6図 発電所構外からの参集ルート (津波による影響が考えられる場合)</p>	<p>【島根】地理的要因の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、海側及び河口付近が津波浸水予測範囲となっていることから、津波注意報等が発表された場合には迂回することとしている。</li> </ul> <p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、集合場所までの移動ルートについては複数の迂回ルート(青線)を示す。集合場所から発電所までのルートのうち、津波の影響を受けない大和門扉ルートに係る説明は5.項にて整理している。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>c. 住民避難がなされている場合の参集について                      全面緊急事態に該当する事象が発生し、住民避難が開始している場合、住民の避難方向と逆方向に要員が移動することが想定される。                      発電所へ参集する要員は、原則、住民避難に影響のないよう行動し、自動車による参集ができないような場合は、自動車を避難に支障のない場所に停止した上で、徒歩等により参集する。</p> <p>d. 発電所構内への参集ルート                      発電所敷地外から発電所構内への参集ルートは、通常の正門を通過するルートに加え、迂回ルートを確認している（第9図）。</p>	<p>(3) 住民避難が行われている場合の参集について                      全面緊急事態に該当する事象が発生し、住民避難が開始している場合、住民の避難方向と逆方向に要員が移動することが想定される。                      発電所へ参集する要員は、原則、住民避難に影響のないよう行動し、自動車による参集ができないような場合は、自動車を避難に支障のない場所に停止した上で、徒歩や自転車により参集する。</p> <p>4. 発電所構内への参集ルート                      発電所敷地外から発電所構内への参集ルートは、通常の一矢入口及び本谷入口を通過するルートに加え迂回ルートを確認している。（第5図）</p> <p>発電所近傍にある500kV、220kV及び66kVの送電鉄塔の倒壊による障害を想定し、鉄塔が倒壊しても影響を受けない参集ルートを設定する。                      発電所近傍にある500kV、220kV及び66kVの送電鉄塔の倒壊による障害を想定し、鉄塔が倒壊した場合における通行の考え方を別紙補足1に示す。</p> <p>平日の勤務時間帯においては、緊急時対策要員の多くは管理事務所で執務しており、招集連絡を受けた場合は、速やかに緊急時対策所に参集する。                      夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）においては、初動対応する要員が免震重要棟又はその近傍及び制御室建物又はその近傍で執務若しくは待機しており、招集連絡を受けた場合は、速やかに緊急時対策所に参集する。                      管理事務所及び免震重要棟から緊急時対策所までのアクセスルートを、第5図に示す。</p>	<p>(3) 住民避難が行われている場合の参集について                      全面緊急事態に該当する事象が発生し、住民避難が開始している場合、住民の避難方向と逆方向に要員が移動することが想定される。                      発電所へ参集する要員は、原則、住民避難に影響のないよう行動し、自動車による参集ができないような場合は、自動車を避難に支障のない場所に停止した上で、徒歩等により参集する。</p> <p>5. 発電所構内への参集ルート                      発電所敷地外から発電所構内への参集ルートは、通常時に使用している茶津門扉を通過するルート（以下、「茶津門扉ルート」という。）に加え、津波発生時に茶津門扉ルートが使用できない場合を考慮し、津波による影響を受けない大和門扉を通過するルート（以下、「大和門扉ルート」という。）を確認している（第7図及び第8図）。大和門扉ルートを使用した要員参集の状況について参考2に示す。</p> <p>発電所近傍にある275kV及び66kVの送電鉄塔の倒壊による障害を想定し、鉄塔が倒壊しても影響を受けない参集ルートを設定する。                      発電所近傍にある275kV及び66kVの送電鉄塔の倒壊による障害を想定し、鉄塔が倒壊した場合における通行の考え方を参考3に示す。</p> <p>平日の勤務時間帯においては、発電所災害対策要員の多くは総合管理事務所で執務しており、招集連絡を受けた場合は、速やかに緊急時対策所に参集する。                      夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）においては、初動対応する要員が総合管理事務所又はその近傍の建屋内で執務若しくは待機しており、招集連絡を受けた場合は、速やかに緊急時対策所に参集する。                      総合管理事務所等の発電所構内の建屋内から緊急時対策所までのアクセスルートを、第8図に示す。                      なお、第7図及び第8図に示す参集ルートについては、外部からの支援を受けるためのルートとしても使用する。通常時の構内入構ルートである茶津門扉ルートについては、津波発生時の使用不可も考慮し、津波の影響を受けない大和門扉ルートを迂回ルートとして確保することとし、今後、必要に応じて外部からのアクセス性を確保するための道路拡幅や整地等を行い、車両・物資輸送が適切に行えるよう対応していく。</p>	<p>【島根】記載表現の相違（女川と相違なし）</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違                      ・泊は、通常入構ルートの代替ルートである大和門扉ルートについて記載し、その補足説明を参考資料にて整理している。</p> <p>【女川】記載方針の相違                      ・泊は、発電所近傍にある送電鉄塔の倒壊による障害を想定し参集ルートの設定を行っている。（島根と相違なし）</p> <p>【島根】名称の相違（以降、差異理由を省略）</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違                      ・泊は、外部からの支援を受けるためのルートについても整理した。</p>